

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33



滋賀県障害者プラン 2021

【改訂版】（案）

（第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

令和6年（2024年）〇月

滋賀県

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

はじめに

県民一人ひとりが輝き健やかに暮らせる滋賀を実現するためには、だれもが暮らしやすい地域社会をつくる必要が不可欠です。しかしながら、現状はいまだ、障害のある人にとって必ずしも暮らしやすい地域社会とはいえない状況にあります。障害の有無によって、できること/できないことが存在する状況もあります。

そうした中で、県では、令和元年10月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を全面施行し、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指し、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）と「障害の社会モデル」の考え方に基づいた取組を進めています。

今回策定した滋賀県障害者プラン2021は、条例施行後、初めての障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画となります。

新たな県プランでは、条例の趣旨を踏まえ、基本理念を「みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く」としました。また、全ての施策・取組の基盤に「共生社会づくり」を位置付け、障害による差別をなくすための障害理解や心のバリアフリーを進めるとともに、障害のある人自身が主体となって地域で生活していくための意思決定支援の充実などに取り組むこととしています。その上で、「ともに暮らす」、「ともに育ち・学ぶ」、「ともに働く」、「ともに活動する」という4つの領域を上位項目に置き、領域ごとに県が進める施策分野に沿った項目を設定しています。

言うまでもなく共生社会の実現のためには、県だけでなく、障害のある人にかかわるみんなと一緒に取り組むことが必要です。そのため、県プランには、県が担うべき役割や実施することとともに、市町やサービス事業者、企業、さらには障害のある人を含む、私たち県民一人ひとりが果たすべき役割などについてもお示ししています。

県プランが、障害のある人一人ひとりにとって、必要とするサービスや支援を選択でき、地域で当たり前で生活するためのロードマップとなり、共生社会の実現に向けて、みんなと一緒に取り組んでいけることを願っています。

結びに、県プランの策定にあたり、熱心に御審議いただきました滋賀県障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、同協議会小委員会等で御協議いただいた皆様、そのほか貴重な御意見や御提案をいただきました県民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和3年（2021年）3月

滋賀県知事



もくじ

I 滋賀県障害者プラン 2021 策定の基本的な考え方	
1. プラン策定の背景	1
2. プラン策定の趣旨	2
3. プランの位置づけ	3
4. プランの実施期間	4
5. SDGs との関係性	5

II 滋賀県が目指す共生社会	
1. 基本理念	6
2. 基本目標	6
3. 基本的な施策の方向性	8
(1) 施策領域の設定	8
(2) 各施策領域のあるべき姿と基本的な施策の方向性	9

III 具体的な施策	
1. 共生社会づくり	25
(1) 差別をなくし権利が護られるために	25
(2) 自ら選び自分らしく暮らしていくために	29
(3) 情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために	30
(4) 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりのために	33
2. とともに暮らす	36
(1) 地域での安心できる暮らしのために	36
(2) 障害特性等に応じた支援の充実のために	44
(3) 保健・医療の推進のために	54
(4) 防災と防犯の推進のために	61
(5) 障害福祉を支える人材の養成および育成・確保のために	63

3. とともに育ち・学ぶ	66
(1) 健やかな育ちのために	66
(2) 豊かな学びのために～インクルーシブ教育の推進～	71
(3) 教育と福祉の一層の連携等の推進のために	78
4. とともに働く	80
(1) 企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために	80
(2) 福祉的就労の場における支援の充実のために	83
(3) 障害特性に応じた就労支援のために	85
(4) 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実のために	86
5. とともに活動する	88
(1) 文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために	88
(2) 余暇活動や社会参加を豊かにするために	92
(3) 本人活動や地域における交流活動を豊かにするために	93
6. 重点的取組および活動目標等一覧	95
(1) 重点的取組一覧	95
(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧	98
(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る目標一覧	100
(4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧	103
(5) 障害福祉サービス等の見込量	106
(6) 県が実施する地域生活支援事業の見込量	123
IV 施策の推進体制と進捗管理	
1. それぞれに求められる役割	126
2. PDCA サイクルによる推進体制と進捗管理	127
V 資料編	128

I 滋賀県障害者プラン 2021 策定の基本的な考え方

1. プラン策定の背景

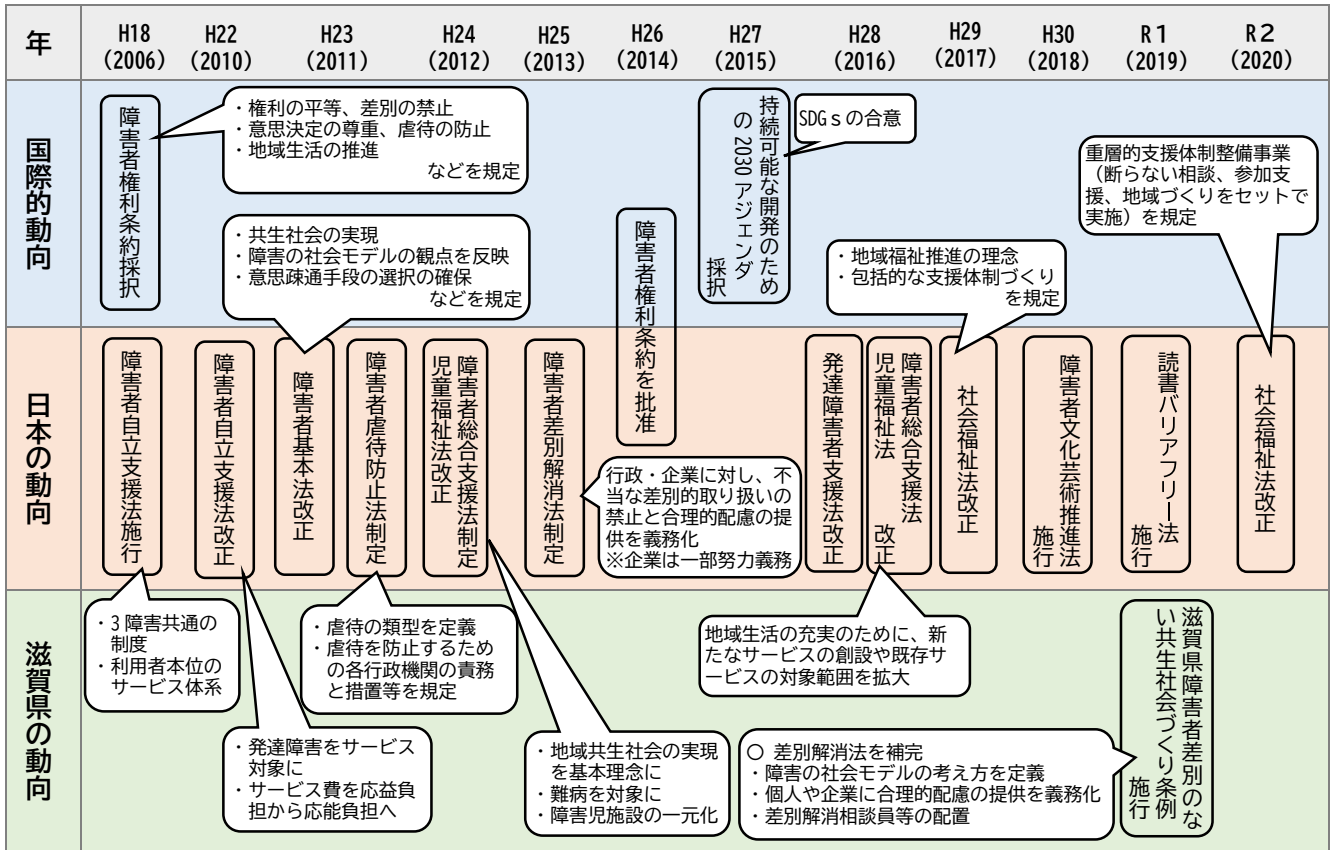
平成 18 年（2006 年）に障害者の人権および基本的自由の享有を確保すること並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択されました。わが国ではこの条約の理念を反映させた障害者基本法の改正（平成 23 年（2011 年））により、障害のある人が「等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」こと、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現することが施策の目標として掲げられました。更に、障害者虐待防止法（平成 23 年（2011 年））、障害者総合支援法（平成 24 年（2012 年））、障害者差別解消法（平成 25 年（2013 年））が制定され、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるための法整備が進められました。

こうした法整備や県内の諸課題を踏まえ、前滋賀県障害者プラン（平成 27 年度（2015 年度）～令和 2 年度（2020 年度））においては、基本理念を「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～」とし、「地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」を基本目標に掲げ、様々な取組を進めてきました。

平成 27 年（2015 年）以降、国による障害者総合支援法および児童福祉法、発達障害者支援法の改正（平成 28 年（2016 年））、障害者基本計画の改定（平成 30 年（2018 年））が行われるとともに、社会福祉法の改正（平成 30 年（2018 年）・令和 2 年（2020 年））、障害者文化芸術推進法（平成 30 年（2018 年））、読書バリアフリー法（令和元年（2019 年））の施行等、共生社会の実現に向けた法整備と施策が進められています。特に、令和 2 年（2020 年）の社会福祉法の改正では、各制度の狭間にいる人への支援や複合的な課題を有する家庭への支援を適切に行うため、対象者の属性等で分けられていた相談支援等の事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

県においては、平成 31 年（2019 年）に「変わる滋賀続く幸せ」を基本理念として滋賀県基本構想を改定するとともに、障害者差別解消法を補完し共生社会の実現に向けた取組を促進するために「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行しました。

1 表 I - 1 障害福祉施策等に係る動向



2

3 この間、障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える支援や環境は徐々に
4 整いつつあるものの、それぞれの方が望む暮らしを実現できる社会へ向けては、社会資源の不足
5 や差別事例の発生等、引き続き多くの課題が残されています。また、近年の豪雨等による自然災害
6 の発生や新型コロナウイルス感染症等の流行は、様々な生きづらさや生活上の困難を抱える障害の
7 ある人たちの暮らしに大きな影響を与えるとともに、避難や自粛生活への支援等、平常時から備え
8 ておかなければならない様々な課題を浮き彫りにしています。

9

10

11 2. プラン策定の趣旨

12 滋賀県障害者プラン 2021（以下、「県プラン」とします。）は、国の動向、県の基本構想、これ
13 までの取組成果と課題を踏まえ、障害のある人が望む暮らしの実現のため、障害の有無にかかわら
14 ず県民がお互いを尊重し、理解し、助け合える、ノーマライゼーションおよびソーシャルインクル
15 ージョンの理念が浸透した共生社会の実現に向けた指針および実施計画として策定するものです。

16 加えて、以下のような趣旨をもって策定しています。

17

- 県プラン策定に係る協議の場への障害当事者の参加や、各障害当事者団体へのヒアリングを通じていただいた意見を反映したものであること。
- 県プランは、市町が策定する同様の計画との連携・調整を図り、市町計画の達成に資するプランであること。
- 豪雨や地震等の災害時や新型コロナウイルス等の感染症の流行時においても、障害のある人の「いのち」と「くらし」を守ることに資するプランであること。
- 糸賀一雄氏ら先人の実践と理念をはじめとして、当事者や地域のニーズに即した現場の先駆的な取組を県や国における施策化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、その発展を目指すプランであること。

3. プランの位置づけ

県プランは、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めるものです。

障害者計画とは、障害者基本法に規定された基本計画であり、県の障害者施策についての基本的な方向を示し、実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。また、障害福祉計画・障害児福祉計画とは、障害者総合支援法・児童福祉法に規定された計画であり、県における障害福祉サービス等・障害児支援の提供体制の整備目標と確保策について示すものです。

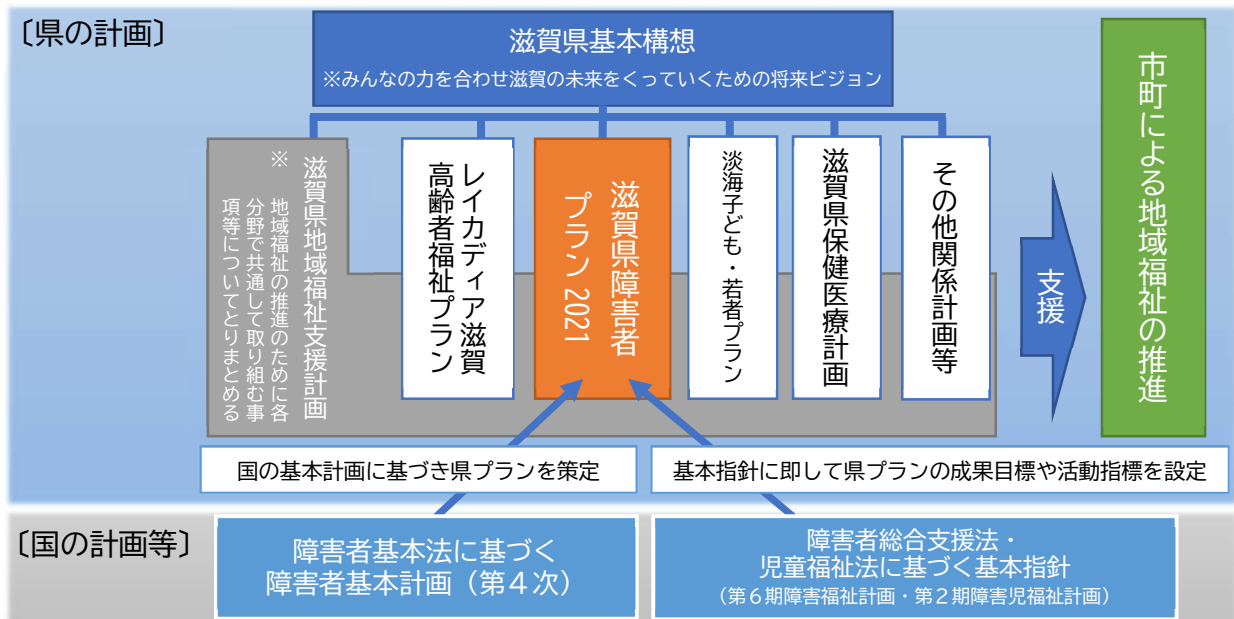
県プランは、障害者基本法に基づく国の新たな「障害者基本計画（第4次）」をベースに、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」に即して策定しています。

県では、滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンとして「滋賀県基本構想」を策定しています。基本構想は「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念として、人、経済、社会、環境の4つの視点で、自分らしい未来を描くことができる生き方と、その土台として「経済」・「社会」・「環境」の調和による持続可能な滋賀県の実現を目指すものです。

県プランは、基本構想を具体化するための障害福祉に関する施策の指針および実施計画として位置づけられ、高齢者福祉に関しては「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」、子ども・若者の福祉に関しては「淡海子ども・若者プラン」、地域福祉を進めるための各分野を横断した取組に関しては「滋賀県地域福祉支援計画」、保健医療については「滋賀県保健医療計画」などが策定されています。各プランは相互に関連し補完しあいながら、各取組が進められています。

各計画の関係性のイメージは図 I-1 のとおりです。

図 I - 1 各計画の関係性イメージ



4. プランの実施期間

県プランの計画期間は令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）の6年間とします。

一部、重点的取組とするものおよび障害福祉計画・障害児福祉計画に関わるものについては、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3年間とします。

表 I - 2 プランの経過と実施期間

(年度)		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
滋賀県	滋賀県基本構想	滋賀県中期計画				滋賀県基本構想 ～未来を拓く共生社会～				滋賀県基本構想 ～未来を拓く8つの扉～				滋賀県基本構想 ～夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～				滋賀県基本構想 ～変わる滋賀続く幸せ～ R1～R12の12カ年計画							
	滋賀県地域福祉支援計画									地域福祉支援計画				地域福祉支援計画 ～支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉「三方よし」計画～				次期計画							
	滋賀県障害者プラン	淡海障害者プラン		障害者福祉しがプラン				新障害者福祉しがプラン		滋賀県障害者プラン ← → 一部改定				滋賀県障害者プラン ← → 一部改定											
国	障害者基本法に基づく障害者基本計画	第2次計画								第3次計画				第4次計画				第5次計画							
	障害者総合支援法に基づく基本指針					第1期計画期間		第2期計画期間		第3期計画期間		第4期計画期間		第5期計画期間		第6期計画期間		第7期計画期間							
	児童福祉法に基づく基本指針													第1期計画期間		第2期計画期間		第3期計画期間							

1 5. SDGs (Sustainable Development Goals) との関係性

2 平成 27 年 (2015 年) に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採
 3 択され、「持続可能な開発目標 (SDGs)」がすべての国連加盟国のリーダーによって合意されました。
 4 SDGs には、発展途上国および先進国を含む国際社会全体の開発目標として、令和 12 年 (2030 年) を
 5 期限とする包括的な 17 の目標が設定されました。各目標の達成に向け、各国、各地域での取組が求め
 6 られています。目標の中には障害または障害者に関連したターゲットが含まれています。

7 県プランは、「だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の理念を
 8 踏まえ、17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」の内、関連する目標 3 (保健・福祉)、4 (教育)、8 (成
 9 長・雇用)、10 (不平等是正)、11 (都市・居住) に関する取組の加速化に寄与するものとします。

10 具体的には、以下の目標・ターゲットに関する取組の加速化に寄与します。



11

ターゲット		県プランにおける目標および指標
3.0	すべての人に健康と福祉を	地域生活支援拠点等が有する機能の充実 (拠点に求められる5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の確保・充実)
4.0	質の高い教育をみんなに	個別の指導計画、個別の教育支援計画に係る「活用率」の上昇
4.2	すべての子どもが質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	重症心身障害児および医療的ケア児を受け入れることができる障害児通所施設の確保 (各市町または圏域に少なくとも1か所以上)
4.5	障害者があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	障害者に対する職業訓練の受講者数 (23人)
8.5	障害者の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	① 法定雇用率達成企業割合 (70%) ② 平均工賃月額3万円以上の就労継続支援 B 型事業所の割合 (30%)
10.0	人や国の不平等をなくそう	障害者差別解消に関する講座の実施 (50回/年)
10.2	障害の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	意思決定支援に関する研修修了者数 (令和6年度から8年度までの累積: 150人)
11.2	障害者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	駅のバリアフリー化率 (乗客1日3千人以上) (令和6年度: 100%)

12

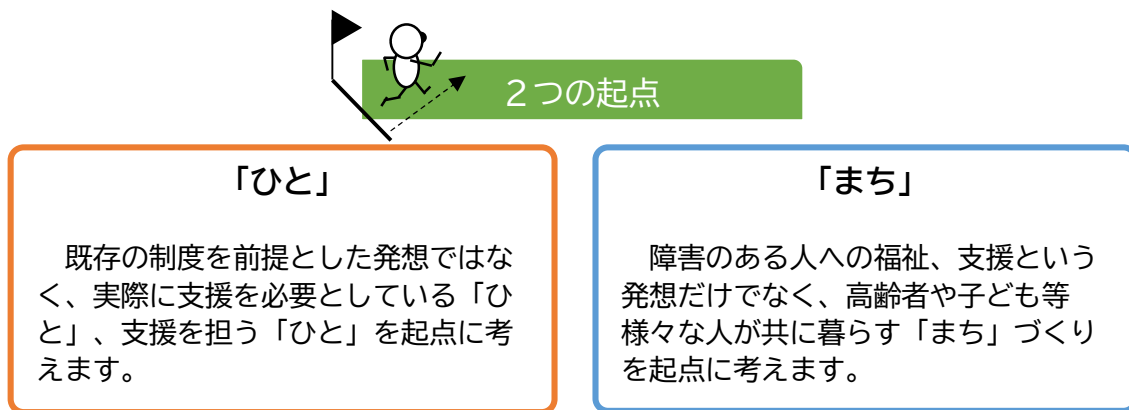
II 滋賀県が目指す共生社会

1. 基本理念

県が施策を構築し、取組を行うにあたっての基本理念は以下のとおりです。

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～

また、「ひと」と「まち」を起点として施策の検討と構築を行います。それぞれには以下のような意図が含まれています。



県は基本理念のもと、障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、すべての人が持っている力を発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できることを基本的な姿勢として共生社会の実現を目指します。

2. 基本目標

共生社会の実現に向けて、県プランが掲げる基本的な目標は以下のとおりです。

すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、
ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する

また、基本目標を達成するために、5つの重要な視点から施策を進めていきます。



5つの視点

<その人らしく>

- 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、人権を尊重され、自分の望む生活を自ら選び、決定することができる社会を実現していくことが大切です。
- 特に、どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保されることは重要です。
- こうしたことから、障害および社会的障壁により制限を受けることなく自立した生活を送ることができるよう、“その人らしく”を重要な視点として施策を進めます。

<いつでも>

- 障害のある人が地域での生活を送るためには、24時間、365日、必要な時に支援が受けられる体制を整えることが大切です。
- これは、豪雨や地震などの災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時と同じです。
- こうしたことから、重度の障害や医療的ケアが必要であっても安心して暮らせる地域生活を実現するために、“いつでも”を重要な視点として施策を進めます。

<誰でも>

- 障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人は誰でも支援を受けられる体制を整えることが大切です。
- 特に、支援に専門性を必要とする障害のある人や外見からは判断しにくい障害のある人への一層の配慮も求められます。
- このためには、障害のある人たちへの偏見や誤解を取り除き、正しい理解を進めることが大切であり、だれもが、暮らしやすい地域社会を実現するために、“誰でも”を重要な視点として施策を進めます。

<どこでも>

- 障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。
- これまで、県内の一部の地域で先導的に行ってきたサービスや施策の有効性を確認しつつ、福祉圏域で、質、量ともに確保し、ニーズに即した先進的な取り組みの全県域的な推進を図るために、“どこでも”を重要な視点として施策を進めます。

<みんなで取り組む>

- “地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する”という目標の達成に向けては、県や市町、あるいは地域の住民等、さまざまな立場の役割を明確にし、自助・共助・公助の力を合わせて進めることや、専門職も含めた地域における絆やつながりを築くことが大切です。
- こうしたことから、県民みんなで協働し、障害のある人の自立生活を実現するために、“みんなで取り組む”を重要な視点として施策を進めます。

3. 基本的な施策の方向性

(1) 施策領域の設定

基本目標である「すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」ことの実現に向け、基本的な施策の方向性を示すために、「①共生社会づくり」、「②ともに暮らす」、「③ともに育ち・学ぶ」、「④ともに働く」、「⑤ともに活動する」の5つの施策領域を設定します。

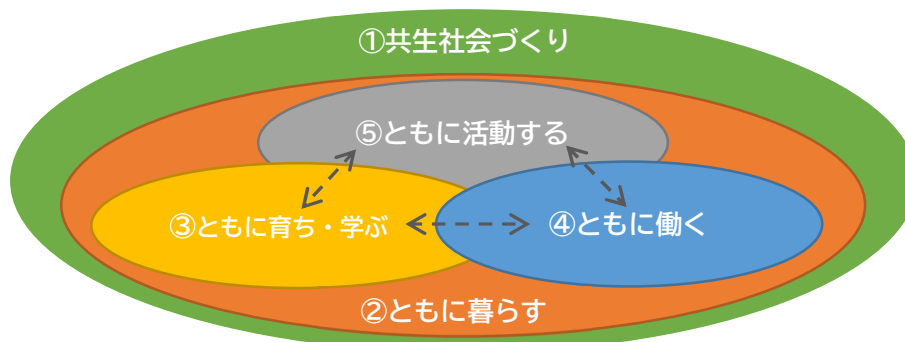
各施策領域に主に含まれる事項は以下の表のとおりです。

表Ⅱ－1 各施策領域に含まれる事項

施策領域	事項
① 共生社会づくり	共生理念の普及や障害理解の促進、障害者差別の解消などの心のバリアフリー、街や建物の段差解消などの物理的なバリアフリーによるだれもが共に暮らせる社会づくりのための取組について
② ともに暮らす	安心して暮らせる住まいの場や相談支援、介助等の支援、保健・医療の確保や充実のための取組について
③ ともに育ち・学ぶ	乳幼児期からの療育支援の充実や学齢期における特別支援教育を含むインクルーシブ教育の推進、教育と福祉の連携促進のための取組について
④ ともに働く	就労の場の確保、就労につながるための支援や働き続けられるための支援の充実のための取組について
⑤ ともに活動する	スポーツや芸術活動等の推進、余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動を通じた自己実現と社会参加促進のための取組について

施策領域を5つに分けていますが、各施策領域は完全に切り分けられるものではなく重なったり相互に関連したりしています。その上で、心と物理的なバリアフリーやソーシャルインクルージョンに関する取組が根幹となることから、「①共生社会づくり」を全ての施策の基盤として位置付けます。また、住まいや暮らしに必要な支援等に関する取組を含む「②ともに暮らす」についても基礎的な領域と位置付け、その中に残りの3つの施策領域を位置付けています。各施策領域の位置付けのイメージは以下の図のとおりです。

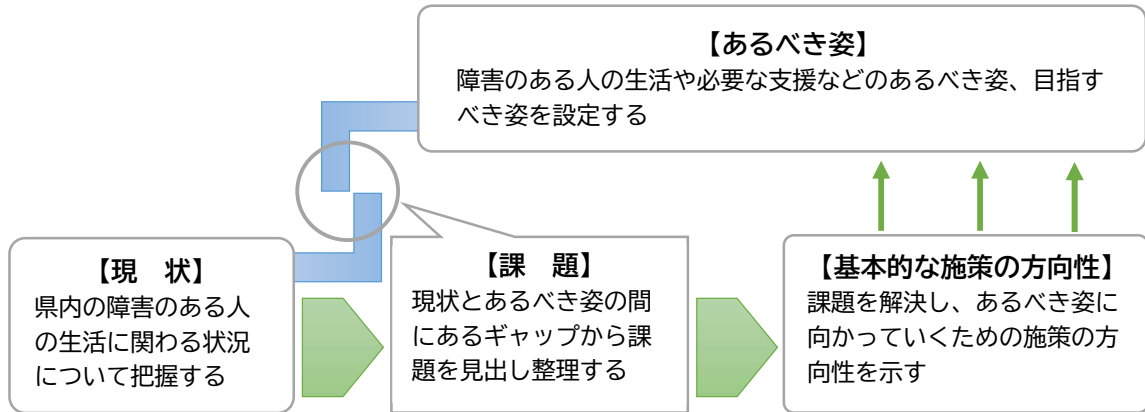
図Ⅱ－1 領域間の関係性



1 (2) 各施策領域のあるべき姿と基本的な施策の方向性

2 5つの施策領域は相互に関連するという事に留意しつつ、施策領域ごとに障害のある人の生活
 3 に関わる現状を確認し、生活や支援のあるべき姿を描き、それらの間に存在するギャップから課題
 4 を見出し整理した上で、課題を解決し、あるべき姿に向かっていくための施策の方向性を示します。

6 図Ⅱ-2 施策の方向性の検討フロー



24 以下、施策領域ごとにあるべき姿と基本的な施策の方向性等について下記の様式で示します。

25

26 **あるべき姿**

27 > ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

28 > ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

29 > ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

30 **基本的な施策の方向性**

31 ○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

32 ○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

33 ○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

34 **現状**

35 ■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

36 ■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

37 ■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

38 **課題**

39 ■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

40 ■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

41 ■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

① 共生社会づくり

あるべき姿

- 障害のある人が地域での暮らしのいずれの場面においても、障害を理由とした不当な差別的取扱いをされることなく、求めに応じた合理的配慮が受けられる。
- 障害のある人が「保護の客体」ではなく「権利の主体」として、日常生活や社会生活の場面において、必要に応じた支援を受けながら自ら意思を決定することができる。
- 障害の状況や特性に配慮された意思疎通支援が充実することで、障害のある人が必要な情報を適切に受け取り発信することができる。
- 「障害の社会モデル」の考え方にに基づき、物理的・社会的な障壁が解消されることで、障害のある人が制限なく移動等の行動ができる。

施策の方向性

- だれもが暮らしやすい共生社会の実現に向け、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容を県民に周知することにより、障害理解や心のバリアフリーの推進を図ります。また、障害者虐待防止法による取組を強化します。
- 障害のある人の意思決定への必要な支援が適切な方法と環境により実施されるよう、支援者の人材育成等の取組を強化します。
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律および滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例の理念や内容を県民に周知すること等により、障害のある人のスムーズな情報の取得および利用ならびに意思疎通を促進します。また、ICTの活用による情報アクセシビリティの向上を図ります。
- 障害のある人に制限のない誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、公共交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取組を進め

現状

(権利擁護の状況)

- 平成31年4月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行し、同年10月には県に障害者差別解消相談員を配置し、各圏域には地域アドボケーターが配置されました。令和元年度に県が受け付けた障害者差別に関する相談は85件となっており、「グループホームへの自治会費の請求に関する差別的取扱い」などの相談がありました。
- 令和元年度の県と市町が受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は83件となっています。
- 令和元年度の「障害者110番」への相談件数は87件となっています。

- 1 ■ 本県の地域福祉権利擁護事業の利用者数は令和5年(2023年)3月末時点で1,493人と、近
2 年横ばい傾向にあります。
- 3 ■ 令和4年(2022年)12月末日時点で大津家庭裁判所(彦根支部、長浜支部および高島出張所
4 を含む。)が管理している成年後見制度利用者(成年被後見人、被保佐人、被補助人および任
5 意後見監督人が選任された本人)の数は3,285人(※)であり、年々増加しています。
- 6 ■ 地域によって、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)団体による専門職後見人が不足ま
7 たりは不足が懸念される状況となっています。
- 8 ■ 障害当事者による意思決定への支援の意義や方法等について、支援者が十分に理解できてい
9 ない場合があるため、意思決定支援が日常生活や社会生活の場面で十分に実施されていない
10 状況があります。

11 ※数値は大津家庭裁判所の統計による概数であり、今後の集計処理により異動訂正が生じること
12 がある。

13 (意思疎通支援の状況)

- 14 ■ 令和元年度の県登録の手話通訳者は136人、要約筆記者は84人となっています。県内の手
15 話通訳者の配置状況は、13市において配置済みとなっています。
- 16 ■ 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数は、令和元年度実績：8,810回
17 となり、令和元年度目標：17,000回に対し達成率：51.8%となっています。

18 (ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の状況)

- 19 ■ 公営住宅のバリアフリー化実施率は、令和2年度目標：100%に対して達成率：92.9%とな
20 っています。
- 21 ■ 特定道路におけるバリアフリー化率は、令和2年度目標：100%に対し達成率：70.3%となっ
22 ています。
- 23 ■ 乗客1日3千人以上の駅のバリアフリー化率は、令和2年度目標：100%に対し、達成率：
24 88.9%となっています。
- 25 ■ ノンステップバスの台数は平成28年度から平成31年度にかけて、150台から199台に増え
26 ています。

27 (実態調査より)

- 28 ■ 令和元年度に実施した「障害のある人の生活と福祉に関する調査(以下「実態調査」としま
29 す。)」では以下のような結果が見られます。
 - 30 ・ 差別体験についての質問に対して、回答の多い順に、陰口等(23.5%)、じろじろ見られる(17.7%)、
31 障害理解がない(17.6%)、相談しても聞いてもらえない(8.8%)となっています。
 - 32 ・ 障害福祉に関する用語の認知度については、バリアフリー(67.3%)、障害者差別解消法(21.5%)、
33 合理的配慮(17.4%)、県条例(14.3%)、障害の社会モデル(11.8%)という結果でした。

課 題

- 1 ■ 障害のある人が支援を受けながら地域で一人暮らしをしたり、一般企業で働いたりすることが、誰もが享有する基本的な権利であることを広く県民に認識してもらう必要があります。
- 2
- 3
- 4 ■ 障害の社会モデルの考え方や、合理的配慮の提供のあり方等、障害者差別解消法や滋賀県障
- 5 害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容の県民への周知が必要です。(※)
- 6 ■ 段差の未解消やエレベーター等の未設置による移動や施設の利用のしにくさや、障害特性に
- 7 配慮した手段での提供がされないことによる社会制度や行政情報など取得がしにくい状況
- 8 があります。
- 9 ■ 成年後見制度の担い手確保に向け、市町・圏域の実情に応じた取組を尊重しながら、広域的
- 10 な視点から取組を進める必要があります。
- 11 ■ 権利擁護支援にあたっては、アセスメント段階からのチームによる支援を重視し、本人の意
- 12 思を十分に尊重することが必要です。
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33

② とともに暮らす

あるべき姿

- 障害の程度や状況にかかわらず、どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保されている。
- いずれの生活場面（新型コロナウイルス等感染症流行時も含む）においても、障害の程度や状況に応じた適切な支援を受けられる。
- 日常生活上の困りごとを身近な地域で相談でき、必要な支援に繋がることできたり、伴走的な相談支援を受けられる。
- 障害の状況に応じた専門的な医療や特性に配慮された診療を受けることができる。
- 災害時において、避難に際しての支援が受けられ、避難所等での生活に必要な支援を受けられる。

施策の方向性

- 障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する人や、親亡き後に障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守り等の生活支援サービス等の充実（体制整備、人材育成・確保）に努めます。
- 福祉、保健・医療、教育、労働等の各分野の連携を図るとともに、障害、高齢、児童、困窮等の属性にかかわらず谷間のない支援を身近な地域で受けられることができるよう、市町による包括的・重層的な相談支援体制整備の推進を図ります。
- 障害福祉サービス等を必要に応じて適切で効果的に利用できるように、ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- 福祉圏域における障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 障害の状況に応じた専門的な医療の提供や障害の特性に配慮された診療が受けられる体制整備を図ります。
- 市町による災害時の避難行動に支援を要する障害のある人の把握および実効性のある避難時の個別計画の作成、避難所での必要な配慮がされるよう、県における防災部局と福祉部局の連携を高め、市町における同様の連携と地域との協働を促進します。

現 状

- 障害のある人の数（各障害関係手帳所持者）は、平成 29 年度から令和元年度にかけて、各障害別に以下の表のように推移しています。

表Ⅱ－２ 障害者数等の推移

障害種別等	平成 29 年度人数	令和元年度人数
身体障害者手帳所持者	54,178 人	53,745 人
療育手帳等所持者	13,524 人	14,771 人
精神障害者保健福祉手帳所持者	9,662 人	11,175 人

1 (障害福祉サービス等の状況)

- 2 ■ 障害福祉サービス等の利用者および暮らしにかかわる各サービス利用者は、平成 29 年度か
3 ら令和元年度にかけて、以下のように推移しています。

4 表Ⅱ－3 障害福祉サービス利用者数（当該月に各サービスを利用した人数）の推移

サービス種別	平成 29 年度 (平成 30 年 3 月時点)	令和元年度 (令和 2 年 3 月時点)
訓練等給付を含む全サービスの支給決定者数	10,596 人	11,242 人
訪問系サービス（居宅介護・行動援護等）	3,438 人	3,452 人
生活介護	2,837 人	2,959 人
療養介護	254 人	261 人
短期入所（福祉型）	673 人	598 人
短期入所（医療型）	146 人	157 人
共同生活介護	1,157 人	1,275 人
施設入所支援	948 人	928 人

- 5
- 6 ■ 障害者支援施設から地域生活への移行の状況は、平成 30 年度～令和元年度実績で 12 人と
7 なっています。（令和 2 年度時目標：45 人）
- 8 ■ 他府県の障害者支援施設等で生活している人は令和 2 年 3 月時点で 166 人であり、県内移
9 行の状況は、平成 30 年度～令和元年度実績で 4 人となっています。（令和 2 年度時目標：
10 14 人）
- 11 ■ 各地域の事業所からはサービス提供に必要な人材確保の困難さを訴える声が上がっていま
12 す。

13 (相談支援体制の状況)

- 14 ■ 令和 2 年 3 月時点での障害福祉サービスの利用に伴うサービス等利用計画作成済人数は
15 11,221 人です。そのうち相談支援専門員以外の者がサービス等利用計画を作成している
16 (セルフプラン) 割合は約 16.4%となっています。
- 17 ■ セルフプランの中には相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成を希望している人
18 も含まれており、相談支援専門員の人員不足により対応できていない状況があります。
- 19 ■ 市町や福祉圏域における相談支援体制の中核的な役割を担う基幹相談支援センターは、10
20 市町で設置されています。
- 21 ■ 各地域の相談支援体制の充実を支援するため、県は地域の事業者への委託によりアドバイ
22 ザーを 20 名配置しています。更に、全県的に相談支援体制整備についての助言・指導に当
23 たるスーパーバイザーを 1 名配置しています。
- 24 ■ 発達障害や重症心身障害のある人への専門的な相談支援を直接実施したり、地域での体制
25 整備を支援するための専門員を配置したりしています。

- 発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、矯正施設等からの退所者、ひきこもり状態にある人に対する、専門的な相談支援を直接実施したり、地域での体制整備を支援するための専門相談機関を設置したりしています。

(保健・医療の状況)

- 県内の精神病床を有する病院は12病院あり、病床数は2,271床（令和2年度末時点）となっています。
- 精神病棟における1年以上の長期入院患者数は1,166人（令和元年度末時点）となっています。
- 県内の小児慢性特定疾病児童等の人工呼吸器装着者（24時間人工呼吸器を装着しており離脱の見込みがない者）は、平成26年度には27人でしたが、平成28年度では55人と28人増加しています。
- 文部科学省による特別支援学校等の医療的ケアに関する調査では、県立特別支援学校に通う医療的ケアが必要な児童生徒数は平成19年度には75人でしたが、平成28年度では138人と増加しています。
- 平成29年6月に実施した医療機能調査では、県内の訪問診療を実施している医療機関は294施設、また、医療的ケア児に対して訪問診療が可能な診療所は42施設でした。
- 平成29年10月現在において障害児（者）リハビリテーション料を算定している病院は5カ所となっています。
- 高次脳機能障害や脊椎損傷、神経難病のリハビリテーションの受け入れができる病院は増えています。

(災害時支援の状況)

- 災害時の避難行動に支援を必要とする障害のある人については、市町が把握し名簿を作成することとなり、全市町において名簿が作成されています。
- また、市町は民生委員等と協力して、名簿の掲載者に対する避難時に必要な支援の個別計画の作成を求められています。

(実態調査より)

- 令和元年度の実態調査では以下のような結果が見られます。
 - ・ 障害のある人への主な介護者は、回答の多い順に、父母（45.5%）、ヘルパー等（36.5%）、配偶者（21.8%）、子等（13.4%）となっています。
 - ・ 障害のある人が相談する相手は、家族（70.7%）、障害福祉サービス事業所職員（16.7%）、相談支援専門員（8.5%）という回答でした。

- 1 ・災害時避難への支援の必要性については、56.4%の方が必要であると回答されました。一方
2 で、支援をしてくれる人が決まっているかという問いについては、51.6%の方が決まっていな
3 いと回答されました。
- 4 ・災害時に困ると思われることについては、回答の多い順に、避難生活に心身が耐えられない
5 (42.8%)、避難が難しい(39.6%)、周囲の人とのコミュニケーション(33.4%)、災害の
6 状況把握ができない(32.6%)となっています。

7 **課題** (※)は新たに整理された課題

- 8 ■ 障害者支援施設や精神科病院から地域生活に移行するためには、グループホームなどの生活
9 の場の充実や障害特性に応じた介助、介護、見守り等の生活支援の提供体制のさらなる充実
10 が必要です。
- 11 ■ グループホームや介護や介助の支援を提供するサービスの量は増加していますが、行動障害
12 や医療的ケア、高次脳機能障害等の専門的な支援を必要とする人に対応できる住まいの場や
13 生活に必要な支援が十分に確保されていない状況があります。
- 14 ■ 相談相手として家族や通所サービス事業所職員への依存度が高く、身近な地域で日常生活の
15 困りごとを気軽に相談できる体制や、障害福祉サービス等の利用が必要な場合のケアマネジ
16 メント体制が十分整っている状況ではありません。(※)
- 17 ■ 福祉圏域単位での発達障害や重症心身障害、医療的ケア、高次脳機能障害等に関する専門的
18 な相談支援を受けられる体制が十分整備されている状況ではありません。(※)
- 19 ■ 発達障害や重症心身障害、医療的ケア、高次脳機能障害等の専門的な医療を提供できる機関
20 が十分ではない状況があります。また、体調不良時等に障害の特性に配慮した診療が受けら
21 れる体制が十分ではない状況があります。(※)
- 22 ■ 高次脳機能障害等に対する障害特性に応じた専門的なりハビリテーションの提供体制は十分とは
23 言えない状況です。
- 24 ■ 行動障害や医療的ケアなどの専門的な支援を行うための職員の養成、育成が十分ではない状
25 況があります。(※)
- 26 ■ 福祉分野全体の人材不足が課題であり、特に障害分野の人材確保の困難性が顕著な状況です。
27 (※)
- 28 ■ 災害時等に障害のある人が適切に避難できたり、避難所で必要な配慮を受けながら過ごせる
29 ための準備等が十分に実施できている状況ではありません。(※)
- 30 ■ 災害時における障害者の避難行動支援のための個別計画の作成が十分に進んでいません。

③ とともに育ち・学ぶ

あるべき姿

- どのような社会環境（新型コロナウイルス等感染症流行時も含む）においても、早期に障害等の状況が確認され、ライフステージに応じた切れ目のない適切な発達支援を受けられることができる。
- 親が子の障害に起因する負担を強いられたり、抱え込んだり、孤立することがなく、安心して障害のある子を育てることができる。
- どのような社会環境（新型コロナウイルス等感染症流行時も含む）においても障害の有無にかかわらず、ともに学ぶ「インクルーシブ教育」が実現されている。
 - ・ 障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる。
 - ・ 障害のある子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては「地域で学ぶ」ことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
 - ・ （地域で）「共に学ぶ」ことにより、様々な力を持つ全ての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

施策の方向性

- 乳幼児期から学齢期、入学や進学等により途切れることなく、ライフステージに応じた適切な支援が切れ目なく提供される体制の充実を促進します。
- 障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けられるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めます。
- 障害のある子ども一人ひとりの障害特性と教育的ニーズを把握して、その持てる力を引き出し、高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。
- 障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができる「インクルーシブ教育」を推進します。
- 発達障害や重症心身障害、医療的ケア等が必要な児童への支援を充実させるため、市町の体制整備への支援と専門的な支援人材の養成を図ります。

現 状

（母子保健の状況）

- 支援の必要な状況を早期発見するため、全ての新生児を対象に先天性代謝異常検査を実施しています。

- 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、令和2年6月現在、県内の分娩取扱医療機関30か所中、28か所において新生児聴覚検査が実施されています。
- 健康診査や訪問指導などの母子保健事業は、住民に身近な市町において実施されており、障害の早期発見と事後指導のための乳幼児健診体制は定着してきています。

(障害児通所支援等の状況)

- 障害児通所支援等の利用児童および各支援の利用児童は、平成29年度から令和元年度にかけて、以下のように推移しています。
- 平成30年度(2018年度)からは居宅訪問型児童発達支援が開始され、医療的ケアや重度の障害のある子どもに対する発達支援の充実が図られています。

表Ⅱ-4 障害児通所支援等の利用児童数(当該月に各支援を利用した児童数)の推移

サービス種別	平成29年度 (平成30年3月時点)	令和元年度 (令和2年3月時点)
障害児通所支援支給決定者数	3,700人	4,572人
児童発達支援	1,241人	1,267人
医療型児童発達支援	26人	10人
放課後等デイサービス	1,859人	2,318人
保育所等訪問支援	133人	111人
居宅訪問型児童発達支援	—	3人
福祉型児童入所支援	51人	44人
医療型児童入所支援	14人	16人

- 令和2年3月時点での障害児通所支援の利用に伴う障害児支援利用計画作成済人数は4,572人です。そのうち相談支援専門員以外の者が障害児支援利用計画を作成している割合は約20.2%となっています。
- 重症心身障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもに対応できる児童発達支援および放課後等デイサービスは令和元年度末時点で5つの福祉圏域で提供体制が整備されています。(令和2年度目標:7圏域)

(特別支援教育の状況)

- 特別支援学校や特別支援学級等で学ぶ児童生徒の推移は以下のとおりです。

表Ⅱ-5 特別支援学校や特別支援学級等の在籍児童生徒数(各年度5月1日現在)

学校等		平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別支援学校	小学部	731人	759人	741人
	中学部	500人	472人	495人
	高等部	999人	940人	927人
特別支援学級	小・中学校合計	3,681人	4,037人	4,346人
通級指導教室	小・中学校合計	1,398人	1,481人	1,635人

- 個別の指導計画および個別の教育支援計画が必要な児童への各計画作成率は以下のとおりです。

表Ⅱ－6 個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成率

計画の種類		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
個別の指導計画	小学校	96.4%	91.9%	97.1%
	中学校	91.1%	92.5%	97.1%
	高等学校	78.3%	91.6%	91.2%
個別の教育支援計画	小学校	73.7%	78.5%	87.5%
	中学校	70.6%	75.5%	84.5%
	高等学校	48.7%	87.4%	79.1%

(教育と福祉の連携の状況)

- 小学校や中学校と放課後等デイサービスで児童・生徒に関する相互の情報共有等が円滑にされていない状況があります。

(実態調査より)

- 令和元年度の実態調査では以下のような結果が見られます。
 - ・ 通園・通学における困りごとについては、回答が多い順に、職員や教員の数不足 (25.4%)、通園通学が遠い (22.0%)、通園・通学方法が不便 (25.0%) となっています。
 - ・ 卒業後の進路等の希望については、福祉サービス事業所 (18.1%)、一般就労 (16.9%)、大学・専門学校 (6.2%)、わからない・決めていない (27.7%) といった回答がありました。

課題 (※) は新たに整理された課題

- 親の障害受容に配慮した早期発見・早期対応の取組の充実が必要です。
- 保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携して、育てにくさを感じる親への支援や、発達上の支援を必要とする子どもやその家族等の介護負担に対する支援の充実が必要です。
- 発達障害や重症心身障害、医療的ケアのある児童に対応できる児童発達支援サービスが不足しています。(※)
- 就学前の発達支援機関等から就学に向けた学校への引き継ぎや、就学後の学校と地域における支援事業者との連携の促進が必要です。(※)
- 学校で作成される個別の教育支援計画および個別の指導計画を活用し、切れ目のない教育支援や指導内容の引き継ぎ、教育と福祉の連携などの取組を更に進める必要があります。
- 障害理解を深めるために、幼少期・学齢期に障害のある子どもとない子どもがともに過ごせる環境のさらなる充実が必要です。(※)

④ ともに働く

あるべき姿

- 働くことを通じて、障害のある人が地域生活の経済的な基盤が得られている。
- 働くことが生きがいとなり、障害のある人が豊かな社会生活を営むことができる。
- 障害のある人の「働きたい」というニーズに応えることができるよう、
 - ・ 障害のある人が当たり前地域社会で働き、暮らすことについて県民が理解している。
 - ・ 教育・福祉・労働の各機関の連携が図られ、切れ目のない支援が充実している。
 - ・ 企業等への就労支援や福祉的な就労の場が確保されている。
 - ・ 障害の特性等に応じた訓練等が受けられ、適切な就労が実現されるための相談支援が充実している。

施策の方向性

- 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進を図ります。
- 中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援体制整備や福祉的就労の場を確保することにより、障害のある人が経済的基盤を獲得することや、生きがいのある豊かな社会生活を営むことを支援します。
- 就業の促進と職場定着のため、教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化を図ります。
- 就労に向けた訓練・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図ります。

現 状

(雇用の状況)

- 令和2年6月1日現在での県内にある民間企業（45.5人以上規模の企業885社：2.2%）に雇用されている障害のある人の数は、3,252.0人で、身体障害者は1,724.0人（53%）、知的障害者は1,052.5人（32.4%）、精神障害者は475.5人（14.6%）となっています。
- 民間企業の障害者雇用率達成企業の割合は、56.2%となっています。（令和2年度目標：65%）
- 法定雇用率の適用除外であっても、障害のある人を積極的に雇用している中小企業があります。
- 令和2年6月1日現在での県内の公的機関等における雇用率達成状況は、対象27機関のうち、達成は15機関となっています。

1 (雇用・就業のための支援の状況)

- 2 ■ 令和元年度に福祉施設から一般就労へ移行した人数は 169 人となっています。（令和 2 年
3 度目標：203 人）
- 4 ■ 企業などで働く障害のある人に対して、働き・暮らし応援センターにおいて、就労の場の
5 確保や職場への定着、およびこれに伴う日常生活上の支援を実施しています。令和元年度
6 には、449 人の職場の確保ができています。
- 7 ■ 令和元年度において、各福祉圏域に設置されている働き・暮らし応援センターで支援して
8 いる在職者の総数は 3,012 人となっています。（令和 2 年度目標：3,400 人）
- 9 ■ 教育分野では、生徒の勤労意欲や就労に必要な技能・態度の向上を目的として「しがしご
10 と検定」を実施しています。令和元年度はのべ 276 人の生徒が受検しています。
- 11 ■ 障害福祉サービスのうち、就労にかかわる各サービス利用者は、平成 29 年度から令和元年
12 度にかけて、以下のように推移しています。
- 13 ■ 平成 30 年度からは障害福祉サービスに就労定着支援が開始され、障害福祉サービスからの
14 一般就労移行者への職場定着の支援を行っています。

15 表Ⅱ－7 障害福祉サービス利用者数の推移（平成 30 年・令和 2 年 3 月時点）

サービス種別	平成 29 年度人数	令和元年度人数
就労移行支援	282 人	321 人
就労継続支援（A 型）	508 人	597 人
就労継続支援（B 型）	3,072 人	3,330 人
就労定着支援	—	127 人

16
17 (実態調査より)

- 18 ■ 令和元年度の実態調査では以下のような結果が見られます。
- 19 ・ 就労状況については、仕事をしていない（49.0%）、福祉的就労（20.3%）、パート・アルバ
20 イト・非正規雇用（11.3%）、企業就労・正社員（6.7%）という回答でした。
- 21 ・ 仕事をしていない理由については、高齢のため（30.8%）、病気のため（21.8%）、重度の障
22 害のため（15.9%）、働く自信がない（5.5%）という回答でした。
- 23 ・ 働きやすくするために必要な条件については、回答の多い順に、障害者を雇用する企業の増加
24 （41.0%）、職場の障害理解（35.5%）、障害にあった仕事内容・量（31.6%）となっていま
25 す。

26
27 **課題** (※) は新たに整理された課題

- 28 ■ 障害のある人が一般就労することについて、県民や企業における理解が不十分な場合があ
29 ります。

- 1 ■ 特に法定雇用率を達成していない企業に障害のある人が働くことへの理解を進める必要が
2 あります。
- 3 ■ 更なる一般就労の促進と中小企業での障害者就労の状況把握が必要です。
- 4 ■ 法定雇用率の改定が影響し、企業からの障害者雇用に対する需要が増えていますが、障害
5 者への就業支援が追いついていない状況があります。（※）
- 6 ■ 一般就労に向けた訓練や適性を図るための実習を受け入れてくれる企業を更に確保する必
7 要があります。
- 8 ■ 県立特別支援学校高等部に在籍する生徒を対象に実施される「しがごと検定」は本人の
9 働く意欲を高めるために効果が高く、企業からも本人の技能を評価しやすいという意見も
10 あり、更に広めていく必要があります。
- 11 ■ 就労と生活を支えるための各相談機関の役割分担の明確化と連携を高める必要がありま
12 す。

⑤ とともに活動する

あるべき姿

- 障害のある人が、気軽に（障害者）スポーツを体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境が確保されている。
- 文化芸術施設（劇場、美術館、映画館等）や図書館等を円滑に利用できるバリアフリー化や障害の特性に応じた鑑賞や読書のしやすさへの配慮がされている。
- 障害のある人が創造活動を体験できる機会や活動を継続できる環境、作品等を発表する機会が確保されている。
- 障害のある人が趣味や嗜好に応じた余暇活動を楽しんだり、本人活動や交流の機会が確保されている。

施策の方向性

- （障害者）スポーツを気軽に体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境整備等を図ります。
- 文化芸術施設（劇場、美術館、映画館）や図書館等のバリアフリー化、障害特性に応じた演劇の鑑賞や読書等のアクセシビリティの向上を図ります。
- 創造活動を体験できる機会や活動を継続できる環境を確保するとともに、作品等を発表する機会の充実を図ります。
- 障害のある人の余暇活動の充実を図ります。
- 本人活動や地域における交流活動の支援を図るとともに、障害者支援における当事者性を高めるため、ピアサポート等の活発化を図ります。

現 状

（スポーツ支援の状況について）

- 障害のある人が身近な地域でスポーツに親しめるよう、県内の総合型地域スポーツクラブにスポーツ教室を開催する事業を委託し実施しています。（令和元年度は10か所）
- 総合型スポーツクラブ関係者への障害者スポーツ指導員の資格取得を推進しています。令和元年度末時点で資格を取得している人は41人となっています。
- 障害者スポーツ県大会およびスペシャルスポーツカーニバルへの令和元年度の参加者数は1,034人となっています（令和2年度目標：2,000人）

（文化芸術活動への支援について）

- 障害者アート公募展への令和元年度の応募者数は247人となっています。（令和2年度目標：380人）
- 障害のある人の音楽や表現活動の場や機会を拡大するために、活動を指導したり運営できる人材の育成に取り組んでいます。

- 1 ■ 障害のある人による作品の権利保護等に関して、本人や支援者が相談できる体制を整備し
2 ています。

3 (当事者活動について)

- 4 ■ 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を進めたり、地域での一人暮らしなどを促進
5 するために、障害当事者による支援（ピアサポート）の活用を求める声があります。

6 (実態調査より)

- 7 ■ 令和元年度の実態調査では以下のような結果が見られます。
- 8 ・ 日常的な外出頻度については、週1・2回（30.5%）、週3・4回（16.2%）に多くの回答があ
9 り、ほとんどなしは（8.0%）という回答でした。
 - 10 ・ 日常的な外出の同行者については、家族（50.7%）、一人（32.3%）の項目に多くの回答があ
11 り、ヘルパーは（5.9%）という回答でした。
 - 12 ・ 余暇活動や趣味活動のための外出の頻度については、回答が多い順に、ほとんど出かけない
13 （24.6%）、週に1～2回（19.6%）、月に1～3回（18.7%）となっています。
 - 14 ・ 休みの日の過ごし方については、買い物・外食等（76.9%）、スポーツをする（18.8%）、音
15 楽・美術観賞（37.9%）、読書・インターネット（41.4%）という回答でした。
 - 16 ・ 余暇活動がないの理由については、回答が多い順に、外出が困難、移動が困難（41.8%）、活
17 動に参加できる健康状態にない（25.4%）、周りの目が気になる（16.4%）、一緒に参加する
18 仲間がいない（14.9%）、経済的ゆとりがない（14.9%）となっています。
 - 19 ・ 他の障害者を支援する活動については、16.7%の方が実施していると回答されています。
- 20

21 **課題** (※)は新たに整理された課題

- 22 ■ 障害のある人が、気軽に（障害者）スポーツ等を体験できる機会を更に充実させる必要があ
23 ります。
- 24 ■ 創造活動の指導を行える人材が不足しているため、充実させる必要があります。
- 25 ■ 障害のある人が読書や美術観賞を気軽にできるように、図書館や美術館等の利用しやすさを
26 高める必要があります。(※)
- 27 ■ 本人活動を支える取組が必要です。(※)
- 28 ■ 支援の質を向上させるために、ピアサポーターの養成と活用により支援における当事者性を
29 高める必要があります。(※)
- 30
- 31
- 32
- 33

1 III 具体的な施策

2 領域ごとに施策の基本的な方向性に基づき、具体的な施策・取組、成果目標・成果指標について以下
3 に示します。なお、令和8年度（2026年度）までに重点的に取り組む施策については、【重点的取組】
4 と付記しており、95ページには一覧を掲載しています。

5 1. 共生社会づくり



施策の方向性

- だれもが暮らしやすい共生社会の実現に向け、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容を県民に周知することにより、障害理解や心のバリアフリーの推進を図ります。また、障害者虐待防止法による取組を強化します。
- 障害のある人の意思決定への必要な支援が適切な方法と環境により実施されるよう、支援者の人材育成等の取組を強化します。
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律および滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例の理念や内容を県民に周知すること等により、障害のある人のスムーズな情報の取得および利用ならびに意思疎通を促進します。また、ICTの活用による情報アクセシビリティの向上を図ります。
- 障害のある人に制限のない誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、公共の交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。

6 7 (1) 差別をなくし権利が守られるために

8 ① 障害者差別の解消と障害者理解の促進

9 (ア) 障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発【重点的取組】

- ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という障害者差別解消法の理念・目的や、「障害の社会モデル」の考え方等について県民の理解を深めるため、周知・啓発等を行います。

14 (イ) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施【重点的取組】

- ・ 障害者差別解消法の周知とあわせ、障害理解を深める映像の制作や出前講座の実施、条例フォーラムの開催など、関係機関と連携し、様々な機会を通じて条例の周知を行います。差別は障害に対する偏見や無理解から無意識のうちに行われているものも少なくなく、受け付け

1 た相談事例を分析・公表し、県民の皆さんが障害者差別とは何か、どのような配慮が必要か
2 を知ることで、差別に気づき、合理的配慮の提供等の行動につながるよう取り組みます。

4 (ウ) 差別解消のためのネットワーク構築【重点的取組】

- 5 ・ 差別を受けている障害のある人に寄り添い相談につなぐ「地域アドボケーター」の周知に努めます。
6 また、相談すれば差別が解消されると思ってもらえるよう、障害者差別解消相談員の対応力の向
7 上や、障害者差別のない共生社会づくり委員会、地域アドボケーター、市町担当部署など関係機
8 関との連携強化や研修の開催等を通じて相談体制の充実を図ります。

9 (エ) 障害の理解の推進

- 10 ・ 障害のあるなしにかかわらずお互いを理解しあい、障害のある人の人権が侵害されること
11 がないよう、12月3日から12月9日の「障害者週間」を中心に、「心の輪を広げる体験作文」
12 や「障害者週間ポスター」コンクールなどの啓発活動を実施します。
- 13 ・ 地域や職場における啓発や研修の実施により、発達障害等について周囲の理解を促進し、本
14 人や周囲の人が相談しやすい環境づくりを行うとともに、周囲の人の適切な支援や環境調整
15 により、発達障害のある人の社会適応や過ごしやすさにつなげます。
- 16 ・ 発達障害についての正しい理解を促進するため、当事者団体、関係機関と協働して、4月2
17 日から4月8日の「発達障害者啓発週間」を中心に啓発活動の充実を図ります。
- 18 ・ 県民の人権尊重意識の高揚を図るため、マスメディアの活用や広報誌の発行、イベントの開
19 催、ふれあい型の啓発など多彩な形態での人権啓発事業を実施します。また、より多くの
20 人の関心を高め、感性に訴える啓発となるよう手法や内容の工夫に努めます。
- 21 ・ ヘルプマークの公共交通機関等での周知拡大など、障害のある人に関するマークの普及促進
22 等を通じた、一層の障害者理解と合理的配慮提供の機運を醸成していきます。
- 23 ・ 手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、盲ろう者向け通訳・介助といった意思疎通支援が必要な
24 人の数などを把握し、支援者が確保できているか等を調査していきます。

25 (オ) 地域住民の参加による地域支え合い・助け合い活動の推進

- 26 ・ 地域の多様な困りごとを地域住民が自らの生活課題として捉え、地域の見守り、居場所づく
27 りの支援等の課題解決に向けた仕組みを作り、誰もが身近な地域の中で共に支え合い・助け
28 合いながら暮らせる地域づくりを目指します。

29 (カ) 糸賀思想の普及啓発の推進

- 30 ・ 糸賀一雄記念賞や糸賀一雄記念賞音楽祭により、障害のある人やない人、障害福祉に関わる
31

人たちなどと内外の実践者らとの幅広い交流を促進することを通して、糸賀思想の国内外に向けた発信と普及啓発を図ります。

- ・ 糸賀一雄、池田太郎、田村一二ら滋賀の福祉の基礎を築いた先人の実践と理念を知り、学ぶ機会を提供し、福祉現場の実践を担う人（自覚者）づくりを進める拠点を関係法人・施設等との連携のもとに運営します。
- ・ 共生社会の基本理念が一層広がるよう、関係団体とともに、優れた実践の検証や人材の育成を行います。
- ・ 糸賀一雄記念財団の自主的・主体的な運営に向けた取組について、必要な支援を行います。

(キ) 障害のある人による作品を通じた理解の促進

- ・ 障害の有無に関わらず、一人ひとりの存在が尊重される「共生社会」の実現につながる象徴的な取組として、一人ひとりが多様な価値観を受け入れ、共有できる社会づくりにつなげられるよう意識しながら、障害のある人の作品展の開催、情報発信などの取組を進めます。

(ク) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を通じた共生社会づくりの推進

- ・ 令和7年に本県において開催する第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を契機として、障害のある人が様々なスポーツイベントに主体的に大会に参加することや、障害の程度に関わらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで「からだどころの健康」の推進を図るとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

《数値目標（障害者計画）》

指 標	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
差別解消に関する講座の実施	51回/年	50回/年	重点的取組
障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけの実施	7市で整備済み (R2.3時点)	未設置の全市町への 働きかけ (毎年度)	—
地域アドボケーター、市町担当者、県による圏域ごとの情報交換会の実施	年0回	毎年度1回	—

② 権利擁護の推進

(ア) 身体障害者・知的障害者相談員の能力向上と連携の促進

- ・ 身体障害者相談員や知的障害者相談員間のネットワークの構築や、障害のある人の人権や財産に対する侵害事案の早期発見と関係機関への情報提供等に関する研修を行うことで、相談対応能力の向上と相談員間の連携強化を図ります。

1
2 (イ)「滋賀県権利擁護センター」「障害者 110 番」による各種支援の推進

- 3 ・ 滋賀県権利擁護センター、「障害者 110 番」において権利侵害や日常生活に関する相談対応、
4 広報啓発等を実施し、障害のある人等の権利を守ります。

5
6 (ウ)「地域福祉権利擁護事業」の推進

- 7 ・ 障害特性により社会的な不利益をこうむりやすい人に対し、地域福祉権利擁護事業による福
8 祉サービスの情報提供や、手続きの援助、日常金銭管理などの援助を行い、地域での自立生
9 活を支援します。

10
11 (エ) 成年後見制度の適切な利用促進【重点的取組】

- 12 ・ 市町や中核機関、専門職団体、当事者団体等の関係団体で構成する場において、定期的に情
13 報共有や意見交換を行うとともに、市町における体制整備の状況や課題、成年後見制度の利
14 用ニーズ等の実態把握を行います。
- 15 ・ 市町等関係団体と連携し、市町等のニーズを踏まえた市民後見人の養成や法人後見受任団体
16 の育成、専門職後見人の確保に向けた取組支援など、成年後見制度を必要とする人が利用で
17 きる体制づくりに向けた取組を推進します。
- 18 ・ 地域の主体的な取組を尊重した上で、各圏域における権利擁護支援体制の整備や権利擁護支
19 援策の検討等が行われるよう情報共有や助言等を行います。
- 20 ・ 市町や中核機関等の職員を対象とした市町長申立てに関する研修等を実施します。
- 21 ・ 権利擁護支援に係る総合的な相談対応を行う専門アドバイザーの配置・派遣を行い、市町等
22 における支援体制の構築に係る取組を支援します。
- 23 ・ 本人の意思を尊重した権利擁護支援が行われるよう、市町や中核機関、専門職等の職員に対
24 象とした意思決定支援研修を実施します。

25
26 ③ 障害者虐待防止の取組強化

27 (ア) 虐待防止システムの構築

- 28 ・ 虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図
29 るため、滋賀県障害者権利擁護センターでの相談、関係機関による連携体制づくりや研修を
30 進めるとともに、事例検討などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行う市町の取組を支
31 援します。
- 32 ・ 虐待の発生した障害福祉施設等に対して、適切な虐待防止の取組が行われるよう、市町と連
33 携して改善に向けた助言等を行います。

1
2 (イ) 障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上

- 3 ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者やサービス管理責任者等を対象とした障害者虐待の防
4 止に関する基礎知識や障害のある人の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待の防止のため
5 の組織・運営体制、障害のある人に対する虐待や不適切な対応を防止するための障害特性に
6 も配慮した支援方法についての研修を実施します。
7 ・ 市町職員および相談窓口職員を対象とした障害者虐待の通報を受けた際の対応方法や虐待
8 を受けた障害のある人に対する支援に関する専門的知識、援助技術、養護者に対する支援そ
9 の他についての研修を実施します。

10
11 (2) 自ら選び自分らしく暮らしていくために

12 ① 意思決定支援の推進

13 (ア) 権利の主体としての意識啓発

- 14 ・ 障害のある人が権利の主体として、本人の意思が適切に反映された生活を送ることができ、
15 知的障害や精神障害等に伴って自ら意思決定をすることに困難を抱える場合には必要な支
16 援を受けられるという基本的な考え方について県民に広く周知を図ります。

17
18 (イ) 障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成【重点的取組】

- 19 ・ 障害福祉サービス利用にあたり、例えば、どこでだれと生活をするのかなどの社会生活にお
20 ける場面において、適切な情報提供や説明により障害当事者が自ら意思決定できるように、
21 ケアマネジメントを担当する相談支援専門員が意思決定のための支援に必要な姿勢および
22 知識、技術を獲得するための研修等を実施します。
23 ・ 障害福祉サービスの利用にあたり、例えば、食事の時間や内容、衣服、外出先の選択等の基
24 本的生活習慣や余暇活動プログラムへの参加を選択するなどの日常生活における場面におい
25 て、継続的に障害当事者が自ら意思決定できるように、障害福祉サービス事業所等において
26 支援の提供を管理するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等が意思決定のための
27 支援に必要な姿勢および知識、技術を獲得するための研修等を実施します。

28
29 <<数値目標（障害者計画）>>

指 標	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
意思決定支援に関する研修修了者数	41人（累積）	<R8年度目標> 150人 (R6～R8年度累積)	重点的取組

1 ② 県の政策決定過程における障害当事者の参画

- 2 ・ 障害者施策推進協議会をはじめ、県における様々な政策に関する協議の場において、障害当
3 事者の参画を進め、当事者視点からの意見を活用した政策決定の促進を図ります。

4
5 (3) 情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために

6 ① 県と市町の連携による意思疎通支援の充実

7 (ア)「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進
8 に関する条例」の周知等について

- 9 ・ 令和5年度に制定された同条例の理念や内容について県民等に周知するとともに、障害の特
10 性に応じた意思疎通等について県民等が学び、理解する機会の提供に努めます。

11
12 (イ) 手話通訳者等の人材確保

- 13 ・ 市町における意思疎通支援が円滑に実施されるよう、県においては手話通訳者、要約筆記者
14 の養成研修を行い、人材の確保に努めます。
15 ・ 手話通訳・要約筆記の必要な聴覚障害者の把握をし、十分な人材の養成・確保ができてい
16 るか検証します。

17
18 (ウ) 専門性の高い手話通訳者等の派遣

- 19 ・ 市町との役割分担を踏まえ、県においては広域的な対応が必要なものや専門性の高い意思疎
20 通支援を行う手話通訳者および要約筆記者の派遣を行うとともに、派遣にかかる市町相互間
21 の連絡調整を行います。

22 (エ) 筆談等の拡大

- 23 ・ 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表す「耳
24 マーク」や、手話でのコミュニケーションへの配慮を表す「手話マーク」が認知され、窓口
25 における筆談や手話での対応が広がるよう努めます。

26
27 (オ) 視覚障害のある人に対する情報提供支援

- 28 ・ 視覚障害のある人に対する情報提供の拠点となっている県立視覚障害者センターについて、
29 利用者ニーズを踏まえ、施設の現状と課題を整理し、今後の施設の機能の在り方について検
30 討を行います。
31 ・ 視覚障害のある人が日常生活に必要な情報を容易に入手することができるようにするため、
32 点字・音声での広報や点字・メールでのニュースの提供を行うとともに、点字図書・音声図
33 書の制作・貸出の拡充、点訳・音訳ボランティアの養成など情報提供体制の充実を図ります。

- 1 点字・音訳の必要な視覚障害者の把握をし、十分な人材の養成・確保ができていないか検証し
- 2 ます。
- 3 それぞれにあった方法で分かりやすく情報伝達ができるよう、音声コードの普及に取り組み
- 4 ます。
- 5 「滋賀県読書バリアフリー計画」に基づき、視覚障害のある人等の読書環境の整備に取り組
- 6 みます。

7

8 (カ) 盲ろう者への意思疎通支援の提供

- 9 盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助者の養成および人材の
- 10 確保に努めるとともに、指点字など触手話以外のコミュニケーション手法の選択ができるよ
- 11 うにするなど、意思疎通支援の充実を図ります。
- 12 盲ろう者向け通訳・介助者の必要な盲ろう者の把握をし、十分な人材の養成・確保ができて
- 13 いるか検証します。

14

15 (キ) 知的障害者・発達障害者等の意思疎通手段の周知

- 16 県民の理解が進むよう、知的障害者・発達障害者等の意思疎通手段に関する周知を図ります。

17

18 <<数値目標（障害者計画）>>

指 標	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数	7,910回	12,400回/年	—

19

20 ② 障害のある人に配慮した行政情報の提供

- 21 県政に関する各情報提供の際には、手話通訳の実施、要約筆記、点字、その他の障害の特性に
- 22 応じた手段による情報提供に努めます。
- 23 資料の配布等により情報提供をする際には、字の大きさやフォント、配色、点字など、障害特
- 24 性に配慮した適切な情報保障に努めます。また知的障害のある人等に配慮した読み仮名の付
- 25 記や、平易な表現に努めます。
- 26 ホームページにより情報を提供する際は、誰にとっても利用しやすいよう、アクセシビリティ
- 27 への十分な配慮に努めます。
- 28 視覚障害のある人への情報バリアフリーとして、県が作成するリーフレットなどの印刷物の
- 29 音声コードの付記に努めます。

1 ③ 選挙等における情報保障への配慮等

- 2 ・ 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、インターネット等を通じた候補者情報の提
3 供等、選挙等に関する情報の提供に努めます。
- 4 ・ 投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等による投票環境
5 の向上を図るとともに、意思決定に支援が必要な人が自らの意思に基づき円滑に投票できる
6 よう代理投票の適切な実施等の取組について、市町に助言を行います。
- 7 ・ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施について市町への助
8 言を行い、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な人の投票機会の確保に努めます。

9
10 ④ ICT 利用の推進と ICT を活用した生活・就労の促進

11 (ア) パソコンボランティアの養成・派遣

- 12 ・ 障害者 ICT 支援センターにおいて、ICT 利用相談や住宅での生活を送る重度障害のある人へ
13 の ICT の訪問利用、各種 ICT 講習会を実施するとともに、障害のある人の ICT 利用支援を行
14 うパソコンボランティアの養成、派遣を行います。

15
16 (イ) ICT サロンの設置

- 17 ・ 障害のある人が身近な地域で ICT スキルの向上を図り、仲間同士で交流ができる場として
18 ICT サロンを設置し、障害のある人の ICT 利用を促進します。

19
20 (ウ) 視覚障害 ICT 講習会等の実施

- 21 ・ 視覚障害者 ICT 講習会や視覚障害者デジタル機器等の利用支援を行い、情報取得が困難な視
22 覚障害のある人の情報取得量の増大を図ります。

23
24 (エ) 先進技術の活用

- 25 ・ 医療・介護・健康分野等における ICT の活用や最新のロボット技術の導入が円滑に進むよ
26 う、県立リハビリテーションセンターと関係機関が協力して情報の収集や発信を行います。

27
28 ≪数値目標（障害者計画）≫

指 標	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
視覚障害者 IT 相談支援件数	762 件	440 件／年	—
IT サロン利用者数	1,311 人	2,210 人／年	—

29
30 ⑤ 災害時における意思疎通支援等の充実

- 31 ・ 災害発生時に、障害のある人に対して適切に情報が伝えられるよう、意思疎通支援者の確保に

1 努めます。

- 2 ・ 避難所において、視覚に障害のある人には放送やハンドマイク等での音声による情報伝達、聴
3 覚に障害のある人にはホワイトボード等での文字情報での伝達など、障害特性に配慮した情
4 報提供が行われるよう、市町の取組を支援します。
- 5 ・ 災害時に、障害のある人が周囲の人に自分の意思や困りごとを伝えることができるよう、絵記
6 号等の情報伝達の手段について啓発します。

8 ⑥ スポーツイベント等における意思疎通支援の充実

- 9 ・ 本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、市町と連携して手話・
10 要約筆記ボランティアの養成を推進することにより、意思疎通支援の充実を図ります。

12 ⑦ 芸術鑑賞等におけるアクセシビリティの充実

- 13 ・ 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の基本目標の実現に向け、障害のある人が障害のない
14 人と同様に芸術を鑑賞できるように、アクセシビリティの充実を図ります。また、障害のある
15 人が制作した作品展覧会等へ容易に応募できるよう、誰もが理解しやすい要綱を作成すると
16 ともに必要に応じた合理的配慮を提供します。

18 (4) 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりのために

19 ① 公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化

20 (ア) 公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進

- 21 ・ 淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり
22 を実現するために県、市町、県民、事業者、民間団体が連携して、ユニバーサルデザインの
23 理解促進やまちづくりを推進します。

25 (イ) ユニバーサルデザインによる県立施設整備の推進

- 26 ・ 県立施設においては、率先してユニバーサルデザインの視点による整備を進めます。
- 27 ・ 年齢、性別、能力、体格などの多様な環境にかかわらず、できるだけ多くの人に利用いた
28 だける公共施設等の実現に向けて、令和5年度に改定した淡海ユニバーサルデザイン行動指針
29 に基づき、特にニーズの高い施設分野（高齢者、障害者、子育て世代の利用が多い施設等）
30 での推進を強化します。

32 (ウ) スポーツ施設のバリアフリー化促進

- 33 ・ 身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設

1 でのバリアフリートイレの設置や、スロープ、エレベーター、点字ブロック等の整備に努め
2 ます。

3
4 (エ) 自治ハウス（集会所）のバリアフリー化促進

- 5 ・ コミュニティ活動の中心である自治ハウス（集会所）において誰もが利用できる施設とする
6 ため、既存自治ハウス（集会所）の人にやさしいバリアフリー化を促進します。

7 ・

8 (オ) 公園・水辺空間の整備

- 9 ・ 障害のある人が都市公園を支障なく利用できるよう、駐車場内の障害者用スペースの確保、
10 バリアフリートイレ設置、段差解消のためのスロープ設置等の整備を促進します。
11 ・ 人々が琵琶湖や河川に親しむ水辺空間の整備にあたっては、障害のある人や高齢者の安全・
12 快適な利用に配慮したユニバーサルデザイン化を図ります。

13
14 (カ) 農村地域の生活環境整備

- 15 ・ 障害のある人や高齢者が安心して、健康で生きがいを持って暮らせる農村地域の環境づくり
16 を目指し、保健休養施設を備えた生きがい農園づくりや公共施設等のバリアフリー化、農園
17 を活用した学童との交流など、生活環境の整備を進めます。

18
19 ② 交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化

20 (ア) 特定道路におけるバリアフリー化の促進

- 21 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づく重点整
22 備地区内の特定道路について、関係する道路管理者が連携し、障害のある人を含めた全ての
23 人がスムーズに移動でき、暮らしやすい街づくりのために、面的な道路のバリアフリー化を
24 推進します。

25
26 (イ) 交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進【重点的取組】

- 27 ・ バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の生活関連経路に対して、自治体等のユニバーサ
28 ルデザイン化事業と連携しつつ、視覚障害者用付加装置や高齢者等感応化等交通バリアフリ
29 ー対応型信号機への改良、規制標識の高輝度化等の整備を図ります。また、その他の地域に
30 対しても、社会資本整備重点計画に基づき交通バリアフリー対応型信号機の整備等を推進し
31 ます。
32 ・ 鉄道駅のバリアフリー化(エレベーター等の設置)、文字や音声によるわかりやすい情報提供
33 など、ユニバーサルデザイン化を促進し、移動の安全性・利便性の向上を図ります。

1 (ウ) 障害のある人の運転免許取得への支援

- 2 ・ 各教習所のバリアフリー化の指導を行います。聴覚障害のある人が運転できる車両の区分が
3 拡大されたことに伴い、手話通訳のできる指導員の育成および二輪車の無線等による危険防
4 止装置の導入等を推進します。
5 ・ 身体障害のある人が運転免許を取得できるよう運転補助装置等の配置を推進します。
6 ・ 知的障害のある人が運転免許を取得できるように必要な支援の提供を推進します。
7 ・

8 (エ) 運転者教育の促進

- 9 ・ 障害のある人の年齢、障害の程度や状態に応じた適切な安全運転相談の実施を進めます。
10 ・ 運転者教育については、各種講習の委託先に対する字幕入り、手話入りビデオの整備充実を
11 促進するとともに、手話通訳による講習会の開催を図ります。

12
13 (オ) パーキングパーミット制度の実施

- 14 ・ 障害のある人や高齢者、妊産婦等の移動に配慮が必要な人を対象に、車いす優先区画や思い
15 やり区画の利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、当該駐車区画の適正な利
16 用を促進します。

17
18 <<数値目標（障害者計画）>>

指 標	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
駅のバリアフリー化率(乗客1日3千人以上)	90.5%	100%	重点的取組

19
20 ③ 住宅のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化

21 (ア) 公営住宅のバリアフリー化の推進

- 22 ・ 公営住宅の建替や改善において、住戸内、共用部分、屋外アプローチのバリアフリー化や浴
23 室、トイレ、屋外アプローチ等の手すり設置、4階以上の住宅へのエレベーター設置等を進
24 め、障害のある人が住み慣れた社会で安心して生活できる住環境の整備を推進します。

25
26 (イ) 民間住宅のバリアフリー化促進

- 27 ・ 既存住宅のバリアフリー化を推進するためリフォームに関する相談や情報提供を実施し、誰
28 もが安心できる住宅の整備を促進します。

29
30 ④ 障害のある人に配慮した製品の開発促進

- 31 ・ 工業技術総合センターや東北部工業技術センターにおいて「人にやさしい健康福祉を実現す
32 る技術開発支援」を推進します。

2. とともに暮らす

施策の方向性

- 障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する人や、親亡き後に障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守り等の生活支援サービス等の充実（体制整備、人材育成・確保）に努めます。
- 福祉、保健・医療、教育、労働等の各分野の連携を図るとともに、障害、高齢、児童、困窮等の属性にかかわらず谷間のない支援を身近な地域で受けることができるよう、市町による包括的・重層的な相談支援体制整備の推進を図ります。
- 障害福祉サービス等を必要に応じて適切で効果的に利用できるように、ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- 福祉圏域における障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 障害の状況に応じた専門的な医療の提供や障害の特性に配慮された診療が受けられる体制整備を図ります。
- 市町による災害時の避難行動に支援を要する障害のある人の把握および実効性のある避難時の個別計画の作成、避難所での必要な配慮がされるよう、県における防災部局と福祉部局の連携を高め、市町における同様の連携と地域との協働を促進します。

(1) 地域での安心できる暮らしのために

① 地域における住まいの場の確保

(ア) グループホームの整備促進【重点的取組】

- ・ 障害のある人が障害の程度に関わりなく身近な地域で自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームの整備に当たっての課題や実態を把握するとともに、その整備や運営に対して支援を行います。
- ・ 障害のある人の重度化、高齢化に対応できるグループホームの拡充に向けて、日中サービス支援型共同生活援助の制度周知、施設整備の取組の促進を図ります。
- ・ 強度行動障害や重症心身障害など重度の障害のある人の暮らしの場の整備を促進するため、県独自のグループホームの整備に集中的に取り組めます。
- ・ 事業者による県営住宅のグループホーム活用ニーズに対して、活用可能な県営住宅とのマッチングを図ります。

(イ) 県営住宅への入居機会の拡大

- ・ 障害のある人等を公開抽選において倍率優遇を行うことにより入居機会の拡大を図ります。

1 (ウ) 民間賃貸住宅への入居支援

- 2 ・ 民間賃貸住宅についても、入居者と家主の安心感の向上を図るため、居住支援法人等の関係
3 団体と連携した居住支援体制を構築します。
- 4 ・ 障害があることを理由として入居を拒否することのない民間賃貸住宅の登録を促進すると
5 ともに、住宅情報の提供や相談窓口の開設等を通じた入居支援を図ります。
- 6 ・ 精神障害のある人など、特に配慮が必要な人の住宅の確保について、円滑な入居を促進する
7 ため家主への啓発等の取組を行います。

8

9 <<活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）>>

項目	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込	備考
グループホームの利 用見込数	市町計画（見込）を集計中			※市町見込みの積み上 げ

10

11 ② 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援
12 の充実

13 (ア) 地域生活への移行の促進【重点的取組】

- 14 ・ 地域における障害者支援施設(入所施設)の役割や、入所者等の地域生活への移行促進のための
15 具体的方策等について市町や関係機関とともに継続的に検討し、その結果に基づき特定の地域に
16 おけるモデル的な取組を通じて、全県的な取組につなげます。
- 17 ・ 現在の障害者支援施設の定員枠や新たに整備するグループホームなどの地域の支援を活用し、
18 県外施設入所者の県内移行への促進等に努めます。

19

20 (イ) 在宅や外出時を支える介助や見守り等の支援の充実

- 21 ・ 障害のある人の在宅生活を支えるホームヘルプサービス（居宅介護、行動援護、同行援護、
22 重度訪問介護、重度障害者等包括支援）、短期入所の必要量を把握し、地域ニーズに対応でき
23 るよう整備を促進します。

24

25 (ウ) 一人暮らしの障害のある人等を支える支援の充実

- 26 ・ 障害者支援施設や精神科病院、グループホームなどを退院・退所し、一人暮らしを始める障
27 害のある人や家族と同居しているものの支援等を必要とする障害のある人へ、定期的に自宅
28 を訪問し状況確認や助言等の支援を行ったり、緊急時に訪問等による相談等の支援を実施し
29 たりするサービス（自立生活援助、地域定着支援）の必要量を把握し、地域ニーズに対応で
30 きるよう整備を促進します。

1 (工) 日常生活を支える日中活動サービス等を行う事業所等の整備促進

- 2 ・ 重い障害のある人へ介護や介助を提供するとともに豊かな社会生活のための支援を行う日
3 中活動の場(生活介護)の必要量を把握し、地域ニーズに対応できるよう整備を促進します。
4 ・ 病院から退院しリハビリテーション等を必要とする人への機能訓練を実施したり、生活能力
5 を身につけるための生活訓練を実施したりする事業(自立訓練)の必要量を把握し、地域ニ
6 ーズに対応できるよう整備を促進します。

7
8 (オ) 24時間対応型在宅サービスの提供

- 9 ・ 緊急の場合等において、障害福祉サービスの利用が困難な際のセーフティネット機能を活用
10 して、障害のある人の安定した地域生活の維持を図ります。

11
12 (力) 地域生活支援拠点等の整備【重点的取組】

- 13 ・ 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時等の相談機能、一人暮らし
14 やグループホームの体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、
15 地域の体制づくりの機能を有する地域生活支援拠点等について、求められる5つの機能の確
16 保・充実、未設置市町または福祉圏域に対しての設置を促進するために、情報提供や市町に
17 よる情報交換の場を設定し支援します。

18
19 (キ) 福祉用具の普及と補装具の適切な支給への支援

- 20 ・ 地域で暮らす身体障害のある人が、速やかに生活復帰や社会参加を果たし、豊かな生活が送
21 れるよう、福祉用具の普及啓発と補装具の適正な利用を図ります。
22 ・ 滋賀県福祉用具センターにおいて、地域関係者等との連携を強化しながら、福祉用具の改造・
23 制作や技術の開発を行うとともに、研修等を通して人材の育成に努めます。
24 ・ 身体障害のある人の自立と社会参加の促進のため、補装具が適切に支給されるよう、市町と
25 連携し身体障害者更生相談所が補装具の専門的な相談・判定による専門的技術的助言を行
26 います。

27
28 (ク) 移動支援の推進

- 29 ・ 地域における移動支援の充実を図るため、民間や各種NPO等による移送サービスや移動支
30 援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を促進します。

31
32 (ケ) 滋賀県社会福祉協議会との相互連携による福祉サービスの向上

- 33 ・ 滋賀県社会福祉協議会との相互連携と協働によるトータルサポートの仕組みづくりによる障
34 害者やその家族の福祉の向上を図ります。

1 (コ) 社会福祉法人の公益的な取組の推進

- 2 ・ 社会福祉法人が、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うだけにとどまらず、社会的孤立等
3 の今日的な課題の解決を図るための実践の担い手として公益的な取組が推進されるよう支
4 援します。

5
6 ≪数値目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）≫

項目	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数	3人	市町計画（見込）を集計中	※市町における目標人数の総数
県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く）	979人	999人	※県外施設入所者や在宅生活困難者の受入れを行えるよう、H29年時の定員数を維持
県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数	3人 (R4年度実績)	市町計画（見込）を集計中	県独自項目 ※市町における目標人数の総数 ※R4年度末の県外入所者の実人数：147人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	3圏域（5市）で整備済み	拠点に求められる5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）の確保・充実	—

7
8 ③ 地域生活を支える相談支援体制の充実

9 (ア) 身近な地域での包括的・重層的な相談支援体制の整備推進

- 10 ・ 障害のある人が生活全般に関わる事項について、身近かつ多様な場所でライフステージに応じた相談ができるよう、市町および相談支援事業所における相談支援体制の充実を図ります。
- 11
- 12 ・ 市町による障害のある人、高齢者、児童、困窮者等の属性にかかわらず生きづらさを抱える誰もが安心して相談でき、複合的な課題を有する家族全体に対して適切な相談支援を実施できる包括的・重層的な相談支援体制の整備を支援します。

13
14
15
16 (イ) 民生委員・児童委員活動の推進

- 17 ・ 民生委員・児童委員による、福祉サービス等を適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て家庭への見守りや訪問、住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動を促進します。

18
19
20
21 (ウ) ケアマネジメント体制の充実

- 22 ・ 障害のある人がそれぞれの生活や就労、余暇等に関するニーズに応じた適切な支援を受けら

1 れるために、各市町における計画相談支援や障害児相談支援によるケアマネジメント提供体
2 制の整備を支援します。

- 3 ・ 個別の支援会議（サービス担当者会議等）を活用した支援関係者によるチーム支援の推進と、
4 福祉、保健・医療、教育、労働など地域社会資源のネットワークの強化を図り、相談支援体
5 制の充実と機能強化を支援します。

7 (工) 総合的、専門的な相談支援体制の充実・強化【重点的取組】

- 8 ・ 各市町において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化の取組
9 が実施されるよう、それらの機能の中核となる基幹相談支援センターの設置の促進および体
10 制強化を図ります。
- 11 ・ 滋賀県障害者自立支援協議会におけるネットワーク会議として、県内の基幹相談支援センタ
12 ーによる情報交換や課題解決の意見交換を行うことにより、既存の基幹相談支援センターが
13 中核となった総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化の取組の機
14 能充実を図ります。
 - 15 ■ 総合的・専門的相談支援については、本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通
16 じた様々な相談により、社会的・日常的な生活上の困難について状況把握を行い、情報提供
17 や関係機関の紹介等を行うとともに、必要に応じて専門的・継続的な関与または緊急の対応
18 等を実施することとします。
 - 19 ■ 地域の相談支援体制の強化の取組については、以下の4つを具体的な取組とします。
 - 20 ✓ 地域における指定特定相談支援事業者や指定一般相談支援事業者等に対して、訪問や支援
21 への同行等により相談支援活動における課題に対して、専門的な指導・助言を行うこと
 - 22 ✓ 各事業者の相談支援専門員に対して個別面談や集団での事例検討会の場面を活用してスー
23 パービジョン等による人材育成の支援を行うこと
 - 24 ✓ 民生委員や地域包括支援センター、地域子育て支援拠点、保健所や特別支援学校、ハロー
25 ワークなどの各種の相談機関との連携会議（地域自立支援協議会などの既存の会議の活用
26 を含む）の開催等による連携強化
 - 27 ✓ 個別事例の支援内容の検証を実施すること
- 28 ・ 各福祉圏域に配置された相談支援体制整備に関するアドバイザーにより、地域自立支援協議
29 会の充実のための関係機関・団体等の調整、相談支援に関する各事業者への助言、相談支援
30 従事者の人材育成、社会資源の開発等を推進します。
- 31 ・ 重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、高齢障害な
32 どに関する専門的広域的な相談機能や支援ネットワークづくりの機能の充実を図るため、地
33 域自立支援協議会と連携して福祉圏域単位の相談支援事業者や関係団体等を支援します。

1 (オ) 地域移行を進めるための相談支援体制の充実

- 2 ・ 県外を含む障害者支援施設に入所している人や精神科病院に入院している人の地域移行を
3 進めるために、入所者、入院患者のニーズの把握や、地域移行支援、地域定着支援、自立生
4 活援助等の支援を行う事業者のコーディネート等、各福祉圏域に配置されているアドバイザー
5 を中心とした支援体制の整備を図ります。

6
7 (カ) 相談支援専門員の養成および育成【重点的取組】

- 8 ・ 各地域において相談支援事業に従事する相談支援専門員の必要数を把握し、充足させるため
9 の養成研修（相談支援従事者初任者研修）の機会を確保します。
- 10 ・ 相談支援専門員のスキルを維持・向上させるための育成研修（相談支援従事者現任研修、相
11 談支援従事者専門コース別研修）を実施します。
- 12 ・ 基幹相談支援センター等の機能を充実させるため、主任相談支援専門員を養成し、配置を促
13 進します。
- 14 ・ 高齢分野との連携のため、介護支援専門員と相談支援専門員の合同による研修等を実施しま
15 す。
- 16 ・ 各地域に配置されている相談支援体制整備アドバイザー機能を活用し、基幹相談支援センタ
17 ーや地域自立支援協議会との連携により、相談支援専門員のスキルの向上に向けた実践的な
18 育成体制の構築を図ります。

19
20 (キ) 滋賀県障害者自立支援協議会によるネットワークの強化と全県的課題の検討

- 21 ・ 滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用して、高齢福祉分野との連携や保健所等を通じ
22 た医療分野との連携など、他分野多職種との連携の強化を促進します。
- 23 ・ 滋賀県障害者自立支援協議会各ネットワーク部会の実施により、各福祉圏域における障害者
24 支援等にかかわる諸課題について情報を収集および集約するとともに、全県的な課題につい
25 ては解決に向けた検討を行います。

26
27 <<成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）>>

項目	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
総合的・専門的な相談支援体制の強化および基幹相談支援センターの設置	—	各市町または各圏域において基幹相談支援センターの設置	※市町計画の積み上げ

1 <<活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）>>

項目	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込	備考
計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	市町計画（見込）を集計中			県独自項目 ※市町見込みの積み上げ

2
3 ④ 新型コロナウイルス等感染症への対策について

4 (ア) 障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援

- 5 ・ 障害福祉サービス事業者等において、引き続き、新型コロナウイルスを含む感染症に適切に
6 対応できるようクラスター発生時の感染拡大防止の取組への支援や情報の提供を行います。

7
8 (イ) 感染管理にかかるリーダー養成

- 9 ・ 障害者施設における感染管理リーダーといった人材育成や相談ネットワークの構築など、施
10 設内の感染対策を支援および推進していくためのプラットフォームを設置します。

11
12 (ウ) 新型コロナウイルス等の感染者や医療従事者等に対するこころのケア

- 13 ・ 新型コロナウイルス等の感染症により、こころに不安をかかえた感染者とその家族、医療従事者等
14 に対して、電話や面接、訪問等を行い、専門職によるこころのケアを実施します。
15 ・ 医療機関やクラスターが発生した施設に対して、訪問等により施設支援を行います。

16
17 ⑤ サービスの質の確保と向上に向けた取組

18 (ア) サービスの質の向上に向けた県・市町による取組

- 19 ・ 障害福祉サービス等の事業所指定や支給決定等を行う自治体職員等が、障害者総合支援法等
20 の具体的内容についての理解を深めるための研修等の機会を確保します。
21 ・ 障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析して、障害福祉サービス等の利用
22 状況を把握するなどその結果を活用し、真に必要な障害福祉サービス等が提供できてい
23 るかの検証を行う体制の確保を図ります。
24 ・ 障害のある人や家族が安心して障害福祉サービス等を利用できるように、事業所に対する研
25 修や助言・指導などを行い、職員の質の向上を図ります。
26 ・ 新規の指定障害福祉サービス事業者等については、基準違反の未然防止を念頭に、サービス
27 の質の確保および利用者保護のために実地指導を積極的に行います。
28 ・ グループホームを運営する事業者が利用者から徴収した食材料費、光熱水費および日用品費
29 等について、適正な運用がなされているか随時調査や実地指導等により確認を行います。
30 ・ 指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正
31 な実施と、その結果を市町と共有する取組を実施します。

1 (イ) サービス提供体制の整備推進

- 2 ・ サービス利用者の安心や安全の確保のために、サービス事業者における危機管理（リスクマ
3 ネジメント）体制の整備の推進を図ります。
4 ・ 障害福祉サービス事業の運営をより適正化するため、事業者における法令遵守のための業務
5 管理体制の整備などを進めます。
6

7 (ウ) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成および育成

- 8 ・ 各障害福祉サービス等の整備目標や既存の事業者からのニーズを勘案し、各事業所における
9 サービスの提供を管理し質を高める役割であるサービス管理責任者・児童発達支援管理責任
10 者の養成研修（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修・実践研修）の機会
11 を確保します。
12 ・ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者のスキルを維持・向上させるための育成研修
13 （サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修・専門コース別研修）を実施しま
14 す。
15

16 (エ) 健康福祉サービス評価システムの推進

- 17 ・ 利用者本位の質の高い健康福祉サービスの提供が図れるよう、これまで進めてきた事業者に
18 による自己評価の取組指導強化に加え、より客観的評価となる第三者評価の実施を促進し、こ
19 れによる評価結果のサービスへの反映を図ります。
20 ・ 評価結果の公表を促進し、利用者がサービスを選択するうえでの情報として活用を図ります。
21

22 (オ) 指定障害福祉サービス事業者等の情報公開の推進

- 23 ・ 福祉サービスの利用を希望する方が、自分にとって最適なサービスを選択できる環境を整備
24 するため、指定障害福祉サービス事業者等に対し、その特性やサービス等に係る情報につい
25 て積極的に公開するよう指導・助言を行います。
26

27 (カ) 事業者の苦情解決体制の整備

- 28 ・ 事業者においては、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員が設置され苦情を解決す
29 る体制が整備されるとともに、仕組みの施設内掲示などにより利用者への周知が図られるな
30 ど、苦情が申し出やすく、苦情が迅速に解決されるよう指導を行います。
31

32 (キ) 苦情解決における運営適正化委員会による助言・あっせん

- 33 ・ 県社会福祉協議会内に第三者による運営適正化委員会を設置し、事業者段階で解決困難な苦

情事例等に対して解決に向けた助言、あっせんを行うなど福祉サービスの利用者の権利を擁護します。

《成果目標（障害者計画）》

指 標	令和4年実績	令和8年度目標	備考
障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率	57.7%	100%	—

《成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》

項 目	令和4年実績	令和8年度目標	備考
障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築	—	各市町において構築する	—

《活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》

項 目	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込	備考
障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用	市町計画（見込）を集計中			※相談支援従事者初任者研修（講義部分）への各市町職員1名以上の参加（市町計画の積み上げ）
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有				※市町計画の積み上げ
指導監督結果の関係市町との共有	1回	1回	1回	—

（2）障害特性等に応じた支援の充実のために

① 重度心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実

（ア）地域の支援基盤の充実

- ・ 重症心身障害のある人を受入れる入所施設、通所事業所およびグループホームに対し、市町と共同して支援を実施することにより、重症心身障害のある人が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ります。
- ・ 医療的ケア児等のレスパイトサービスの充実に向けて、医療型短期入所事業の周知や事業実施にあたっての技術的支援に取り組みます。また、地域偏在の解消を図るため、モデル圏域を設定し、新たに医療型短期入所として医療的ケア児者を受け入れた事業所に対し、その体制整備の支援に努めます。

（イ）喀たん吸引等の研修実施による支援人材の養成・確保

- ・ 喀たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員や重症心身障害児者等に対応で

1 きる支援者を養成します。

2
3 (ウ) 障害特性に応じた相談支援体制の充実【重点的取組】

- 4 ・ 滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターにおいて重症心身障害児者および医
5 療的ケア児者に対する専門的ケアマネジメントを実施するとともに、福祉圏域の地域自立支
6 援協議会や個別の支援会議（サービス担当者会議等）に対する支援を行い、専門性の高いケ
7 アマネジメントシステムの実施を推進します。
- 8 ・ 医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制を整備するために必
9 要な人材を養成するための研修（医療的ケア児等コーディネーター養成研修）を実施します。
- 10 ・ 各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター養成研修を修了した
11 者を中心とした、医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制の整
12 備を図ります。

13
14 (エ) 協議の場の設置・運営

- 15 ・ 滋賀県障害者自立支援協議会等において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関
16 が連携を図るための協議を実施し、重症心身障害児者・医療的ケア児への支援に関する関係
17 機関との連携の強化や支援体制の整備を検討することにより支援の充実に努めます。
- 18 ・ 各市町または各福祉圏域において、同様の協議の場の設置促進を図ります。

19
20 <<成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）>>

項目	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置	7圏域で設置	各市町または各福祉圏域に協議の場を少なくとも一つ設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を配置	—

21
22 ② 行動障害のある人への支援の充実

23 (ア) 地域支援基盤の充実【重点的取組】

- 24 ・ 強度な行動障害のある人を受入れる通所事業所およびグループホームに対し、市町と共同し
25 て行動障害の要因となる障害特性に応じた支援を実施するための人材配置、環境整備のため
26 の支援を実施することにより、強度行動障害のある人が地域生活を継続できる地域基盤の充
27 実を図ります。
- 28 ・ 各市町または各福祉圏域において、強度な行動障害のある人の地域生活を支援するために、
29 家族に対する支援やグループホームの整備促進、入所施設機能・医療機能の活用等、関係者
30 との連携のもとに総合的な支援体制の整備促進を図ります。

1 (イ) 支援人材の養成および育成【重点的取組】

- 2 ・ 行動障害のある人への支援・対応方法に関する研修等（強度行動障害支援者養成研修等）の
3 実施により、行動障害の要因となる障害特性に応じた適切な支援内容の組み立てや環境の調
4 整を含む支援計画の作成、計画に基づく支援の提供をできる人材を養成します。
- 5 ・ 相談支援専門員や強度行動障害者支援従事者等を対象とした研修の実施、チーム支援による
6 支援者間の共助の促進、相談支援専門員や支援者に対する発達障害者支援センターなどの専
7 門機関からのスーパーバイズ等により、人材の育成や資質の向上に努めます。

8
9 (ウ) 障害特性に応じた相談支援の充実

- 10 ・ 医療福祉相談モール（発達障害者支援センターや知的障害者更生相談所等）が専門的な相談
11 を行うとともに、相談支援事業所、入所施設、市町などと強度行動障害のある人への専門的、
12 重層的な支援体制の構築に向けた検討を進めます。
- 13 ・ また、行動障害のある人の支援を行う事業者に対して、専門的な指導・助言を継続的に実施
14 します。

15
16 ≪成果目標（障害者計画）≫

指 標	令和4年実績	令和8年度目標	備考
強度行動障害支援者養成研修修了者	基礎研修：216人 実践研修：125人	基礎研修：180人／年 実践研修：120人／年	重点的取組

17
18 ③ 発達障害のある人への支援の充実

19 (ア) ライフステージ（教育・進路・キャリア）を見通した支援

- 20 ・ ライフステージを移行する際の支援情報の円滑な引継ぎを行うため、個別の指導計画・個別
21 の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備に取り組む
22 とともに、関係機関との情報交換を行うことで、教育と関係機関がライフステージを見通し
23 た支援の連携を図ります。
- 24 ・ 発達障害者支援の中核を担う相談支援機関（市町発達障害者支援担当部署、福祉圏域発達障
25 害者ケアマネジメント支援事業所、県発達障害者支援センター）の連携強化および支援体制
26 の重層化に取り組みます。
- 27 ・ 発達障害児者の年齢や障害状況に応じた適切な支援を行うため、研修等の充実を図り、相談
28 支援担当者のスキルの向上に努めます。
- 29 ・ 就労へのスムーズな移行のため、高校・大学等の発達障害者支援担当者と地域の就労を含む
30 支援担当者との連携の場を設定するなど、支援に必要な情報の共有を図ります。

1 (イ) 分野を超えた関係機関の連携の強化

- 2 ・ 発達障害に関わる関係機関の連携強化のため、保健・教育・福祉・医療・労働の分野間の連
3 携促進のための情報交換の機会を設けるとともに、発達障害者支援に関する資源の情報提供
4 を進めます。
- 5 ・ 教育における個別の教育支援計画作成時から関係機関との連携を図るなど、相互の働きかけ
6 による分野を超えた連携強化に取り組みます。
- 7 ・ 発達障害に伴う様々な生きづらさを抱える人に対して必要に応じて関係機関が早くから連
8 携できるよう、ネットワークの構築や情報共有の仕組みの検討などに取り組みます。
- 9 ・ 各圏域において発達障害者ケアマネジメント支援事業所を設置し、発達障害者支援ケアマネ
10 ージャーを中心とした関係機関等の連携により、身近な地域で発達障害への専門的な支援が
11 行われる体制の整備を図ります。

12
13 (ウ) 支援に関わる人材の育成【重点的取組】

- 14 ・ 相談件数の増加および支援ニーズの多様化や相談内容の複雑化に対応するため、機関コンサル
15 テーションの充実に取り組むとともに、研修等の機会の増加および内容の充実により、療
16 育・教育・就労等各分野の支援に関わる人材の育成の強化を図ります。

17
18 (エ) 家族への支援の充実【重点的取組】

- 19 ・ 乳幼児期の早期発見・早期支援のためのアセスメントツールの活用支援や環境整備など、市
20 町における取組を支援します。
- 21 ・ 家族支援を通じた家庭における支援力の向上および孤立防止のため、市町における家族支
22 援事業の推進を図るとともに、県によるペアレントメンターの活動支援等の充実を図ります。

23
24 (オ) 緩やかな集いの場の提供

- 25 ・ 地域での生活に課題を抱える発達障害がある人に、自己理解の促進および就労準備・訓練の
26 利用につなげることを視野に入れた支援の検討などに取り組みます。

27
28 (カ) 周囲の理解の促進

- 29 ・ 地域や職場における啓発や研修の実施により、発達障害への周囲の理解を促進し、本人や周
30 囲の人が相談しやすい環境づくりを行うとともに、周囲の人の適切な支援や環境調整により、
31 発達障害のある人の社会適応や過ごしやすさにつなげます。

1 <<活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）>>

項目	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込	備考
地域の支援体制の課題の把握および対応についての検討を行うために必要な協議の場の開催回数	2回	2回	2回	R4年度実績： 2回
発達障害者支援センターによる相談支援件数	900人 (6,000件)	800人 (5,500件)	800人 (5,500件)	R4年度実績： 849人 (5,801件)
発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジャーの関係機関への助言件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)認証発達障害者ケアマネジャー	800件 2,000件	850件 2,000件	900件 2,000件	R4年度実績： (ア)786件 (イ)1,283件
発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)認証発達障害者ケアマネジャー	140回 50回	140回 50回	140回 50回	R4年度実績： (ア)86回 (イ)47回
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数	35名	20名	20名	R4年度実績： 35名
ペアレントメンターの人数	35名	40名	45名	R4年度実績： 25名
ピアサポートの活動への参加人数	35名	40名	45名	R4年度実績： 25名
発達障害者支援センターによる相談において、市町（関係機関）と協働して関わった割合	50%	55%	60%	R4年度実績： 50.7% 県独自項目

2

3 ④ 精神障害のある人への支援の充実（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）

4 (ア) 精神障害に対する正しい理解の促進

- 5 ・ 精神疾患や精神障害に関する正しい知識や情報を講演会等により県民に提供し、理解を深め
6 ることにより、精神疾患の早期発見、早期治療を促すとともに、精神障害のある人が住み慣
7 れた地域で、本人の望む生活ができるよう支援します。

8 (イ) 医療、保健、福祉の連携による包括的な支援体制の充実

- 9 ・ 精神疾患の治療中断者や自らの意思では受診困難な精神障害のある人が必要な医療や支援
10 を受けながら地域で生活していけるよう、包括的な支援体制の充実に取り組みます。
11 ・ 福祉圏域において、医療、保健、福祉等の関係機関の連携の下でチーム支援を行うことにより、精
12 神障害のある本人および家族が安定した生活を継続するための支援を推進します。

13

14 (ウ) 精神障害のある人が利用する障害福祉サービス等の確保

- 15 ・ 長期入院患者等が退院後、身近な地域で安心して生活ができるよう、グループホームなど地

1 域の住まいの場や日中活動の場の確保に取り組みます。

- 2 ・ 入院後、早期から退院に向けての環境調整や福祉サービスの紹介ができる体制づくりを進め
3 るとともに、通院や通所が不安定な人への訪問支援を促進し、精神障害のある人の地域での
4 生活を支援する取り組みを促進します。
- 5 ・ 精神疾患の治療中断者や自らの意思では受診困難な精神障害のある人が、必要な医療を受け
6 ながら地域で生活していけるよう、包括的な支援体制の充実に取り組みます。

7 8 (工) 相談支援体制の充実

- 9 ・ 県民が精神的不調を感じた時に相談できる窓口を明確にし、周知を行うとともに、訪問や面
10 談等によるきめ細やかな支援の提供と、市町と相談支援事業所等関係機関の連携支援により、
11 安心して相談できる体制の充実に努めます。
- 12 ・ 各福祉圏域に配置されている相談支援アドバイザーと保健所が連携し、地域のネットワーク
13 を構築することにより、対応困難事例や圏域外調整を必要とする場合に対応できる相談支援
14 体制を整備します。

15 16 (オ) 多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築

- 17 ・ 多様な精神疾患ごとに病院、診療所、訪問看護ステーション等の役割分担・連携を推進し、
18 保健所や市町、地域の支援機関との重層的な連携による支援体制の構築を推進します。
- 19 ・ 精神保健福祉センターは、地域の関係機関への技術協力や人材育成のための教育研修等を行
20 い、相談支援体制の充実に努めます。
- 21 ・ 精神障害のある人が、住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるようにするた
22 めに、多様な精神疾患等に応じた質の高い精神科医療を提供できる体制の構築を推進します。
- 23 ・ 依存症については、切れ目ない支援が必要であることから、相談拠点を設置し関係機関との
24 連携構築を行うとともに、各専門医療機関の連携のための治療拠点を選定し、支援の充実や
25 医療機関間の連携による早期介入、発症後の生活支援の強化などにより、連携体制の構築を
26 推進します。
- 27 ・ 市町を中心とした介護保険等高齢者施策との連携や、高齢者の地域移行の促進、地域生活支
28 援の強化等を図ることにより、高齢の精神障害がある人の支援の充実に努めます。

29 30 (カ) 支援人材の養成

- 31 ・ 保健所や市町の担当者、精神科医療機関関係者、相談支援従事者等の精神保健医療福祉従事
32 者を対象とした体系的な研修等を行うことにより、支援の質の向上を図ります。

1 (キ) 家族会、自助グループ等への支援およびピアサポーターの活用

- 2 ・ 精神障害者患者家族会等の家族会や依存症等の回復のための自助グループその他関係団体
3 と連携するとともに、その活動を支援することにより、各団体の活性化を図ります。
4 ・ 長期入院患者の退院の意欲喚起としての病院訪問や支援者研修会における講演など、当事者
5 の経験を活かしたピアサポーターの活用や人材育成を推進します。

6 ≪成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）≫

項目	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	331日 (H30年度実績)	増加	—
精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	763人	619人	—
精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	306人	273人	—
精神科入院後3か月時点の退院率	69% (H30年度実績)	増加	—
精神科入院後6か月時点の退院率	84% (H30年度実績)	増加	—
精神科入院後1年時点の退院率	90% (H30年度実績)	増加	—

8 ≪活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）≫

9 ○精神障害のある人が利用するサービス量の見込み

10

種類	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量	備考
地域移行支援	市町計画（見込）を集計中			※市町計画の積み上げ
地域定着支援				
共同生活援助				
自立生活援助				

11 ⑤ 高次脳機能障害のある人への支援の充実

12 (ア) 圏域における支援体制の充実【重点的取組】

- 13 ・ 各圏域において、保健、医療、福祉等様々な分野の支援者がネットワークづくりを進めること
14 により、当事者や家族が身近な地域で障害特性に応じた支援を受けられるよう体制の充実
15 を図ります。
16 ・ 高次脳機能障害のある人が適切に診断され、障害特性に応じた必要なりハビリテーションや
17 福祉サービスを利用しながら望む地域で暮らせるよう努めます。
18

1 (イ) アセスメント機能の充実

- 2 ・ 地域での支援が困難なケース等について、滋賀県立むれやま荘における入所支援機能を活用
3 し、高次脳機能障害支援センターとの連携による生活のアセスメント等により、地域生活へ
4 の移行の支援を図ります。

5
6 (ウ) 支援人材の育成

- 7 ・ 県立リハビリテーションセンターおよび高次脳機能障害支援センターによる医療、介護、相
8 談等各専門職向け研修を実施することにより、高次脳機能障害のある人の地域生活を支える
9 人材の育成を進めます。

10
11 (エ) 高次脳機能障害に関する理解の促進

- 12 ・ 高次脳機能障害のある人や家族を含めて広く県民が、その障害の特性を理解するよう普及啓
13 発に努めます。

14
15 ≪数値目標（障害者計画）≫

指 標	令和4年度現在 (累積)	令和8年度目標	備考
圏域の連絡調整会議の構成所属のうち 高次脳機能障害専門相談支援員研修を 受講した所属	15.3% (R4年度)	20.0%	新規項目

16
17 ⑥ 盲ろう者への支援の充実

18 (ア) 意思疎通支援の充実

- 19 ・ 盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、指点字など触手話以外のコミュニケーション手
20 法の選択ができるようにするなど、意思疎通支援の充実を図ります。
- 21 ・ 盲ろう者の切れ目ない支援を行うため、医療や福祉関係団体の連携強化に努めます。

22
23 (イ) 支援拠点の設置による総合的な支援の推進

- 24 ・ 「滋賀県盲ろう者支援センター」を設置し、総合的な支援を推進します。
- 25 ・ 通訳・介助者の派遣、生活訓練や相談支援を実施するとともに、支援者の育成を図るため、
26 通訳・介助者の養成や資質向上のための研修を実施します。

27
28 ⑦ 高齢障害者への支援の充実

29 (ア) 障害分野と高齢分野の連携の促進

- 30 ・ 高齢障害者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスおよび介

1 護保険サービスの適切な運用に関する好事例等の情報提供や、滋賀県障害者自立支援協議会
2 などの場を活用した相談支援専門員と介護支援専門員の情報共有による障害分野と高齢分
3 野の連携促進を図ります。

- 4 ・ また、障害福祉サービスと介護保険サービスの相違点や障害福祉制度による介護保険サービ
5 ス利用に係る負担軽減等、相互の制度理解を進めることに努めます。

7 (イ) 共生型サービスの普及【重点的取組】

- 8 ・ 障害のある人が高齢になっても通いなれた事業所を利用できる、また子どもや高齢者、障害
9 者の属性にかかわらず支援を提供できる共生型サービスについて、制度の普及を進め、必
10 要に応じた整備を促進します。

12 ⑧ 難病患者への支援の充実

13 (ア) 在宅療養支援の充実

- 14 ■ 難病患者が安心して地域で療養できるようにするため、以下の取組を進めます。
 - 15 ・ 介護者の休息確保のため、重症難病患者一時入院（レスパイト入院）受入体制整備事業を
16 継続的に実施します。
 - 17 ・ 在宅療養支援従事者の資質向上に努めます。

19 (イ) 相談支援体制の充実と居場所づくり

- 20 ■ 難病患者が必要な時に気軽に相談でき、適切な支援が受けられる環境と居場所をつくるた
21 め、以下の取組を進めます。
 - 22 ・ 難病相談支援センターによる相談対応、講演会、交流会、ホッとサロン、ピアサポート事
23 業等を実施します。
 - 24 ・ 保健所による相談対応、講演会、交流会、従事者研修会事業等を実施し、地域の支援体制
25 の整備を図ります。
 - 26 ・ 難病連絡協議会と連携し、集いの開催や交流会におけるピア・サポートへの支援を通して
27 相談支援体制の充実を図ります。

29 (ウ) 福祉施策の一層の推進

- 30 ■ 難病患者の適切な福祉サービスの活用と社会参加を進めるため、以下の取組を図ります。
 - 31 ・ 県民に対し、疾病や療養生活等難病に関する普及啓発に努めます。
 - 32 ・ 難病患者に対し、障害者総合支援法に基づく福祉施策の周知に努めます。
 - 33 ・ 市町等福祉関係者への研修会等を実施し、難病の特性の理解を推進します。
 - 34 ・ 難病患者および医療機関に対し、治療や仕事の両立支援の周知啓発に努めます。

- ・ 難病患者に対する就労に関する相談支援関係機関の連携強化を図ります。

≪成果目標（障害者計画）≫

指 標	令和4年実績	令和8年度目標	備考
難病医療費助成制度申請時におけるおたずね票調査による相談希望者に対する支援実施の割合	—	100%	新規項目

⑨ ひきこもり状態にある人への支援の充実

（ア）ひきこもり状態にある人への支援の必要性の理解

- ・ ひきこもりの背景や当事者・家族がおかれている多種多様な状況について何らかの社会的障壁がある状態と捉え、必要な支援を受けながら、当事者の自分らしい生き方を保障する必要性について理解の促進に努めます。

（イ）ひきこもり支援センターの強化【重点的取組】

- ・ ひきこもり支援における課題整理や解決に向けた方策の検討等、多角的に協議できる場づくりに取り組みます。
- ・ 市町におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知を図るとともに、医療・法律・福祉・教育・就労等の多職種からなる専門家チームを設置し、市町等に対する専門的助言等を行う機能の強化を図ります。
- ・ 市町や保健所等でひきこもり支援業務に従事する職員を対象に研修会を開催するなど人材育成を行います。

（ウ）公私協働による取組の推進

- ・ 県民や民生委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう、ひきこもりに関する普及啓発に努めます。
- ・ ひきこもりの支援を行う機関や市町、保健所等が連携して、地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、丁寧な訪問を行うなどアウトリーチを促進していきます。
- ・ ひきこもり状態が長期化し、生きづらい状況におかれている当事者や家族などが、社会参加の手がかりをつかめるよう、希望に応じて、気軽に交流でき、安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めます。

（エ）教育との連携強化【重点的取組】

- ・ 不登校の児童生徒がひきこもりとなるケースがあることから、ひきこもりの防止策として、学校と地域支援機関の連携のもと、県と市町、福祉と教育の情報共有の仕組みを活かした切れ目ない取組を更に進めます。

1 ⑩ 矯正施設等を退所する人への支援の充実

2 (ア) 国・地方公共団体・民間協力者による「息の長い」支援

- 3 ・ 障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所および少年院）
4 の退所予定者および退所者等に対し、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の
5 長い」支援の実施により地域での自立した生活を支援します。

6
7 (イ) 地域生活定着支援センターによる支援

- 8 ・ 滋賀県地域生活定着支援センターが矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯
9 正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および
10 地域生活への定着を支援します。
11 ・ また、刑事司法手続き段階にある被疑者・被告人等で高齢や障害により自立した生活を営む
12 ことが困難な人に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援
13 を行います。

14
15 (3) 保健・医療の推進のために

16 ① 障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実

17 (ア) 周産期保健医療体制の充実

- 18 ・ 妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供し、ハイリスク妊産婦やハイ
19 リスク新生児に対応できるよう周産期医療体制を充実強化します。

20
21 (イ) 歯科保健医療の充実

- 22 ・ 障害のある人の生涯にわたる口腔の健康管理を行うために、歯科健診の機会を確保するとと
23 もに、かかりつけ歯科医院の必要性について啓発し、早期にかかりつけ歯科医院が持てるよ
24 う推進を図ります。
25 ・ 地域の児童発達支援事業を利用する子どもに対する歯科健診およびフッ化物塗布、保護者と
26 職員に対する歯科保健指導の充実を図ります。
27 ・ 歯科治療が必要な場合には、地域のかかりつけ歯科医院、口腔衛生センター、病院歯科が連
28 携して、安心、安全な歯科治療が受けられるよう、歯科医療体制の整備、充実を図ります。

29
30 (ウ) 医療的ケア等を必要とする人への医療的支援の充実

31 ■ 身近な医療機関で外来・在宅・入院医療を円滑に受けられる体制整備

- 32 ・ 病院から在宅への移行について切れ目なく支援を受けられるよう、市町におけるハイリスク
33 新生児への相談支援の充実、小児在宅医療に関する地域資源の情報発信を通じて、病院と地

1 域の関係者との連携を推進します。

- 2 ・ 住み慣れた地域で療養生活のために必要な医療を受けられるよう、小児在宅医療を担う人材
3 育成・スキルアップを図ります。また、小児在宅医療を担う関係者の顔の見える関係づくり、
4 情報提供・連携推進の場を確保します。さらに、小児のショートステイ・レスパイト受け入
5 れ機関の拡充・連携推進を図ります。
- 6 ・ 病状急変時に医療機関等の連携のもと適切な支援を受けられるよう、身近なかかりつけ医の
7 確保の推進や、ICT を活用した情報連携の推進等に取り組みます。
- 8 ・ 身体状況に合わせた緩和ケアが受けられるよう、県民・支援者への理解促進を図ります。

9 10 ■ 日常生活支援による成長・発達・自立の促進

- 11 ・ 身近に相談できる体制の整備のため、慢性疾病児童等および保護者からの疾患や生活に関す
12 る困りごとの相談対応を行います。
- 13 ・ 福祉・教育・就労について多職種連携のもと適切な支援が受けられるよう、関係者の資質向
14 上およびネットワークの構築に取り組みます。また、多職種連携をコーディネートする人材
15 の活動の促進を図ります。
- 16 ・ 身近な地域で人と繋がりを持ち、支え合える関係が構築できるよう、慢性疾病児童等および
17 その家族（親・きょうだい）同士の交流の機会を確保し、情報発信・周知啓発に取り組みま
18 す。
- 19 ・ レスパイト入院等の資源拡充とともに、医療的ケア児およびその家族が、日常の情報を共有
20 し、精神的にサポートし合える交流会や学習会の場づくりを支援します。

21 22 (工) 発達障害のある人への医療的支援の充実

- 23 ・ 自閉症や注意欠如・多動症など、発達障害にかかる専門的診断・治療が行える体制整備の促
24 進を図ります。
- 25 ・ 発達障害の早期発見や医療的支援の充実を図るために、研修会等を開催し、発達障害の診療
26 ができる専門医や地域かかりつけ医の養成を図るとともに、教育・行政など地域関係機関と
27 のネットワーク構築に努めます。
- 28 ・ 入院対応をできる専門病床を有する医療機関の確保について検討します。

29 30 (オ) 精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実

31 (精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)

32 ■ 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築

- 33 ・ 多様な精神疾患等に対応するために医療機能の明確化に向けて、各二次保健医療圏等に
34 いて体制構築のための会議を開催し、疾病ごとに地域精神科医療提供機能、医療機関拠点

1 連携機能、都道府県連携拠点機能を有する医療機関を位置付けるための検討を進めます。

2
3 ■ 統合失調症について

- 4 ・ 治療法の普及や精神科リハビリテーションをはじめとする予防的アプローチの充実などにより、
5 よって更なる入院期間の短縮につなげ、入院から地域生活への移行に努めます。

6
7 ■ うつ病・躁うつ病について

- 8 ・ 予防や早期発見・早期支援の強化を図るため広く県民に対し、自らのこころの健康に関心
9 を持てるように引き続き知識の普及啓発に努めます。
- 10 ・ 一般科医に対する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」による早期発見・早期治療の普
11 及や「専門医等うつ病治療向上研修」による治療技法の普及を今後も引き続き実施すると
12 ともに、早期に有効な治療につながるような連携を促進します。
- 13 ・ 地域で相談に従事する様々な領域の支援者の資質向上に向けた研修等を実施し、うつ病・
14 躁うつ病の対応力向上に努めます。

15
16 ■ 児童・思春期精神疾患について

- 17 ・ 子どもの心の診療に関する医師の養成に努めます。
- 18 ・ 入院対応のできる専門病床を有する医療機関の確保について検討します。
- 19 ・ 保健、医療、福祉、教育、就労等、他分野の機関と協働のもと、包括的な支援を行える体制
20 づくりを目指します。
- 21 ・ 児童・思春期精神疾患に関する普及啓発を通して、早期介入とメンタルヘルスの重症化の予
22 防に努めます。

23
24 ■ 依存症（アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症）について【重点的取組】

25 滋賀県依存症総合対策計画の内容を踏まえて以下の取組を進めます。

- 26 ・ 精神保健福祉センターや保健所等で相談対応や本人・家族支援を行うとともに、相談・支
27 援に従事する人材の育成や県民への普及啓発に努めます。
- 28 ・ 県立精神医療センターが依存症の専門医療機関・依存症治療拠点機関として核となり、地
29 域の医療機関における診療技術の向上や連携体制の構築に取り組みます。
- 30 ・ 滋賀県依存症関係機関連絡協議会の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら、分野横
31 断による包括的推進体制の確保をとおして、依存症対策の推進に取り組みます。
- 32 ・ 民間の自助グループや回復施設、関係機関との連携を通して、団体活動の後方支援や活動
33 場所の確保に向けた協力等、必要な支援を実施します。

1 ■ 外傷後ストレス障害（PTSD）について

- 2 ・ 精神保健福祉センターを中心に、保健所等と協働して、学校等における事件や事故後のP
3 TSD等二次的な精神的被害の拡大を防止するため、「Crisis Intervention team（CIT）
4 通称こころのケアチーム」の派遣事業を引き続き実施します。
5 ・ 県内で事件・事故が発生した場合に、速やかにこころのケアチームを結成し、適切な活動
6 ができるよう、保健福祉、教育、医療の各関係機関間の連携強化や、人材育成を行います。
7

8 ■ 摂食障害について

- 9 ・ 不足している子どもの心の診療に関する専門医と併せて、摂食障害に関する医師の養成に
10 努めます。
11 ・ 精神保健福祉センターは、摂食障害に関する相談に対応し、患者・家族への摂食障害に関
12 する心理教育の場を開催します。摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、支援従事者等
13 への研修・技術的支援、他の児童・思春期に好発する疾患等を含め、関係機関との地域連
14 携支援の調整に努めます。
15 ・ 摂食障害に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進に努めます。
16

17 ■ てんかんについて

- 18 ・ 小児期から成人期へのてんかん治療の連携体制の構築や、診療機関の情報提供体制等の整
19 備に努めます。
20 ・ てんかん患者・家族の支援においては、生活上の留意点への理解に向けた支援や、就労関
21 係者への理解促進、生活支援の充実に努めます。
22

23 ■ 精神科救急について

- 24 ・ 急性増悪時に迅速かつ適切に精神科医療につながるよう、精神科救急情報センターの充実に
25 努めます。
26 ・ 入院治療の必要がない程度の精神科救急医療（ソフト救急）について、精神科診療所の協
27 力のもと、病診連携の推進、初期救急応需体制の充実に努めます。
28 ・ 身体合併症を併発している精神障害者またはその疑いのある者で措置診察の必要があると
29 認められた者を受け入れる身体合併症協力病院との連携に努めます。
30

31 ■ 身体合併症について

- 32 ・ 身体疾患、精神疾患がともに重篤な患者について対応できる体制整備を検討します。
33 ・ 二次保健医療圏域で自殺未遂者への支援体制の整備に向け、一般科・精神科医療機関に対

1 し自殺未遂者への対応についての研修等を実施します。

- 2 ・ 精神科救急医療システム調整会議において、滋賀県医師会、滋賀県病院協会の参画により
3 意見交換を行うとともに、県メディカルコントロール協議会とも連携し、救急事案の対応
4 について検討し、一般科と精神科医療機関の連携に努めます。

5
6 ■ 自殺対策について

- 7 ・ 自殺対策推進センターを核として、保健所、市町等との協働により、滋賀県自殺対策計画
8 と連動した取組を推進するとともに、自殺対策連絡協議会において本県の特性に応じた具
9 体的な取組の方向性について協議し対策の推進を図ります。
- 10 ・ 学校保健、産業保健等との連携に加え、妊産婦支援施策や生活困窮者自立支援施策、労働
11 施策等との連携を進め、生きる支援につながるよう対策を進めます。
- 12 ・ 「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を継続的に実施し、一般科と精神科の連携により
13 早期に必要な治療につながるような連携体制の構築を進めます。
- 14 ・ 自殺未遂者の支援体制においては、救急告示病院等や精神科医療機関と保健所、市町など
15 との連携に加え、今後、警察や消防との連携強化を図ります。
- 16 ・ 若年の自殺未遂者の中には、背景に虐待や発達障害などの要因を持つものもあるため、市
17 町家庭児童相談室や教育への技術支援を行います。
- 18 ・ こころに悩みを抱えた人に寄り添った丁寧な相談対応を行うため、電話や対面などによる
19 相談窓口を設け、孤立させない体制を作るとともに、これらの相談窓口の周知を行います。

20
21 ■ 医療観察法における対象者への医療について

- 22 ・ 医療観察法に基づき、引き続き対象者に対して適切な医療を提供し、社会復帰を促進しま
23 す。
- 24 ・ 対象者の円滑な地域移行と地域生活の安定を図るため、滋賀県医療観察制度運営連絡協議
25 会等により、医療観察法処遇終了後の精神保健福祉サービスに至る支援へ円滑に引き継が
26 れるように努めます。

27
28 (力) 高次脳機能障害のある人への医療的支援の充実

- 29 ・ リハビリテーションセンターや高次脳機能障害支援センターが連携し、医師やリハビリテー
30 ション関連職種への高次脳機能障害の理解のための啓発・研修会を開催します。
- 31 ・ 高次脳機能障害について、必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適
32 切な診断と、退院時にはかかりつけの医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体
33 制の構築を図ります。

- 1 医療機関で障害特性や地域生活に関する心理教育を当事者・家族に実施できるように働きか
2 かけ、地域でのリハビリテーションを更に充実させます。
- 3 相談を受けた支援者が、誰でも適切に対応できる技術を身につけられるよう資質の向上を図
4 ります。
- 5 二次保健医療圏において、主体となる機関を中心として連絡調整会議を開催し、保健・医療
6 (リハビリテーションを含む)・介護・福祉・労働等の関係機関による圏域の課題整理や解決
7 に向けた方策の検討、関係者の資質向上等を図ります。

9 (キ) 難病患者への医療的支援の充実

10 ■ 難病患者を支える医療機関のネットワークを構築するため、難病医療連携拠点病院と滋賀県
11 が協働し以下の取組を進めます。

- 12 ・ 難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院・難病医療協力病院の機能の充実・強化
13 を図ります。
- 14 ・ 専門医とかかりつけ医の連携強化を図り、早期診断の仕組みづくりを推進します。
- 15 ・ 在宅療養を支える医療機関に対し、難病患者に対する理解と受入れを促進します。
- 16 ・ 医療連携のネットワーク構築に向けて、各医療機関等との情報共有を推進する仕組みづく
17 りに取り組みます。
- 18 ・ 難病医療連携協議会やリハビリテーションセンターなどにおいて研修会を開催するなどし、
19 難病医療従事者の資質向上や早期からリハビリテーションに取り組む重要性の周知に努め
20 ます。
- 21 ・ 小児期診療科と成人期診療科の連携を推進します。
- 22 ・ 難病医療従事者の資質向上に努めます。

23 <<数値目標（障害者計画）>>

指 標	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
医療的ケア児者のレスパイト入院受 入れ可能病院および医療型短期入所 可能事業所	6 / 7圏域	各二次保健医療圏域に1か 所以上整備	保健医療計画
医療的ケア児者への訪問診療可能な 診療所	<H29 年度実績> 42 診療所	訪問診療可能診療所のうち 小児対応可能な各二次保健 医療圏域で10%以上	保健医療計画
小児在宅支援の受入れ可能な訪問看 護ステーション	74 施設	訪問看護事業所のうち小児 対応可能な各二次保健医療 圏域で60%以上	保健医療計画

1 ② 医療費負担の軽減等

2 (ア) 重度障害者の医療費負担の軽減

- 3 ・ 重度障害者（児）福祉医療費助成事業や重度障害老人福祉助成費助成事業により、重度障害
4 者の医療費の負担を軽減します。

5
6 (イ) 精神障害のある人の医療費負担の軽減等

- 7 ・ 精神障害がある人にとって、精神科への通院が病状の安定に欠かすことができないことから、
8 必要な受診を促進する、精神科通院に係る医療費の負担を軽減します。

9
10 ③ 地域リハビリテーション体制の充実

11 (ア) 医学的リハビリテーションの推進

12 ■ 社会参加に向けたリハビリテーションの推進

- 13 ・ 医療機関における疾患別リハビリテーションや、高次脳機能障害や脊髄損傷、難病等、特定
14 の障害にかかるリハビリテーションについて、専門研修を行う等、知識の普及啓発を推進し
15 ます。
16 ・ 就学・就労や自動車運転など、社会参加に向けたリハビリテーションの取組を推進します。
17 ・ 外来リハビリテーションや訪問リハビリテーションの実施施設等の把握を行うとともに、
18 情報の見える化を行い、生活期リハビリテーションの充実を図ります。

19
20 (イ) 地域リハビリテーションの推進

21 ■ 地域包括ケアシステム構築と中核人材育成

- 22 ・ 障害のある人や高齢者が地域で学び・働くことなどにより、社会に参加することができる
23 ような支援や、生活場面で引き起こされる二次障害予防の取組を早期から支援することが
24 できるリハビリテーション専門職の確保・育成を進めます。
25 ・ 医療福祉の支援が必要となる高次脳機能障害や脊髄損傷、難病等について、医療職以外も
26 含めた支援関係者に対する研修を行うなど、知識・技術の普及啓発を図ります。
27 ・ 地域包括ケアの実現に向けて、県立リハビリテーションセンター、関係機関や団体等が協
28 働し、地域リハビリテーションを促進します。

29
30 ■ ICT等の情報発信

- 31 ・ リハビリテーションに関する先駆的な活動や、ICT等の先進技術を用いた取組について、広
32 く周知し関係機関の組織化と情報交換を進めます。

1 (ウ) リハビリテーション支援体制の推進

- 2 ・ 県内のリハビリテーションに関する諸課題についてリハビリテーション協議会で検討を進
3 めます。
- 4 ・ 子どもから高齢者まで将来を見据えたりハビリテーション支援体制の充実を図ります。
- 5 ・ 二次保健医療圏域ごとにリハビリテーションに関する協議体等を通じて、地域包括ケアの
6 推進やリハビリテーション専門職と医療福祉関係者との連携、医療福祉関係者のリハビリ
7 テーションにかかる理解促進を図ります。

8

9 (4) 防災と防犯の推進のために

10 ① 防災体制の充実

11 (ア) 防災リテラシー(※)の向上促進

- 12 ・ 滋賀県地域防災計画に基づく防災対策が図られるよう、国の「避難行動要支援者の避難行動
13 支援に関する取組指針」を参考に、災害に対する基礎的知識や障害特性も踏まえた災害発生
14 時取るべき行動等について理解を深める取組を支援していきます。

15 (※) 災害情報を主体的に読み解く力、そして行動に移すことを可能にする力のこと。

16

17 (イ) 災害時要配慮者の避難支援【重点的取組】

- 18 ・ 避難行動要支援者となる障害のある人に、災害時の避難行動について実効性のある個別避難
19 計画が作成されるよう市町の取組を支援します。
- 20 ・ 高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者に対し、災害時に速やかに安否確認や避難がで
21 きる体制づくりを進めます。
- 22 ・ どの地域にどのような医療的ケア児がおられるか把握し円滑かつ確実に支援できる体制
23 の構築を図ります。
- 24 ・ 障害のある人は、災害時に自力避難や状況の把握が困難となる恐れがあることから、地域住
25 民などの連携による共助が大切です。そのため、要配慮者支援の重要な担い手である自主防
26 災組織等に対し、研修会の開催、情報提供、技術支援を行うとともに、消防団、保健・福祉
27 専門職、ボランティア、NPO等との協働体制の構築について、市町の取組を支援します。
- 28 ・ コミュニケーション機能に障害のある人に対して、避難情報等の緊急情報が円滑・迅速に
29 提供できる体制の整備が図られるよう、市町への支援に努めます。
- 30 ・ 防災会議等の委員に障害当事者の参画を推進するよう取り組みます。

31

32 (ウ) 新型コロナウイルス等感染症の拡大防止や障害の状況・特性に配慮した避難所の確保

- 33 ・ 新型コロナウイルス等感染症の拡大防止に配慮した避難所運営ができるよう市町を支援し

1 ます。

- 2 ・ 市町による福祉避難所の確保と、避難所開設訓練の実施等による機能確保を支援します。
- 3 ・ 近年の災害においては、災害時要配慮者が避難生活の中で、生活機能の低下や介護度の重症
4 化などの二次被害、ひいては災害関連死に至ることが課題の一つとなっていることから、避
5 難生活から安定的な日常生活へと移行できるよう必要な支援を行う福祉専門職からなる災
6 害派遣福祉チーム（しがDWA T）の体制整備を進めます。
- 7 ・ 緊急時の電源の確保や避難所となる福祉施設での物資の備蓄、避難所のバリアフリー化、障
8 害特性を踏まえた避難所運営など、災害への備えが進むよう取り組みます。
- 9 ・ 障害のある人など要配慮者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等により、要配慮者が
10 安心して過ごせる避難所の整備、運営ができるよう市町を支援します。
- 11 ・ 避難生活中の生活不活発病などへの対応が図れるように、災害時リハビリテーション支援団
12 体などとの支援体制を構築します。

13 14 (工) 災害派遣精神医療チーム (DPAT)・こころのケアチームの派遣

- 15 ・ 災害発生等を想定し、有事の際には、危機管理体制のもと迅速に災害派遣精神医療チーム
16 (DPAT) やこころのケアチームを組織できるように、また、被災時には円滑な受援体制を確保
17 できるよう、先遣隊の設置や、総合防災訓練への参加などを通して、体制整備を進めます。

18 19 (オ) 水害・土砂災害対策の実施

- 20 ・ 災害時に必要な避難行動が検討できるよう水害リスク（洪水浸水想定区域、地先の安全度マ
21 ップ）や土砂災害リスク（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）情報を、障害のある
22 人やその家族等に提供できるよう取り組むとともに、障害のある人を含む避難行動要支援者
23 の避難行動に関する個別計画の作成等に活用されるよう啓発を図ります。
- 24 ・ 浸水、土砂災害リスク情報を活用し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難
25 訓練の実施に向けた取組の支援を行います。
- 26 ・ 災害時の避難に困難をとまなう要配慮者利用施設を含む個所を重点的に保全し、人命を守る
27 土砂災害対策事業を実施します。

28 ・

29 ② 防犯体制の充実

30 (ア) 警察職員への講習等の実施

- 31 ・ 警察職員が高齢者や障害のある人等の接遇の在り方、対応に必要な知識や技能を修得し、現
32 場での適切な警察活動に積極的に活用できるよう、採用時に初任科生として教養を受ける警
33 察学校のほか、職場教養の機会において、障害等に対する意識の浸透を図るための講習や研

1 修を実施していきます。

2 .

3 (イ) 被害防止対策の推進

- 4 ・ 障害のある人等の消費者トラブルの防止および被害からの早期の救済を図るため、地域の関
5 係機関と連携し、見守り支援者を対象とした講座の開催や、障害のある人等に配慮した相談
6 に努めるとともに、特別支援学校への出前講座等を行い、自立した消費者の育成を目指して
7 消費者教育・啓発の推進に努めます。
- 8 ・ 障害のある人が犯罪被害に遭わないよう、障害の状況や特性に配慮した啓発を行うとともに、
9 各関係機関や自主防犯ボランティア等と連携した犯罪抑止啓発を推進し、犯罪のない社会づ
10 くりを目指します。

11
12 (5) 障害福祉を支える人材の養成および育成・確保のために

13 ① サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成

14 (ア) 相談支援専門員の養成および育成（再掲）【重点的取組】

- 15 ・ 各地域において相談支援事業に従事する相談支援専門員の必要数を把握し、充足させるため
16 の養成研修（相談支援従事者初任者研修）の機会を確保します。
- 17 ・ 相談支援専門員のスキルを維持・向上させるための育成研修（相談支援従事者現任研修、相
18 談支援従事者専門コース別研修）を実施します。
- 19 ・ 基幹相談支援センター等の機能を充実させるため、主任相談支援専門員を養成し、配置を促
20 進します。
- 21 ・ 高齢分野との連携のため、介護支援専門員と相談支援専門員の合同による研修等を実施しま
22 す。
- 23 ・ 各地域に配置されている相談支援体制整備アドバイザー機能を活用し、基幹相談支援センタ
24 ーや地域自立支援協議会との連携により、相談支援専門員のスキルの向上に向けた実践的な
25 育成体制の構築を図ります。

26
27 (イ) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成および育成（再掲）

- 28 ・ 各障害福祉サービス等の整備目標や既存の事業者からのニーズを勘案し、各事業所における
29 サービスの提供を管理し質を高める役割であるサービス管理責任者・児童発達支援管理責任
30 者の養成研修（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修・実践研修）の機会
31 を確保します。
- 32 ・ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者のスキルを維持・向上させるための研修（サ
33 ービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修・専門コース別研修）を実施します。

1 (ウ) 行動障害のある人への支援人材の養成および育成（再掲）【重点的取組】

- 2 ・ 行動障害のある人への支援・対応方法に関する研修等（強度行動障害支援者養成研修等）の
3 実施により、行動障害の要因となる障害特性に応じた適切な支援内容の組み立てや環境の調
4 整を含む支援計画の作成、計画に基づく支援の提供をできる人材を養成します。

6 (エ) 障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上（再掲）

- 7 ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者やサービス管理責任者等を対象とした障害者虐待の防
8 止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待の防止のための組
9 織・運営体制、障害者に対する虐待や不適切な対応を防止するための障害特性にも配慮した
10 支援方法についての研修を実施します。
- 11 ・ 市町職員および相談窓口職員を対象とした障害者虐待の通報を受けた際の対応方法や虐待
12 を受けた障害者に対する支援に関する専門的知識、援助技術、養護者に対する支援その他に
13 ついての研修を実施します。

15 ≪成果目標（障害者計画）≫

指 標	令和4年実績	令和8年度目標	備考
強度行動障害支援者養成研修修了者	基礎研修：216人 実践研修：125人	基礎研修：180人／年 実践研修：120人／年	重点的取組 再掲

17 ≪活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）≫（再掲）

項 目	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込	備 考
計画相談支援及び障害児相 談支援に従事する相談支援 専門員数	市町計画（見込）を集計中			県独自項目 ※市町見込みの積み上げ

19 ② 滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進

20 (ア) 多様な人材層の参入促進【重点的取組】

- 21 ・ 広く県民に対して福祉職場への就労を促進するための広報・啓発や職場体験等の機会の提供
22 を行うとともに、潜在有資格者の職場復帰を支援することにより、多様な人材の参入を促進
23 します。
- 24 ・ 障害福祉分野における外国人材の活用について、高齢福祉分野における先行事例等を検証し、
25 導入の必要性や可能性について検討を行います。
- 26 ・ 障害福祉分野の仕事内容や魅力の情報発信等により、幅広い年齢層に対して障害福祉分野へ
27 の関心を高めることで、支援人材の確保につなげます。

1 (イ) マッチング支援

- 2 ・ 介護・福祉人材センターとハローワークや市町など関係機関との一層の連携強化を図り、き
3 め細かな職業紹介を行います。
4 ・ 合同就職説明会や対話型交流会の実施により、求職者と事業者が出会える場を作ります。
5

6 (ウ) 職場定着支援および人材育成【重点的取組】

- 7 ・ 介護負担の軽減や業務効率化に向けた介護ロボットの導入等への支援や賃金改善に向けた
8 取組の促進等により、職場環境改善への支援を進め、職場定着を促進します。
9 ・ 事業所内の新任職員の相談体制の充実や職場を超えたコミュニケーションの活性化を通じ
10 て若手職員の資質向上と職場定着を促進します。
11 ・ 現任職員の職業生活上の相談対応や事業所内研修への講師派遣等を実施し、働きやすい環境
12 の整備や現場での課題解決力の向上を図ります。
13

14 ③ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成

- 15 ・ 県内のリハビリテーション専門職の人材確保のため、修学資金制度の運用を進めます。
16 ・ 地域リハビリテーションに携わる中核人材の育成を推進し、地域活動実践者の増加を図りま
17 す。
18 ・ リハビリテーション専門職が少ない小児分野等について、情報交換の機会やネットワーク構
19 築支援する等して、従事するリハビリテーション専門職の定着を図ります。
20
21
22
23
24
25
26
27
28

1 3. とともに育ち・学ぶ

施策の方向性

- 乳幼児期から学齢期、入学や進学等により途切れることなく、ライフステージに応じた適切な支援が切れ目なく提供される体制の充実を促進します。
- 障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めます。
- 障害のある子ども一人ひとりの障害特性と教育的ニーズを把握して、その持てる力を引き出し、高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。
- 障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができる「インクルーシブ教育」を推進します。
- 発達障害や重症心身障害、医療的ケア等が必要な児童への支援を充実させるため、市町の体制整備への支援と専門的な支援人材の養成を図ります。

2 (1) 健やかな育ちのために

3 ① 地域における発達支援体制の強化

4 (ア) 母子保健サービス等の充実

- 5 ・ 出生前後における医療機関からのハイリスク連絡や、新生児訪問、未熟児訪問指導、乳幼児
- 6 健康診査等の母子保健活動から早期介入・早期支援に結びつけます。
- 7 ・ 新生児期に先天性代謝異常等の検査を実施し、障害等の症状を来す疾患を早期に発見し、早
- 8 期の治療を推進します。
- 9 ・ 障害の早期発見、早期治療の推進のため、市町で実施している乳幼児健診や母子保健活動を
- 10 支援し、保健所、県立小児保健医療センター(令和7年1月に県立総合病院と組織統合予定)
- 11 とともに、関係者が連携した総合的な健診体制の充実を図ります。

13 (イ) 保健医療従事者の資質向上

- 14 ・ 周産期医療や母子保健に従事する保健医療関係者への資質向上を図るため、専門研修の充実
- 15 を図ります。

17 (ウ) 家族への支援の充実

- 18 ・ 家族支援を通じた家庭における支援力の向上および孤立防止のため、市町における家族支援事
- 19 業の推進を図ります。
- 20 ・ 発達障害児者およびその家族等に対する支援においてはペアレントメンターの活動支援等の充実
- 21 を図ります。

22
23

1 (工) 早期発見、早期支援の推進

- 2 ・ 巡回支援専門員派遣事業の実施や児童発達支援センターの設置により、障害等をできるだけ
3 早期に発見し適切な支援につなげる取組の推進に努めます。
- 4 ・ 自閉症、注意欠如・多動症（ADHD）、学習障害（LD）等の発達障害について、早期把握・
5 早期療育支援が行えるよう、関係者の資質の向上に努めます。
- 6 ・ 発達障害については、乳幼児期の早期発見・早期支援のためのアセスメントツールの活用支
7 援や環境整備など、市町における取組を支援します。
- 8 ・ 障害のある人や高齢者が地域で学び・働くことなどにより、社会に参加することができるよ
9 うな支援や、生活場面で引き起こされる二次障害予防の取組を早期から支援することができ
10 るリハビリテーション専門職の確保・育成を進めます。
- 11 ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査体制を整備します。

12
13 (オ) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター等の設置

- 14 ・ 各市町または各福祉圏域において重層的な支援体制を整備するため、児童発達支援センターもし
15 くは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能の充実を図ります。
- 16 ■ 児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果た
17 す機関として位置付け、次に掲げる支援機能を備えるものとします。
- 18 ✓ 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- 19 ✓ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- 20 ✓ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- 21 ✓ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

22
23 (カ) 障害のある子どもが利用する事業所等における発達支援の質の向上

- 24 ・ 小児保健医療センター療育部（令和7年1月に県立総合病院と組織統合予定）を中心に、研
25 修の実施や専門職員の派遣等を行うことにより、地域の児童発達支援センター・児童発達支
26 援事業所における専門性の向上への支援を図ります。
- 27 ・ 障害のある子どもにとって身近に通える場である地域の放課後児童クラブについて、障害児
28 支援の充実を図るとともに、放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所での支援の
29 質を確保するため、資質向上のための研修の実施や事業所指導の強化など、支援の質の向上
30 に向けた体制整備を図ります。
- 31 ・ 障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社
32 会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童
33 クラブ等における支援の充実を図ります。

- ・ 児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業者等の障害児通所支援事業者に対し、各事業のガイドラインの遵守やサービス自己評価の情報公表により、支援の質の向上を図ります。

(キ) 障害のある子どもの保育の推進

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、障害のある子ども一人ひとりの年齢や障害の状態、障害特性に応じたきめ細やかな教育・保育の実施を推進します。
- ・ 保育所等を利用する障害のある子どもが保育所等における集団生活に適應できるよう、保育所等訪問支援の実施を促進します。
- ・ 保育所等において医療的ケア児を受け入れるため看護師等を配置するなどの体制整備を行う市町を支援し、地域生活支援の向上を図ります。
- ・ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受入れを促進するため、障害児受入推進事業等を実施し、障害のある子どもの放課後の生活の充実を図ります。

《成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》

項目	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	7圏域において 14 か所の整備済	重層的な支援体制を整備するため、児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備	-
障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	-	全市町で障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築	-

《活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）》

項目	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込	備考
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数	35名	20名	20名	-
ペアレントメンターの人数	35名	40名	45名	-
ピアサポートの活動への参加人数	35名	40名	45名	-

② 重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化

(ア) サービス提供体制の整備促進【重点的取組】

- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、市町や福祉圏域ごとに重症心身障害児等に対応できる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備の促進に向けた支援に努めます。
- ・ 医療的ケア児等のレスパイトサービスの充実に向けて、医療型短期入所事業の周知や事業実施にあたっての技術的支援に取り組みます。また、地域偏在の解消を図るため、モデル圏域を設定し、新たに医療型短期入所として医療的ケア児者を受け入れた事業所に対し、その体

1 制整備の支援に努めます。(再掲)

- 2 ・ 滋賀県障害者自立支援協議会(医療的ケア児者に関する協議会)等において、重症心身障害
3 児者・医療的ケア児者への支援に関する関係機関との連携の強化や支援体制の整備を検討し、
4 支援の充実に努めます。

5
6 (イ) 市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネート機能の確保【重点的取組】

- 7 ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各市町または各福祉圏域
8 に協議の場の設置を促進します。
- 9 ・ 医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制を整備するために必
10 要な人材を養成するための研修(医療的ケア児等コーディネーター養成研修)を実施します。
11 (再掲)
- 12 ・ 各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター養成研修を修了した
13 者を中心とした、医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制の整
14 備を図ります。(再掲)

15
16 (ウ) 小児保健医療センターによる総合療育の提供

- 17 ・ 小児保健医療センター療育部(令和7年1月に総合病院と組織統合予定)において、専門的
18 な支援が必要な重症心身障害児や医療的ケア児に対して、福祉・保健・医療が連携した総合
19 療育を提供します。
- 20 ・ 総合病院と小児保健医療センターとの統合後に重度障害児・者や医療的ケア児等に対して医
21 療的短期入所事業を実施するとともに、県内の各地域においてレスパイト需要への対応が可
22 能となるよう、障害児・者に対する医療や看護の専門的な知識や技術の研修を行うなど、体
23 制の整備に協力します。

24
25 (エ) 地域自立支援協議会等を活用した連携の推進

- 26 ・ 保健所などが必要な支援を行うことにより、地域自立支援協議会等において、相談支援事業
27 所や障害児通所支援事業所等の支援機関と、診療所や訪問看護事業者等の医療機関との連携
28 の強化を進めます。

29
30 (オ) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

- 31 ・ 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、各市町や各福祉圏域に設置を目
32 指している児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との
33 連携を促進し、難聴児支援のための体制確保に向けた取組を推進します。

1 <<成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）>>

項目	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	5圏域において18か所の整備済	各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保	—
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置	7圏域で設置	・各市町または各福祉圏域に少なくとも一つ設置 ・各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を配置	再掲
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	—	児童発達支援センター等と県立聾話学校や医療機関等との連携を促進し、体制確保に向けた取組を進める	—

2
3 ③ ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化

4 (ア) チーム支援体制の充実

- 5 ・ 乳幼児期から学齢期、入学や進学、卒業などにより支援が途切れないよう、滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用し、相談支援事業所を中心とした保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者によるチーム支援体制の充実を図ります。

8
9 (イ) 福祉等関係機関と教育機関との連携【重点的取組】

- 10 ・ ライフステージを移行する際の支援情報の円滑な引継ぎを行うため、個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備に取り組むとともに、福祉等の関係機関との情報交換を行うことで、教育と関係機関がライフステージを見通した支援の連携を図ります。（再掲）
- 14 ・ 学校内外での活動に対して一貫した支援ができるよう、放課後等デイサービス事業所と特別支援学校など、教育機関との情報共有、連携を図ります。

16
17 (ウ) 学齢後期から成人期における発達障害のある生徒・学生への支援の充実

- 18 ・ 発達障害のある生徒や学生に対して、キャリア支援コーディネーターが高校や大学等を巡回するなど、在学中から福祉等の関係機関と協働して支援に取り組むことにより、卒業後の就労や地域生活について切れ目のない支援の強化を図ります。

21
22 ④ 障害児入所施設における家庭に近い暮らしと地域生活への移行支援の提供

23 (ア) 児童の状況に合わせた専門的ケアの提供

- 24 ・ 近江学園と信楽学園の入所施設機能を活用し、地域支援では対応が難しい障害のある児童や虐待を受けている障害のある児童などに対して、それぞれの児童の特性にあわせた入所支援

1 を行います。

- 2 ・ 虐待を受けて家庭での生活ができない障害のある児童を保護し、入所での支援を行う近江学
3 園や信楽学園といった障害児入所施設について、より家庭に近い暮らしの場を提供するため
4 の小規模グループケアの推進や、児童の心の傷を癒して回復させるための専門的なケアなど
5 の機能の充実を図ります
- 6 ・ 市町などの関係機関と連携し、近江学園等の短期入所等により、障害のある児童の在宅生活
7 継続への支援にも努めます。

8
9 (イ) 地域移行に向けた取組の充実

- 10 ・ 児童相談所、市町、相談支援事業者、学校等の関係機関との連携により、可能な限り早期に
11 それぞれの児童の状況に応じた地域生活への移行等に努めます。
- 12 ・ 近江学園では、主に学齢期障害児に対して生活面を中心に支援を行い、家庭生活への復帰等
13 に取り組みます。
- 14 ・ 信楽学園では、主に高等学校年齢障害児に対して就労に向けた支援を行い、地域生活への移
15 行等に取り組みます。

16
17 (ウ) 施設設備の機能充実

- 18 ・ 施設で生活する児童が快適な生活と適切な支援を受けられる施設環境を整えます。

19
20 (2) 豊かな学びのために～インクルーシブ教育の推進～

21 ※ 以下の取組は、滋賀県教育振興基本計画等も踏まえて推進します。

22 ① 切れ目のない指導・支援

23 (ア) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用【重点的取組】

- 24 ・ 障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じて、就学前から高等学校段階まで切れ目のない指導・
25 支援を行うため、学校園間の円滑な引継ぎを進めます。
- 26 ・ 小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成と活用を一層進めま
27 す。
- 28 ・ ライフステージを移行する際の支援情報の円滑な引継ぎを行うため、個別の指導計画・個別の
29 教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備に取り組むと
30 ともに、関係機関との情報交換を行うことで、教育と関係機関がライフステージを見通した支
31 援の連携を図ります。(再掲)

1 <<数値目標（障害者計画）>>

指標	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
個別の指導計画、個別の教育支援計画	—	活用率の上昇	第4期滋賀県教育振興基本計画

2
3 ② 社会的・職業的自立の実現

4 (ア) 小中高の一貫したキャリア教育の実施

- 5 ・ 小・中・高等学校および特別支援学校のそれぞれにおいて、障害のある児童生徒の日常的な
6 社会生活能力の向上を図るための指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立を見据えた
7 キャリア教育の充実を図ります。

8
9 (イ) 小学校におけるキャリア教育の充実

- 10 ・ 児童が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めていけるよう、体験や経験による
11 学習を中心に成功体験を積み重ね、興味関心を広げていくことのできる教育を行います。ま
12 た、中学校や高等学校、特別支援学校などの将来の進路を見据えたキャリア教育の充実を図
13 ります。

14
15 (ウ) 中学校におけるキャリア教育の充実

- 16 ・ 生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めながら、将来の自立に向けた進路
17 が選択できるよう、高等学校や特別支援学校高等部、また、障害児入所施設などの進路先の
18 把握に努めるとともに、生徒の障害状況も踏まえた生徒・保護者への適切な情報提供を行
19 います。

20
21 (エ) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実

- 22 ■ ハローワークや働き・暮らし応援センター等の関係機関のみならず、経済団体等との連携を
23 密にして、多様な就労先の開拓に努めるとともに、客観的な情報に基づいて、生徒の実態に
24 応じた就労や上級学校への進学をめざします。
- 25 ・ 障害のある生徒の居住地の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努
26 めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図ります。
- 27 ・ 障害のある生徒の自立と社会参加に向け、キャリア教育・職業教育を推進し、福祉・労働
28 等の関係機関と連携した就労支援を促進します。

29
30 (オ) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実

- 31 ■ 障害の実態に応じた就労が可能となるよう、経済団体や関係機関との連携を密にして、職業

1 教育の充実・改善を図るとともに、客観的な情報に基づいて、生徒のニーズに応じた就労や
2 上級学校への進学をめざします。また、福祉・医療等との連携のもと、一人ひとりの生活の
3 質を高めていくことができるよう、その指導の充実を図ります。

- 4 ・ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、キャリアパスポートを活用した学部をつなぐキャリア教育の研究を推進します。また、高等部への職業コース等の設置について、
5 研究・検討を継続します。
- 6
- 7 ・ 生徒の就労意欲と基礎的な技能を高めるため、職業教育充実事業による企業の知見を生かした授業改善を進め、職業教育の充実を図ります。
- 8
- 9 ・ 就労先の開拓を促進し、企業向けの学校見学会や合同面接会等を開催するなどして、企業
10 と生徒とのマッチングを促進するとともに、関係機関との連携を図り、就職率の向上と職場への定着を図ります。
- 11
- 12 ・ 生徒の就労意欲を高め、働くことに必要な専門的な技能や実践力を身に付けることができるようにするため、企業等の知見を生かしながら授業の改善を図り、「しがごと検定」や
13 企業等での就業体験の充実を図ります。
- 14
- 15 ・ 障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、「しが
16 ごと応援団」に登録いただいた企業との連携を進めます。
- 17 ・ 障害のある生徒の居住地の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努
18 めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図ります。
- 19

20 ③ 障害のある子どもの学びの場における指導の充実

21 (ア) 各学びの場における共通事項

- 22 ・ 障害のある子どもの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を
23 克服するための適切な指導と必要な支援を充実させます。
- 24

25 (イ) 幼稚園・保育所・認定こども園等

- 26 ・ 成長の土台となる力を育てるため、幼児一人ひとりの障害の状態等に応じた指導が行われる
27 よう、幼稚園・保育所・認定こども園等への支援や情報提供の充実を図ります。
- 28

29 (ウ) 小学校・義務教育学校（前期課程）

- 30 ・ 体験による主体的な学びとわかりやすい授業づくりをめざした教材等の開発と活用を進め
31 るとともに、特別支援学級や通級指導教室の教育課程の充実を図ります。
- 32
- 33

1 (工) 中学校・義務教育学校（後期課程）

- 2 ・ 授業や学級活動・学校行事等を通して、充実感や成功体験を重ねながら、人間関係能力の育
3 成を目指した指導を行うとともに、特別支援学級や通級指導教室の教育課程の充実を図りま
4 す。

5
6 (才) 高等学校

- 7 ・ 授業やホームルーム活動・学校行事等を通して、充実感や成功体験を重ねながら、人間関係
8 を構築する能力の育成を図りつつ、障害の状態や進学や就職といった進路希望に応じた指導
9 を充実します。また、そのために関係機関や進路先と十分な連携を図ります。

10
11 (力) 特別支援学校

- 12 ・ 障害の種別や程度に応じた専門的指導を通して、自立と社会参加に向けて自己の持つ力を最大
13 限に高めます。
- 14 ・ 保健・福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の
15 内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を
16 図ります。

17
18 ④ 教員の指導力や専門性の向上

19 (ア) 管理職のマネジメント力の強化と教職員対象研修の実施

- 20 ・ 学校の組織体制整備のために管理職のマネジメント力の強化を図るとともに、全ての教職員の
21 障害理解を深め、合理的配慮の提供等を含めた実践力の向上を図ります。

22
23 (イ) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進

- 24 ・ 専門家の活用や学校間の連携を通して、全ての学校園における特別支援教育に係る教員の指
25 導力や専門性の向上を図り、障害のある子どもが地域で学ぶことのできる環境づくりを進め
26 ます。
- 27 ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、これらの計画に基づいた効果的な指
28 導・支援が実施できるよう、専門家の活用を図るとともに組織体制の強化を図ります。

29
30 (ウ) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上

- 31 ・ 障害のある子どもの教育的ニーズに応じた指導の充実のため、特別支援学校教員および特別
32 支援学級担任、通級指導教室等の担当教員の専門性の向上を図ります。
- 33 ・ 大学等への研修派遣の充実により、特別支援教育に関する専門的指導や助言ができる人材の

1 育成を図ります。

- 2 ・ 全ての特別支援学校教員について、特別支援学校教諭免許状の取得をめざすとともに、特別
- 3 支援学級担任・通級指導教室担当教員についても可能な限りにおいて特別支援学校教諭免許
- 4 状の取得を進めます。
- 5 ・ 個々のニーズに応じた合理的配慮が適切にできる特別支援学級担任、通級指導教室担当教員
- 6 の育成を図ります。

8 (工) 専門性向上に係る研修・研究の充実

- 9 ・ 全ての子どもにわかりやすい授業づくりを進めるとともに、子どもの障害に応じた教材の開
- 10 発・研究を進め、教員の指導技術の向上を図ります。
- 11 ・ 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を充実さ
- 12 せるため、教員の特別支援教育に関する研修を進めます。

14 ⑤ 教育環境の充実

15 (ア) 共に学ぶための新たな仕組みづくり

- 16 ・ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶための仕組みづくりを進めるため、合理的
- 17 配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度の実施、特別支援学校の分教室や高等養護
- 18 学校など、多様な学びの場についての研究・検討を進めます。

20 (イ) 小中学校、義務教育学校における充実

- 21 ・ 障害のある児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、合理的配慮コーディネーターを配置する市
- 22 町に対し支援します。
- 23 ・ 医療的ケアの必要な児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、看護職員を配置する市町に対し、
- 24 国との連携のもと支援します
- 25 ・ 通級指導教室担当教員の計画的な配置とその充実および専門性の向上に努めます。
- 26 ・ 専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実によって、小中学校における教員の指導力
- 27 の向上を図ります。

29 (ウ) 高等学校における充実

- 30 ■ 県立高等学校に特別支援教育支援員を配置し、障害のある生徒への支援の充実を図ります。
- 31 ・ 障害のある生徒が県立高等学校入学者選抜を受検する際の配慮事項等の拡大・充実により
- 32 環境整備を進めます。
- 33 ・ 今後の国の動向を踏まえつつ、通級による指導のあり方についての研究・検討を進めます。

1 (工) 特別支援学校における充実

- 2 ■ 中・長期的な展望に立ち、県内各地域における特別な支援を必要とする児童生徒の動向等を
3 丁寧に把握し、様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進めます。
- 4 ・ 様々な障害のある子どもたちが、安全・安心に過ごし、学びの充実につながるよう、特別
5 支援学校の一層の教育環境の整備を図ります。特別支援学校におけるキャリア教育の推進
6 のため、キャリアパスポートを活用した学部をつなぐキャリア教育の研究を推進します。
7 また、高等部への職業コース等の設置について、研究・検討を継続します。(再掲)
- 8 ・ 障害の状況に応じた指導を充実させるため、専門人材(看護師や理学療法士、ソーシャル
9 ワーカー等)の活用を促進します。
- 10 ・ 県立特別支援学校が多様な学びの場における特別支援教育の推進・充実に役立てるセンタ
11 ーとなるよう、その専門性を高め、関係機関との連携を推進しながらセンター的機能を発
12 揮します。

13

14 ⑥ 教育における連携(役割分担)の推進

15 (ア) 県と市町との連携

- 16 ■ 県と市町との連携・協働のもと、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めま
17 す。
- 18 ・ 県と市町とが連携して、全ての教員の特別支援教育における指導力の向上に努めるととも
19 に、全ての学校における推進体制を強化します。
- 20 ・ 県は、市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と
21 市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進
22 めます。
- 23 ・ 市町においては、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ地域で共に学び、共に生き
24 る力を身に付けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりを
25 推進するとともに、地域住民への理解と啓発を進めます。

26

27 (イ) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携

- 28 ■ 啓発活動や交流事業を通じて、障害や特別支援教育に対する理解を深め、学校と家庭や地域、
29 関係機関、経済団体等とが密接に連携します。また、地域人材の活用を進め、学校の教育力
30 の強化を図るとともに、障害のある子どもが地域で積極的に活動し、その一員として豊かに
31 生活できるよう地域社会全体で支えていきます。
- 32 ・ 障害のある子どもについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関
33 係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教

1 育支援計画を作成し活用することに努めます。

- 2 ・ 学校とPTAとの連携・協力のもと、日常的な生活場面における子どもの自信と見通しを
- 3 立てる力を育て、自律性が身に付くよう、家庭の教育力の向上を図ります。
- 4 ・ 学校と地域の連携・協働体制づくりの充実により、ボランティアや地域人材等の活用を図
- 5 るとともに、地域の協力を得て、障害者への理解と支援を推進します。
- 6 ・ 保健・医療の関係機関と連携して、障害の重い子どもに対する学校生活の充実に向けた適
- 7 切な支援を図ります。
- 8 ■ 発達支援センター等の福祉関係機関との連携のもと、障害のある子どもの学習環境の整備を
- 9 進めます。
- 10 ■ ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関等との連携のもと、卒業後を見
- 11 据えた社会参加と職業的自立を進めます。

12

13 ⑦ 適切な就学相談の推進

14 (ア) 就学先の選択と相談

- 15 ・ 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、必要な支援を
- 16 行います。
- 17 ・ 就学先の選択に関して、望ましい就学相談システムを構築するとともに、就学相談関係者の
- 18 専門性の向上を図り、必要な相談・助言を進めます。

19

20 (イ) 総合教育センターの相談支援機能の推進

- 21 ■ 障害のある子どものための特別支援教育相談の充実を図ります。
- 22 ・ 困難ケースへの適切な対応を図るため、関係機関との連携や、医師、臨床心理士等の専門
- 23 家を活用した相談・支援機能の充実を図ります。
- 24 ・ 相談対象を本人、保護者、教職員等として、発達障害等の子どもの適切な支援につながる
- 25 よう機能の充実を図ります。

26

27 ⑧ 学校や地域における交流や学習の推進

28 (ア) 交流および共同学習の推進による理解促進

- 29 ・ 障害のある子どもとない子どもの交流および共同学習を推進することにより、同じ社会に生
- 30 きる人間として、お互いを理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを
- 31 学ぶとともに、障害のある子どもが自立し、社会参加する資質を養うなど、特別支援教育の
- 32 理解促進に努めます。

1 (イ) 学校における学習機会の設定

- 2 ・ 性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合う共生社会の実現に
3 向けて、身近な生活での気づきを促し、社会における人権課題の解決につながるよう、最新の社会
4 状況も踏まえた研修会や啓発活動などを通して人権意識の向上を図ります。
5 ・ 各小中学校・義務教育学校において、児童生徒や保護者を対象とした障害者理解に関する講
6 話や体験学習等を行い、障害者理解の促進が図られるよう各校に必要な情報を提供するなど
7 支援に努めます。

8
9 (ウ) 子どもの体験活動の機会と場の充実

- 10 ・ 放課後子ども教室や通学合宿など、地域における自然体験や生活体験などのさまざまな体験
11 活動の充実を図る中で、障害のある子どもも十分活動ができるプログラムが創意工夫される
12 よう、市町の各主催者に対して指導助言します。

13
14 (エ) 小中学生の福祉意識の醸成

- 15 ・ 小・中学校、義務教育学校や地域における学習会などにおいて、児童生徒の福祉への関心や
16 理解を深めるための福祉学習を促進し、子どもの頃からの福祉意識の醸成に努めます。

17
18 (3) 教育と福祉の一層の連携等の推進のために

19 ① 教育と福祉の連携推進

20 (ア) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置

21 **【重点的取組】**

- 22 ・ 地域における障害のある子どもの支援を充実するために、滋賀県障害者自立支援協議会等の機
23 能を活用し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための機会の促進を図ります。

24
25 (イ) 学校の教職員等への障害のある子どもに係る福祉制度の周知について

- 26 ・ 放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子どもに係る福祉制度に
27 ついて、小・中学校や特別支援学校の教員等へ説明する機会を確保し、学校の教職員等に対
28 して制度の周知を図ります。

29 (ウ) 学校と障害児通所支援事業所等の連携の強化について

- 30 ・ 学校と放課後等デイサービス事業所の円滑なコミュニケーションによる連携を促進します。

31
32 (エ) 児童生徒の健全育成に係る連携について

- 33 ・ 不登校の児童生徒の中には、ひきこもりとなるケースや背景に発達障害があるケースもある
34 ことから、ひきこもりの防止策として、また、発達支援上の切れ目のない支援として、学校

1 と地域支援機関の連携による支援の取組を更に進め、県と市町、福祉と教育の間の情報共有
2 等の仕組みを整えます。

3 4 ② 保護者支援の推進

5 (ア) 保護者支援のための相談窓口

- 6 ・ 保護者が子どものどのようなライフステージにおいても必要に応じて相談できる窓口が分
7 かりやすく周知されるように取り組みます。

8 9 (イ) 保護者支援のための情報提供推進

- 10 ・ 福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口等につ
11 いて、保護者への情報提供に取り組みます。

12 13 (ウ) 保護者同士の交流の場の促進

- 14 ・ 家族支援を通じた家庭における支援力の向上および孤立防止のため、市町における家族支援
15 事業の推進を図ります。(再掲)
- 16 ・ 発達障害児支援においてはペアレントメンターの活動支援等の充実を図ります。(再掲)

17 18 (エ) 専門家による保護者への相談支援

- 19 ・ 障害のある子どもが通所支援事業等を利用する場合に保護者等の相談に応じる相談支援専門員
20 について、障害児支援の専門性を確保するための知識や経験等を積むことができる相談支援従
21 事者専門コース別研修を実施します。

22 23 (オ) 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援

- 24 ・ 県立特別支援学校において、通学途上に医療的ケアを必要とするため、スクールバスに乗車でき
25 ない児童生徒について、保護者に代わり運送事業者等の車両に看護師が同乗し、学校と自宅等
26 の間を送迎し、保護者の負担軽減を図ります。

1 4. ともに働く

施策の方向性

- 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進を図ります。
- 中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援体制整備や福祉的就労の場を確保することによる、障害のある人が経済的基盤を獲得することや、生きがいのある豊かな社会生活を営むことを支援します。
- 就業の促進と職場定着のため、教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化を図ります。
- 就労に向けた訓練・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図ります。

2

3 (1) 企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために

4 ① 障害理解の促進と差別の解消

5 (ア) 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進

- 6 ・ 企業において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障
- 7 害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者雇用の促進のための周
- 8 知、啓発に努めます。
- 9 ・ 就労体験の場や企業での雇用体験の機会等を通じ、障害のある人が企業で働くことについ
- 10 て、意識の醸成を図ります。
- 11 ・ 障害者雇用優良事業所や優秀勤労障害者等の知事表彰を行い、その努力と功績を称え、これ
- 12 を広く周知することにより、社会における障害者雇用の理解を広めます。
- 13 ・ 障害者雇用に関する事業主向けセミナーを開催し、事例紹介等を行うとともに、研修を実施
- 14 する企業等に対して、関係機関と連携し、研修の開催を支援することで障害者雇用の理解の
- 15 促進を図ります。

16

17 (イ) 雇用分野における障害者差別の解消についての啓発

- 18 ・ 障害者雇用促進法の中で定められている、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱
- 19 いの禁止や、合理的配慮の提供義務等の内容について企業に周知・啓発することにより、企
- 20 業における障害のある人の安定的な雇用の促進を図ります。
- 21 ・ 国において新たに実施される就労選択支援事業および一般就労中における就労系障害福祉
- 22 サービスの一時的な利用について、関係機関と連携し、地域の実態を踏まえて検討を行い、
- 23 取組を進めるほか、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう検討します。

24

25

1 ② 雇用の場の確保および拡大

2 (ア) 雇用の場の確保【重点的取組】

- 3 ・ 働き・暮らし応援センターを中心とした一般企業における職場開拓を継続して実施します。
- 4 ・ また、社会就労事業振興センター等により就労継続支援事業者等による職場開拓を支援しま
- 5 す。
- 6 ・ 県においては、身体障害、知的障害または精神障害のある人を対象とした県職員採用試験等
- 7 を実施しており、今後も公的機関としての責務から、障害のある人の雇用に努めます。

8

9 (イ) 障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大

- 10 ・ 障害のある人が、その特性を生かして働くことができる場として期待される分野での雇用
- 11 を拡大していくため、職場環境の整備に対する支援や雇用に向けた調整、情報提供など、
- 12 障害のある人が安心して働き続けられる多様な場の開拓を一層促進します。
- 13 ・ 障害のある人の就労促進と農業分野での労働力の確保を図るため、農作業受委託による農
- 14 業者と福祉事業所とのマッチングをサポートすることや、就労や体験の場を確保すること
- 15 などにより、農業法人や農業分野における障害者等と地域社会の繋がりやの基盤づくりに努
- 16 めます。

17

18 (ウ) 多様な分野における体験・実習・訓練の場の開拓および確保

- 19 ・ 就労体験や企業における雇用体験の場を提供し、一般就労へのきっかけをつくとともに、
- 20 企業等の障害者雇用に対する理解を深めることにより、障害のある人の一般就労を促進しま
- 21 す。
- 22 ・ 介護等の場や農業分野をはじめとした多様な分野での訓練や就労が促進されるよう、関係機
- 23 関と連携し、新たな分野における職域の開拓や就労先の確保を一層進めます。
- 24 ・ 県立高等技術専門校において障害の特性に応じた職業訓練を実施するほか、企業や民間教育
- 25 訓練機関等を活用し、障害のある人の身近な地域において、一人ひとりの態様に応じた多様
- 26 な委託訓練を実施します。
- 27 ・ 一般就労に向け、障害者の就労意欲や職業能力の向上を図るための訓練や実習の機会を確保
- 28 します。

29

30 <<成果目標（障害者計画）>>

項 目	令和4年度実績	令和7年度目標	備考
農業と福祉との連携による新たな取組件数（累計）	76 件	100 件	滋賀県基本構想実施計画

③ 就労移行支援と職場定着支援の充実

(ア) 就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上【重点的取組】

- ・ 就労アセスメントに関する研修等を実施することにより、就労支援に関わる障害福祉サービス事業所職員の意識および基礎的な支援技術の取得を推進します。
- ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修の受講を促進し、地域において就労支援を担う人材の専門性を高める取組を推進します。

(イ) 段階的な就労移行支援システム

- ・ 自立訓練と就労移行支援、就労継続支援など複数のサービスを組み合わせ、段階的に就労に向けた訓練を行うシステムなど、地域での主体的な取組との連携を図ります。

(ウ) 福祉施設利用者などの一般就労への移行促進

- ・ 支援事例を収集し、効果的な支援方法等の検証を行うことにより、就労移行促進に関する研修等の充実や地域における事業所間のつながりの強化を図ります。
- ・ 国において新たに実施される就労選択支援事業および一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用について、関係機関と連携し、地域の実態を踏まえて検討を行い、取組を進めるほか、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう検討します。

(エ) 就労が定着するための支援【重点的取組】

- ・ 福祉施設等からの就労移行後の就業が継続するよう、生活面の支援等を一定期間行う就労定着支援事業の普及に努めます。
- ・ 障害のある人が働き続けられるよう、ジョブコーチやリワーク支援、就業する際などに利用できる各種助成金制度等について、積極的な周知に努めます。
- ・ 職場への定着状況等に関する調査を実施するとともに、関係機関において効果的な定着支援の実施に関する検討を行います。
- ・ 一般就労を控えた障害のある人に対し、入職前に働く上での基礎知識を学ぶ研修および入職後に仕事の振り返りや悩みの共有を行う研修を実施することにより、職場への定着を図ります。

(オ) 企業と障害福祉サービス事業者をつなげる支援

- ・ 企業・教育・福祉・行政等の関係機関による協議の場を設置し、好事例の共有等を行うほか、企業に対し障害理解に関する研修を実施することにより、企業と障害福祉サービス事業所とのつながりを広げ、障害のある人の就労定着を促進します。

1 <<数値目標（障害者計画）>>

指 標	令和4年度実績	令和8年度目標	備 考
県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数	8,830人	10,000人	—
働き・暮らし応援センターで支援する在職者数	3,553人	4,300人	—
法定雇用率達成企業割合	58.6%	70%	—

2
3 <<成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）>>

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標	備 考
就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）からの一般就労移行者数	181人	206人	—
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	111人	128人	—
就労継続支援A型からの一般就労移行者数	17人	22人	—
就労継続支援B型からの一般就労移行者数	40人	51人	—
就労定着支援事業の利用者数	—	（集計中）人	—
就労定着支援事業所ごとの就労定着率	83.33%	就労移行率7割以上の事業所を全体の2割5分以上	—

4
5 <<活動指標（障害福祉計画・障害児福祉計画）>>

項 目	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込	備 考
障害者に対する職業訓練の受講者数	23人	23人	23人	R元年度実績：3人
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	471人	471人	471人	R元年度実績：244人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	76人	76人	76人	R元年度実績：119人 ※就労定着支援等の利用を希望しない者など等を想定
公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	106人	106人	106人	R元年度実績：66人

6
7 (2) 福祉的就労の場における支援の充実のために

8 ① 就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進

9 (ア) 就労移行支援、就労継続支援事業所の確保

- 10 ・ 一般就労に向けた訓練の場であり、また一般企業での就労が困難な障害のある人が働く場
11 である、就労移行支援、就労継続支援等の必要量を把握し、地域ニーズに対応できるよう整備
12 と円滑な運営を支援します。

1 (イ) 重度障害者の就労継続支援 A 型事業所での受け入れ促進

- 2 ・ 重度の障害のある人が、最低賃金の保障など、一般就労と同じ労働条件の中で就労を行うこ
3 とができるよう、就労継続支援 A 型事業所での重度の障害のある人の受入れを支援します。

4
5 ② 就労収入の向上

6 (ア) 就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得の支援【重点的取組】

- 7 ・ 就労支援事業所や地域活動支援センターで働く障害のある人の就労収入の向上を図るため、
8 事業所職員の経営や指導訓練にかかるスキルの向上を図ります。
9 ・ 農作業に取り組む就労支援事業所に、技術的な助言を行うアドバイザーを派遣し、就労収入
10 の向上を図ります。
11 ・ 事業所製品等の販路および職域の拡大、業務の受注能力の向上、テレワーク等の ICT の活用
12 による在宅就労への支援等、「仕事おこし」の取組を支援します。

13
14 (イ) 障害福祉就労施設等への発注促進【重点的取組】

- 15 ・ 障害のある人の雇用の促進と就労支援事業所で働く障害のある人の就労収入の向上が図れ
16 るよう、「滋賀県による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針」に
17 基づき、県のすべての機関における障害福祉就労施設等への発注を促進します。
18 ・ 「滋賀県ナイスハート物品購入制度」による障害者雇用促進事業者に対する優先的取扱いや、
19 競争入札参加者資格の審査項目または総合評価一般競争入札もしくはプロポーザルにおけ
20 る落札者決定基準等において、障害者雇用にかかる評価を付加することにより、公共調達に
21 おける障害者の就業を促進するための取組を進めます。
22 ・ 官公庁だけでなく、福祉施設への優先調達が民間の事業者へも広がるよう、企業等から福祉
23 施設への発注に関する取組を支援します。

24
25 <<数値目標（障害者計画）>>

指 標	令和4年度 実績	令和8年度 目標	備考
平均工賃の月額が 30,000 円以上の就労 継続支援 B 型事業所の全体に占める割合	16.0%	30%	重点的取組

26
27 ③ 多様な働き場の確保

28 (ア) 社会的事業所の運営支援

- 29 ・ 作業は行えるものの、対人関係や健康状態等の理由により一般企業での就労ができない障害
30 のある人に対して雇用の場を提供する社会的事業所について、多様な働き場を確保する観

1 点からその運営を支援します。

3 (3) 障害特性に応じた就労支援のために

4 ① 知的障害のある人の就労支援

5 (ア) 介護や保育の場における雇用の促進

- 6 ・ 知的障害のある人が、その特性を生かして働くことができる場として期待されている介護や
7 保育の場における雇用の促進していくため、介護等の場で就労を希望する知的障害のある人
8 を対象とした資格認定研修の実施、介護事業所等における環境整備に対する支援、雇用に向
9 けた調整や情報提供等を行い、知的障害のある人の活躍の場と雇用の拡大に努めます。

11 ② 発達障害のある人に対する就労支援

12 (ア) 関係機関の連携による総合的支援

- 13 ・ 働き・暮らし応援センターや発達障害者支援センターなど関係機関が連携しながら発達障害
14 のある人に対する就労に向けた総合的な支援を行います。
- 15 ・ 就労へのスムーズな移行のため、高校・大学等の発達障害者支援担当者と地域の就労を含む
16 支援担当者との連携の場を設定するなど、支援に必要な情報の共有を図ります。

17 (イ) 発達障害の特性理解の周知

- 18 ・ 滋賀労働局が実施している企業の職員等を対象とした、精神障害、発達障害の特性理解や職
19 場における工夫を学ぶ研修について、福祉事業所に情報提供や情報共有をすることにより、
20 精神障害、発達障害のある人の職場定着を図ります。

23 ③ 精神障害のある人への就労支援

24 (ア) 就労継続のための力の向上とマッチング

- 25 ・ 滋賀県社会就労事業振興センターと連携し、精神障害のある人が、体調をコントロールしな
26 がら就労を継続できる力や技能を高める場づくりを行うとともに、精神障害者を雇用する事
27 業者への障害の理解や業務における支援方法等研修の実施による環境整備を支援し、雇用等
28 のマッチングを一体的に実施します。

30 ④ 高次脳機能障害のある人に対する就労支援

31 (ア) 就労に向けた訓練の提供

- 32 ・ 滋賀県立むれやま荘において、専門機関や地域の関係機関と連携しながら、高次脳機能障害
33 のある人の就労に向けた自立訓練や就労移行訓練を提供します。

1 (イ) 支援体制の充実

- 2 ・ 福祉圏域において、高次脳機能障害支援センターや働き・暮らし応援センターなど各関係機
3 関が連携しながら、高次脳機能障害のある人に対する就労支援を含めた支援体制の充実を図
4 ります。

5
6 (ウ) コミュニケーションスキル向上の支援

- 7 ・ 高次脳機能障害支援センターにおいて、支援機関との連携のもと、就労や定着に向けたソー
8 シャルスキルトレーニングを実施するなど、コミュニケーションスキルの向上に向けた支援
9 を行います。

10
11 ⑤ 難病患者に対する就労支援

12 (ア) 関係機関との連携による支援

- 13 ・ 滋賀県難病相談支援センターにおいて、定期的にハローワークの難病患者就職サポーターを
14 配置するなど、関係機関と連携しながら難病患者の就労に向けた支援を行います。

15
16 (4) 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実のために

17 ① 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

18 (ア) 地域における就労支援システムの充実【重点的取組】

- 19 ・ 福祉圏域における働き・暮らし応援センターが、地域の障害者雇用・就労支援の拠点とし
20 て、相談や支援、雇用・就労の開拓に係る業務を円滑に進められるよう、市町、ハローワ
21 ークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業や就労支援機関等との連携を図る
22 ことにより、地域における支援体制の充実を図ります。

23
24 (イ) 就労支援や雇用創出に向けたシステムづくり

- 25 ・ 障害者就労支援施設等における経済活動の活性化、企業・労働・福祉・教育・医療等の関係
26 機関・団体とのネットワークの構築などを目的に設立された特定非営利活動法人滋賀県社会
27 就労事業振興センターを核として、働きたい障害のある人の就労支援や雇用創出に向けたシ
28 ステムづくりを進めます。

29
30 ② 部局や分野を超えた連携の推進

31 (ア) 滋賀県障害者雇用対策本部での連携

- 32 ・ 障害のある人の雇用に関連する施策について、知事部局、企業庁、病院事業庁、警察本部、
33 教育委員会等の関係所属はもとより、滋賀労働局とも連携しながら、それぞれの取組を総合
34 的かつ効果的に実施することで、障害者雇用の一層の推進を図ります。

1 (イ) 滋賀県障害者自立支援協議会における教育・福祉・労働の連携

- 2 ・ 教育・福祉・労働が連携し、職業教育や就労支援、進路の確保などを効果的に実施できるよ
3 う、滋賀県障害者自立支援協議会において情報交換や協議の場を設けます。

4
5 ③ 働く障害者の健康管理

6 (ア) 二次障害の予防促進

- 7 ・ 障害のある人や高齢者が地域で学び・働くことなどにより、社会に参加することができるよ
8 うな支援や、生活場面で引き起こされる二次障害予防の取組を早期から支援することができ
9 るリハビリテーション専門職の確保・育成を進めます。

1 5. とともに活動する

施策の方向性

- (障害者) スポーツを気軽に体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境整備等を図ります。
- 文化芸術施設(劇場、美術館、映画館)や図書館等のバリアフリー化、障害特性に応じた演劇の鑑賞や読書等のアクセシビリティの向上を図ります。
- 創造活動を体験できる機会や活動を継続できる環境を確保するとともに、作品等を発表する機会の充実を図ります。
- 障害のある人の余暇活動の充実を図ります。
- 本人活動や地域における交流活動の支援を図るとともに、障害者支援における当事者性を高めるため、ピアサポート等の活発化を図ります。

2 (1) 文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために

3 ① 障害のある人のスポーツの推進

4 (ア) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催へ向けた環境整備等

5 【重点的取組】

- 6 ・ 令和7年に本県において開催する第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を契機として、障害のある人が主体的に大会に参加することや、障害の程度に関わらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで「からだところの健康」の推進を図るとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。(再掲)

12 (イ) 障害者スポーツ推進体制の整備

- 13 ・ 令和7年に開催する「わたSHIGA輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)」に向けて、日常的に障害者スポーツの競技力向上に取り組む体制を整備するため、滋賀県障害者スポーツ協会を中心に、より一層競技団体との連携を図ります。
- 16 ・ また、大会後、障害者当事者団体や総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツ団体、学校、大学などと連携しながら、障害者がスポーツを始めるきっかけづくりや環境の整備などの取組を進めます。

20 (ウ) 参加機会の拡大

- 21 ・ 障害者スポーツの理解促進に取り組みながら、スポーツ団体、特に障害者スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員と連携し、障害のある人もない人も、一緒にスポーツに取り組める機会づくりを推進します。

- ・ 障害者スポーツ団体と連携し、学校体育や部活動において障害のある児童・生徒がスポーツの楽しさに気づき、日頃からスポーツに親しめるように取り組みます。
- ・ 障害のある人が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、障害者スポーツ関係団体等と連携し、気軽に参加できるイベントや大会等を開催します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ関係者やスポーツ推進委員など地域のスポーツ関係者、学校関係者、滋賀県障害者スポーツ協会や滋賀県立障害者福祉センター等が連携・協力のもと、小中学校の特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒がスポーツをする機会の充実や、障害のある人が身近な地域でスポーツに親しむ機会を増やします。

(工) スポーツ施設のバリアフリー化促進 (再掲)

- ・ 身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設でのバリアフリートイレの設置や、スロープ、エレベーター、点字ブロック等の整備に努めます。

(オ) スポーツ大会の実施・選手の発掘および育成

- ・ 障害者スポーツに取り組む人のすそ野を広げるため、県障害者スポーツ大会等を開催し、選手の発掘や育成を行うとともに、全国障害者スポーツ大会へ選手を派遣し、選手の活躍の場を広げます。
- ・ 全国大会出場選手の育成強化を図り、多様化・高度化する障害者スポーツの全国的な状況に対応できる個人・団体を育成します。

(カ) 競技性の高い障害者スポーツ大会の参加選手への支援

- ・ 国際的な大会および全国規模で行われる大会等に出場する選手および指導者を支援します。

≪数値目標 (障害者計画) ≫

指 導	令和4年度 実績	令和9年度 目標	備考
障害者スポーツ県大会の参加人数	581人/年	1,600人以上/年	第3期滋賀県スポーツ推進計画

② 障害のある人の文化芸術活動の推進

(ア) 芸術鑑賞等のアクセシビリティの充実 (再掲)

- ・ 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の基本目標の実現に向け、障害のある人が障害のない人と同様に文化芸術を鑑賞できるように、アクセシビリティの充実を図ります。また、障

1 害のある人が制作した作品展覧会等へ容易に応募できるよう、誰もが理解しやすい要綱を作
2 成するなどの合理的配慮を促進します。

4 (イ) 創造活動への参加促進と発表機会の充実【重点的取組】

- 5 ・ 障害のある人による創造活動のすそ野を広げるため、県内の障害のある人の造形作品を公募
6 し、展示する「ぴかつ to アート展」について、より多くの障害のある人が応募できるよう広
7 報の充実を図り、作品発表の機会を提供します。また、障害のある人が作品公募展等へ容易
8 に応募できるよう、誰もが理解しやすい要綱を作成するなどの合理的配慮を促進します。
- 9 ・ 障害のある人と一般のアーティストの作品の並列展示など、障害のある人の可能性や魅力を
10 伝える取組や県内障害福祉サービス事業所等における創造活動に対する支援を促進します。

12 (ウ) 創造活動を支える仕組みづくり

- 13 ・ 障害のある人による創造活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、創造活動を
14 支援する人材の育成、関係者のネットワークづくりなど、障害のある人が安心して創造活動
15 に取り組むことができる環境づくりを進めます。
- 16 ・ 障害のある人が、著作権等を保護され、安心して造形作品に取り組むことができる環境を整
17 備するため、障害福祉サービス事業所の職員を対象に、著作権等の権利保護に関する理解を
18 広げるための研修を実施するとともに、多くの職員が研修に参加できるように研修内容や募
19 集方法の工夫に努めます。
- 20 ・ 「著作権等保護のためのガイドライン」の周知や理解の促進を図り、障害福祉サービス事業
21 所が創造活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を策定する取組を進めます。

23 (エ) 表現活動の場の拡大、発信

- 24 ・ 障害のある人が、地域の中で誰でも気軽に参加できる音楽・身体表現ワークショップの県内
25 各地での開催を支援し、自由な表現活動に参加する機会や音楽祭など成果発表の場を増やし
26 ます。
- 27 ・ 地域が主体となって障害のある人の表現活動を展開していけるように、障害のある人の表現
28 活動を適切に指導・運営できる人材の育成を支援します。また、国内のみならず、海外でも
29 高く評価されている舞台パフォーマンスなどの表現活動の取組を広く知ってもらうため、効
30 果的な情報発信の方法を検討し、推進します。
- 31 ・ 2025 年のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび日本国際博覧会に向けて全国展開される文
32 化プログラムへの参画を見据え、滋賀の魅力ある文化の一つとして、障害のある人の表現活
33 動を広く県内外に発信する取組を検討します。

1
2 (オ) 障害のある人の造形の魅力の発信

- 3 ・ 県内各地の福祉の現場で生み出されてきた造形の魅力発信、アートと障害とのかかわりをテ
4 ーマにフォーラムや情報提供を行う全国規模のネットワーク組織の運営などに取り組みま
5 す。
6 ・ 県立美術館において、障害のある人が創作した作品も含めたアール・ブリュット作品の収蔵・
7 展示を行います。

8
9 (カ) 2025年のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび日本国際博覧会を契機とした文化芸術活動に
10 による国際交流の推進

- 11 ・ 平成 29 年にフランス・ナント市で開催された「障害者の文化芸術国際交流事業『2017 ジャ
12 パン×ナントプロジェクト』への参画、平成 30 年にアメリカ・ミシガン州で開催された展
13 覧会への作品出品などを通じて、障害のある人の芸術作品の魅力を国内外に発信する取組や
14 交流を進めています。2025 年のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび日本国際博覧会などを
15 通じて文化芸術活動による国際交流を推進します。

16
17 <<数値目標（障害者計画）>>

指 標	令和4年度 実績	令和8年度 目標	備考
障害者アート公募展への応募者数	291 人/年	300 人/年	—

18
19 ③ 障害のある人の読書活動の推進

20 (ア) 読書におけるバリアフリーの推進【重点的取組】

21 「滋賀県読書バリアフリー計画」に基づき、視覚障害、盲ろう、発達障害、肢体不自由、知
22 的障害その他の障害により、活字によって表現された書籍を読むことが難しい人や、書籍を
23 持ったりページをめくったりすることが難しい人の読書環境を整備するとともに、読書バリ
24 アフリーの周知・啓発に取り組みます。

25
26 (イ) 障害がある人の図書館利用におけるサービス

- 27 ・ 点字図書館や県立図書館において、図書館利用に障害のある人へのサービスとして、一般的
28 な活字を読むことが困難な人に向けた資料の整備（録音図書・デイジー図書・大活字本等）、
29 資料の郵送貸出、ボランティアによる対面朗読、読書支援機器・館内利用補助用具の整備な
30 どを行います。

1 (ウ) 視覚障害のある人に対する情報提供支援（再掲）

- 2 ・ 視覚障害のある人に対する情報提供の拠点となっている県立視覚障害者センターについて、
3 利用者ニーズを踏まえ、施設の現状と課題を整理し、今後の施設の機能の在り方について検
4 討を行います。
- 5 ・ 視覚障害のある人が日常生活に必要な情報を容易に入手することができるようにするため、
6 点字・音声での広報や点字・メールでのニュースの提供を行うとともに、点字図書・音声図
7 書の制作・貸出の拡充、点訳・音訳ボランティアの養成など情報提供体制の充実を図ります。
- 8 ・ 点字・音訳の必要な視覚障害者の把握をし、十分な人材の養成・確保ができていないか検証し
9 ます。
- 10 ・ それぞれにあった方法で分かりやすく情報伝達ができるよう、音声コードの普及にも取り組
11 みます。
- 12 ・ 「滋賀県読書バリアフリー計画」に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備に取り組みます。
13

14 (2) 余暇活動や社会参加を豊かにするために

15 ① 地域における余暇活動の機会の充実

- 16 ・ 障害のある人によるスポーツやレクリエーション、旅行など、地域や団体が主体的に進める取
17 組を支援することにより、地域における余暇活動の充実を図ります。
- 18 ・ 障害者福祉センター、視覚障害者センター、聴覚障害者センターにおいて、文化教養教室など
19 を開催し、一人ひとりの余暇生活の充実を図ります。
20

21 ② 社会参加の促進

22 (ア) 障害者社会参加推進センターによる事業推進

- 23 ・ 障害のある人の地域における自立生活と社会参加の推進に向け、当事者団体等による連携の
24 もと、障害者理解を深めるための啓発活動や研修会など、障害のある人自らによる取組を推
25 進します。
26

27 (イ) 地域における社会参加の促進

- 28 ・ 精神障害のある人の社会参加の促進を図るため、各地域でのサロン事業や余暇活動支援、地
29 域活動支援センターでの交流事業等を促進します。
- 30 ・ 聴覚障害のある人に日常生活に必要な知識や生活技術などの学習・体験等の場を設けるとと
31 もに手話挿入・字幕入りビデオ等の制作、貸出、配信などを行い、聴覚障害のある人の自己
32 実現や社会参加を促進します。
- 33 ・ 視覚と聴覚の重複障害がある盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者の派

1 遣、生活訓練や相談支援を実施するとともに、支援者の育成を図るため、通訳・介助者の養
2 成や資質向上のための研修を実施します。

- 3 ・ 視覚障害のある人の自立と社会参加を促進するため、日常生活に必要な知識や技術を習得す
4 るための家庭生活教室や生活行動訓練を実施するとともに、視覚障害のある人の外出を支援
5 する同行援護従業者を養成するための講習会を実施します。

6 7 (ウ) 身体障害者補助犬の普及啓発

- 8 ・ 身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付や啓発を実施し、障害のある人の社会
9 参加を促進します。

10 11 (エ) 交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備

- 12 ・ 障害のある人とのコミュニケーションや障害の理解に関する講習会を定期的実施し、障害
13 のある人が警察職員に相談等がしやすい環境の整備を進めます。

14 15 (オ) 県民の生涯学習の環境整備

- 16 ・ 滋賀県学習情報提供システム「におねっと」を活用し、県内様々な学習情報を一元化し、県
17 民の主体的な生涯学習を支援します。

18 19 (3) 本人活動や地域における交流活動を豊かにするために

20 ① 障害のある人の本人活動や交流への支援

21 (ア) 本人活動の支援【重点的取組】

- 22 ・ 障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をす
23 ることによる自己実現や、社会への参画を更に促進します。
- 24 ・ 同じ障害のある人による支援活動（ピアサポート）を促進します。

25 26 (イ) 地域における交流の促進

- 27 ・ 障害のある人と高齢者や子ども、地域の人たちが自然に集いふれあいながら、身近な地域で
28 の日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりを進めます。

29 30 (ウ) ボランティア活動の促進

- 31 ・ 県民のボランティア活動が一層促進されるよう、ボランティア活動の情報提供を行い、ボラ
32 ンティア活動に気軽に参加できる環境づくりを進め、障害のある人の地域生活を応援します。

1 (工) 県民の社会貢献活動の環境整備

- 2 ・ ポータルサイト「協働ネットしが」を活用した情報発信や公益財団法人淡海文化振興財団事
3 業を通じて、県民の主体的な活動を支援します。

4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

1 6. 重点的取組および活動目標等一覧

2 (1) 重点的取組一覧

	項目	具体的取組	令和8年度目標・指標	ページ
1. 共生社会づくり	(1)①障害者差別の解消と障害者理解の促進	(ア)障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発	差別解消に関する講座の実施回数 50回/年	25
		(イ)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施		25
		(ウ)差別解消のためのネットワーク構築	相談体制の充実	26
	(1)②権利擁護の推進	(エ)成年後見制度の適切な利用促進	市町からの専門相談への対応や研修会の実施等による市町の取組支援	28
	(2)①意思決定支援の推進	(イ)障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成	意思決定支援に関する研修修了者数 150人(3年間累積)	29
(4)②交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化	(イ)交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進	駅のバリアフリー化率(乗客1日3千人以上):100%	34	
2. ともに暮らす	(1)①地域における住まいの場の確保	(ア)グループホームの整備促進	市町計画(見込)を集計中	36
	(1)②障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実	(ア)地域生活への移行の促進		37
		(カ)地域生活支援拠点等の整備	拠点に求められる5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の確保・充実	38
	(1)③地域生活を支える相談支援体制の充実	(エ)総合的・専門的な相談支援体制の充実、強化	各市町または各圏域において基幹相談支援センターの設置	40
		(カ)相談支援専門員の養成および育成	市町計画(見込)を集計中	41
	(2)①重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実	(ウ)障害特性に応じた相談支援体制の充実	医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置	45
	(2)②行動障害のある人への支援の充実	(ア)地域支援基盤の充実	強度行動障害のある人が地域生活を継続できる基盤を充実させる	45
		(イ)支援人材の養成および育成	強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者数:180人/年 実践研修修了者数:120人/年	46
	(2)③発達障害のある人への支援の充実	(ウ)支援にかかわる人材の育成	1.発達障害者支援センターによるコンサルテーション:900件	47
		(エ)家族への支援の充実	ペアレントメンターの人数:45名	47
(2)⑤高次脳機能障害のある人への支援の充実	(ア)圏域における支援体制の充実	圏域の連絡調整会議の構成所属のうち高次脳機能障害専門相談支援員研修(初任者研修またはフォローアップ研修)を受講した所属:20%	50	

	(2)⑦高齢障害者への支援の充実	(イ)共生型サービスの普及	制度の普及と必要に応じた整備を進める	52
	(2)⑨ひきこもり状態にある人への支援の充実	(イ)ひきこもり支援センターの強化	専門的助言等を行う機能の強化	53
		(エ)教育との連携強化	県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みの活用を促進する	53
	(3)①障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実	(オ)精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実 ■依存症(アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症等)	専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点が機能強化される	56
	(4)①防災体制の充実	(イ)災害時要配慮者の避難支援	県内 19 市町において個別避難計画を作成	61
	(5)①サービス提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成	(ア)相談支援専門員の養成および育成	市町計画(見込)を集計中	63
		(ウ)行動障害のある人への支援人材の養成および育成(再掲)	強度行動障害支援者養成研修 基礎研修修了者数：180 人/年 実践研修修了者数：120 人/年	64
(5)②滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進	(ア)多様な人材層の参入促進	支援人材の確保	64	
	(ウ)職場定着支援および人材育成	職場定着の促進	65	
3. ともに育ち・学ぶ	(1)②重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化	(ア)サービス提供体制の整備促進	重心・医ケア児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所について、各市町または各福祉圏域において1カ所以上確保	68
		(イ)市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネート機能の確保	医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置	69
	(1)③ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化	(イ)福祉等関係機関と教育機関との連携	個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備	70
	(2)①切れ目のない指導・支援	(ア)個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用	個別の指導計画、個別の教育支援計画に係る「活用率」の上昇	71
	(3)①教育と福祉の連携推進	(ア)教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置	教育と福祉の連携の推進を図る	78
4. ともに働く	(1)②雇用の場の確保および拡大	(ア)雇用の場の確保	職場開拓による雇用の場の充実	81
	(1)③就労移行支援と職場定着支援の充実	(ア)就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上	就労支援人材の専門性向上	82
		(エ)就労が定着するための支援	福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：70%	82

	(2)②就労収入の向上	(ア)就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得の支援	平均工賃月額 30,000 円以上の就労継続支援 B 型事業所の全体に占める割合：30%	84
		(イ)障害福祉就労施設等への発注促進		
	(4)①働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実	(ア)地域における就労支援システムの充実	地域における支援体制の充実	86
5. ともに活動する	(1)①障害のある人のスポーツの推進	(ア) 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の開催へ向けた環境整備等	県障害者スポーツ大会等の参加者数：1,600 人以上/年（令和 9 年度目標）	88
	(1)②障害のある人の文化芸術活動の推進	(イ)創造活動への参加促進と発表機会の充実	障害者アート公募展の応募者数：300 人/年	90
	(1)③障害のある人の読書活動の推進	(ア)読書におけるバリアフリーの推進	「滋賀県読書バリアフリー計画」に基づく周知・啓発事業の展開	91
	(3)①障害のある人の本人活動や交流への支援	(ア)本人活動の支援	ピアサポート活動の充実	93

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

1 (2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

領域	指 標	令和4年度実績	令和8年度目標	備考
共生のまちづくり	差別解消に関する講座の実施	51回/年	50回/年	重点的取組
	障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけの実施	7市で整備済み (R2.3時点)	未設置の全市町への働きかけ (毎年度)	-
	地域アドボケーター、市町担当者、県による圏域ごとの情報交換会の実施	年0回	毎年度1回	-
	意思決定支援に関する研修修了者数	41人 (累積)	150人 (R5~R8年度累積)	重点的取組
	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数	7,910回	12,400回/年	-
	視覚障害者 IT 相談支援件数	762件	440件/年	-
	IT サロン利用者数	1,311人	2,210人/年	-
	駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上）	90.5%	100%	重点的取組
ともに暮らす	障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率	57.7%	100%	-
	強度行動障害支援者養成研修修了者数	基礎：216人 実践：125人	基礎：180人/年 実践：120人/年	重点的取組
	圏域の連絡調整会議の構成所属のうち高次脳機能障害専門相談支援員研修を受講した所属	15.3% (R4年度累積)	20.0%	新規項目
	難病医療費助成制度申請時におけるおたずね票調査による相談希望者に対する支援実施の割合	-	100.0%	新規項目 保健医療計画
	医療的ケア児者のレスパイト入院受入れ可能病院および医療型短期入所可能事業所	6 / 7圏域	各二次保健医療圏域に1か所以上整備	保健医療計画
	医療的ケア児者への訪問診療可能な診療所	<H29年度実績> 42診療所	・訪問診療可能診療所のうち小児対応可能な診療所が各二次保健医療圏域で10%以上 ・訪問看護事業所のうち小児対応可能な事業所が各二次保健医療圏域で60%以上	保健医療計画
	小児在宅支援の受入れ可能な訪問看護ステーション	74施設		
ともに学び・育つ	個別の指導計画、個別の教育支援計画	-	活用率の上昇	第4期滋賀県教育振興基本計画
ともに働く	農業と福祉との連携による新たな取組件数（累計）	76件	<R7年度目標> 100件/年	滋賀県基本構想実施計画
	県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数	8,830人	10,000人/年	-

	働き・暮らし応援センターで支援する在職者数	3,553 人	4,300 人／年	－
	法定雇用率達成企業割合	58.6%	70%	－
	平均工賃の月額が 30,000 円以上の就労継続支援 B 型事業所の全体に占める割合	16.0%	30%	重点的取組
ともに活動する	障害者スポーツ県大会の参加人数	581 人	<R9 年度目標> 1,600 人以上／年	第 3 期滋賀県スポーツ推進計画
	障害者アート公募展への応募者数	291 人	300 人／年	－

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

1 (3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る目標一覧

項目		令和4年度実績	令和8年度目標	備考
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数	3人	市町計画（見込）を集計中	※市町における目標人数の総数
	②県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く）	979人	999人	※県外施設入所者や在宅生活困難者の受入れを行えるよう、H29年時の定員数を維持
	③県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数	3人 (R4年度実績)	市町計画（見込）を集計中	県独自項目 ※市町における目標人数の総数 ※R4年度末の県外入所者の実人数：147人
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	331日 (H30年度実績)	増加	—
	②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	763人	619人	—
	③精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	306人	273人	—
	④精神科入院後3か月時点の退院率	69% (H30年度実績)	増加	—
	⑤精神科入院後6か月時点の退院率	84% (H30年度実績)	増加	—
	⑥精神科入院後1年時点の退院率	90% (H30年度実績)	増加	—
3 地域生活支援の充実	①地域生活支援拠点等が有する機能の充実	3圏域（5市町）で整備済み	拠点に求められる5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の確保・充実	—
	②強度行動障害を有する者に関する各市町または圏域における支援体制の整備	—	各市町または各圏域において、支援体制を整備	新規項目

4 福祉施設から一般就労への移行等	①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者	全体：181人 就労移行支援：111人 就労継続支援A型：17人 就労継続支援B型：40人	全体：206人 就労移行支援：128人 就労継続支援A型：22人 就労継続支援B型：51人	—
	②就労定着支援事業の利用者数	—	160人	—
	③就労定着支援事業所ごとの就労定着率	83.33%	就労定着支援事業所ごとの就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	—
	④一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	—	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上	新規項目
	⑤地域の就労支援ネットワークの強化、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築推進のための協議会の活用	—	障害者就労ネットワーク事業における協議の場および自立支援協議会（相談支援事業ネットワーク部会 就労分野）を2回開催	新規項目
5 障害児支援の提供体制の整備	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	7圏域において14か所の整備済	児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備する	—
	②障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	—	全市町で障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築	—
	③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	—	児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との連携を促進し、難聴児支援のため体制の確保に向けた取組を進める	—
	④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	5圏域において18か所の整備済	各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保	—
	⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置	7圏域で設置	各市町または各福祉圏域に協議の場を少なくとも一つ設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を配置	—
	⑥医療的ケア児支援センターの設置	—	医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置	新規項目

	⑦障害児入所施設の入所児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場の設置	—	協議の場の設置についての検討を進める	新規項目
	⑧医療的ケア児等のレスパイトサービスの充実	—	医療型短期入所事業所を各圏域に1か所以上整備	新規項目 【保健医療計画】
6 相談支援体制の充実・強化	①総合的・専門的な相談支援の実施および基幹相談支援センターの設置	—	各市町または各圏域において基幹相談支援センターの設置	新規項目
	②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	—	各市町または各圏域において自立支援協議会における専門部会の設置	新規項目
7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築		—	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を各市町において構築	—

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

1 (4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目		令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込	備考
1 福祉施設から一般就労への移行等	①障害者に対する職業訓練の受講者数	20人	22人	23人	R4年度実績：17人
	②福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	423人	447人	471人	R4年度実績：375人
	③福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	76人	76人	76人	R4年度実績：76人 ※就労定着支援等の利用を希望しない者などを想定
	④公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	106人	106人	106人	R4年度実績：106人
2～6 障害福祉サービス等の見込み量	各障害福祉サービスのひと月あたりの見込み量は別項に表記				※市町計画の積み上げ
6 障害児支援の提供体制の整備	①医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	市町計画（見込）を集計中			※市町計画の積み上げ
	②医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	3人	3人	3人	新規項目
7 発達障害者に対する支援	①地域の支援体制の課題の把握および対応についての検討を行うために必要な協議の場の開催回数	2回	2回	2回	R4年度実績：2回
	②発達障害者支援センターによる相談支援件数	900人 (6,000件)	800人 (5,500件)	800人 (5,500件)	R4年度実績：849人 (5,801件)
	③発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジャーの関係機関への助言件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)認証発達障害者ケアマネジャー	800件 2,000件	850件 2,000件	900件 2,000件	R4年度実績： (ア)786件 (イ)1,283件
	④発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)認証発達障害者ケアマネジャー	140回 50回	140回 50回	140回 50回	R4年度実績： (ア)86回 (イ)47回
	⑤ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数	35名	20名	20名	R4年度実績：35名
	⑥ペアレントメンターの人数	35名	40名	45名	R4年度実績：25名

	⑦ピアサポートの活動への参加人数	35名	40名	45名	R4年度実績：25名
	⑧発達障害者支援センターによる相談において、市町（関係機関）と協働して関わった割合	50%	55%	60%	県独自項目 R4年度実績：50.7%
8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	市町計画（見込）を集計中			※市町計画の積み上げ
	②保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数				※市町計画の積み上げ
	③保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数				※市町計画の積み上げ
	④精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助利用者数 （ア）地域移行支援 （イ）地域定着支援 （ウ）共同生活援助 （エ）自立生活援助 （オ）自立訓練（生活訓練）				※市町計画の積み上げ
9 相談支援体制の充実・強化のための取組	①基幹相談支援センターの設置				新規項目 ※市町計画の積み上げ

	②自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				新規項目 ※市町計画の積み上げ
	③計画相談支援および障害児相談支援に従事する相談支援専門員数				県独自項目 ※市町見込みの積み上げ
10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	市町計画（見込）を集計中			※相談支援従事者初任者研修（講義部分）への各市町職員1名以上の参加（市町計画の積み上げ）
	②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有				※市町見込みの積み上げ
	③指導監査結果の関係市町村との共有	1回	1回	1回	R4年度実績：1回
	④相談支援専門員およびサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修への意思決定ガイドライン等を活用した研修の実施回数および修了者数	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員研修修了者数：初任者80名、現任60名、主任20名 ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数：基礎300名、実践150名、更新360名 ・意思決定支援に関する研修修了者数：150人（R6～R8年度の累積） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員研修修了者数：初任者80名、現任60名、主任20名 ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数：基礎300名、実践150名、更新360名 ・意思決定支援に関する研修修了者数：150人（R6～R8年度の累積） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員研修修了者数：初任者80名、現任60名、主任20名 ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数：基礎300名、実践150名、更新360名 ・意思決定支援に関する研修修了者数：150人（R6～R8年度の累積） 	新規項目

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

1 (5) 障害福祉サービス等の見込量

2 県全体および各福祉圏域別に必要な障害福祉サービス等のひと月あたりの見込量は以下のとおりで
3 す。※障害児入所支援を除くすべての数値は市町による見込み量の合計値です。

4 滋賀県全体

5 ○訪問系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間	時間	時間	時間
	人	人	人	人

6 ○日中活動系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
生活介護	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
自立訓練 (機能訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
自立訓練 (生活訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労選択支援	人	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (A型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (B型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労定着支援	人	人	人	人
療養介護	人	人	人	人
短期入所（福祉型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
短期入所（医療型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

7

8

1 ○居住系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
自立生活援助	人	人	人	人
共同生活援助	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
施設入所支援	人	人	人	人

2 ○相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
計画相談支援	人	人	人	人
地域移行支援	人	人	人	人
地域定着支援	人	人	人	人

3 ○障害児通所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
医療型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
放課後等 デイサービス	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4 ○障害児入所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
福祉型障害児入所施設	65 人	77 人	77 人	77 人
医療型障害児入所施設	21 人	22 人	22 人	22 人

5 ○障害児相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
障害児相談支援	人	人	人	人

6

7

各福祉圏域

○ 県、市町、関係団体、事業者等が協力し、総合的に地域福祉を推進する福祉圏域として以下の7つのブロックを設定し、圏域ごとに障害福祉サービスのひと月あたりの見込量を定めます。

- ・ 大津福祉圏域（大津市）
- ・ 湖南福祉圏域（草津市、守山市、栗東市、野洲市）
- ・ 甲賀福祉圏域（甲賀市、湖南市）
- ・ 東近江福祉圏域（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）
- ・ 湖東福祉圏域（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）
- ・ 湖北福祉圏域（長浜市、米原市）
- ・ 高島福祉圏域（高島市）



1 大津福祉圏域（大津市）

2 ○訪問系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間	時間	時間	時間
	人	人	人	人

3 ○日中活動系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
生活介護	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
自立訓練 (機能訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
自立訓練 (生活訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労選択支援	人	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (A型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (B型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労定着支援	人	人	人	人
療養介護	人	人	人	人
短期入所（福祉型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
短期入所（医療型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4
5
6
7
8

1 ○居住系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
自立生活援助	人	人	人	人
共同生活援助	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
施設入所支援	人	人	人	人

2 ○相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
計画相談支援	人	人	人	人
地域移行支援	人	人	人	人
地域定着支援	人	人	人	人

3 ○障害児通所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
医療型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
放課後等 デイサービス	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4 ○障害児入所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
福祉型障害児入所施設	人	人	人	人
医療型障害児入所施設	人	人	人	人

5 ○障害児相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
障害児相談支援	人	人	人	人

6

7

1 湖南福祉圏域（草津市、守山市、栗東市、野洲市）

2 ○訪問系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間	時間	時間	時間
	人	人	人	人

3 ○日中活動系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
生活介護	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
自立訓練 (機能訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
自立訓練 (生活訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労選択支援	人	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (A型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (B型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労定着支援	人	人	人	人
療養介護	人	人	人	人
短期入所（福祉型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
短期入所（医療型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4
5
6
7
8

1 ○居住系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
自立生活援助	人	人	人	人
共同生活援助	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
施設入所支援	人	人	人	人

2 ○相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
計画相談支援	人	人	人	人
地域移行支援	人	人	人	人
地域定着支援	人	人	人	人

3 ○障害児通所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
医療型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
放課後等 デイサービス	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4 ○障害児入所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
福祉型障害児入所施設	人	人	人	人
医療型障害児入所施設	人	人	人	人

5 ○障害児相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
障害児相談支援	人	人	人	人

6

7

1 ○訪問系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間	時間	時間	時間
	人	人	人	人

2 ○日中活動系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
生活介護 (うち強度行動障害) (うち高次脳機能障害) 医療的ケアを必要とする者	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
	人	人	人	人
	人	人	人	人
	人	人	人	人
自立訓練 (機能訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
自立訓練 (生活訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労選択支援	人	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (A型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (B型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労定着支援	人	人	人	人
療養介護	人	人	人	人
短期入所(福祉型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
短期入所(医療型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

3
4
5
6
7
8

1 ○居住系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
自立生活援助	人	人	人	人
共同生活援助	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
施設入所支援	人	人	人	人

2 ○相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
計画相談支援	人	人	人	人
地域移行支援	人	人	人	人
地域定着支援	人	人	人	人

3 ○障害児通所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
医療型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
放課後等 デイサービス	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4 ○障害児入所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
福祉型障害児入所施設	人	人	人	人
医療型障害児入所施設	人	人	人	人

5 ○障害児相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
障害児相談支援	人	人	人	人

6

7

1 東近江福祉圏域（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）

2 ○訪問系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間	時間	時間	時間
	人	人	人	人

3 ○日中活動系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
生活介護	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
自立訓練 (機能訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
自立訓練 (生活訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労選択支援	人	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (A型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (B型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労定着支援	人	人	人	人
療養介護	人	人	人	人
短期入所（福祉型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
短期入所（医療型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4
5
6
7
8

1 ○居住系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
自立生活援助	人	人	人	人
共同生活援助	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
施設入所支援	人	人	人	人

2 ○相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
計画相談支援	人	人	人	人
地域移行支援	人	人	人	人
地域定着支援	人	人	人	人

3 ○障害児通所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
医療型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
放課後等 デイサービス	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4 ○障害児入所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
福祉型障害児入所施設	人	人	人	人
医療型障害児入所施設	人	人	人	人

5 ○障害児相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
障害児相談支援	人	人	人	人

6

7

1 湖東福祉圏域（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）

2 ○訪問系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間	時間	時間	時間
	人	人	人	人

3 ○日中活動系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
生活介護	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
自立訓練 (機能訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
自立訓練 (生活訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労選択支援	人	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (A型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (B型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労定着支援	人	人	人	人
療養介護	人	人	人	人
短期入所（福祉型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
短期入所（医療型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4
5
6
7
8

1 ○居住系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
自立生活援助	人	人	人	人
共同生活援助	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
施設入所支援	人	人	人	人

2 ○相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
計画相談支援	人	人	人	人
地域移行支援	人	人	人	人
地域定着支援	人	人	人	人

3 ○障害児通所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
医療型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
放課後等 デイサービス	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4 ○障害児入所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
福祉型障害児入所施設	人	人	人	人
医療型障害児入所施設	人	人	人	人

5 ○障害児相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
障害児相談支援	人	人	人	人

6

7

1 湖北福祉圏域（長浜市、米原市）

2 ○訪問系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間	時間	時間	時間
	人	人	人	人

3 ○日中活動系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
生活介護	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
自立訓練 (機能訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
自立訓練 (生活訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労選択支援	人	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (A型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (B型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労定着支援	人	人	人	人
療養介護	人	人	人	人
短期入所（福祉型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
短期入所（医療型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4
5
6
7
8

1 ○居住系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
自立生活援助	人	人	人	人
共同生活援助	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
施設入所支援	人	人	人	人

2 ○相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
計画相談支援	人	人	人	人
地域移行支援	人	人	人	人
地域定着支援	人	人	人	人

3 ○障害児通所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
医療型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
放課後等 デイサービス	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4 ○障害児入所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
福祉型障害児入所施設	65 人	77 人	77 人	77 人
医療型障害児入所施設	21 人	22 人	22 人	22 人

5 ○障害児相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
障害児相談支援	人	人	人	人

6

7

1 高島福祉圏域（高島市）

2 ○訪問系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間	時間	時間	時間
	人	人	人	人

3 ○日中活動系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
生活介護	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
自立訓練 (機能訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
自立訓練 (生活訓練)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労選択支援	人	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (A型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労継続支援 (B型)	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
就労定着支援	人	人	人	人
療養介護	人	人	人	人
短期入所（福祉型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
短期入所（医療型）	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4
5
6
7
8

1 ○居住系サービス

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
自立生活援助	人	人	人	人
共同生活援助	人	人	人	人
(うち強度行動障害)	人	人	人	人
(うち高次脳機能障害)	人	人	人	人
医療的ケアを必要とする者	人	人	人	人
施設入所支援	人	人	人	人

2 ○相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
計画相談支援	人	人	人	人
地域移行支援	人	人	人	人
地域定着支援	人	人	人	人

3 ○障害児通所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
医療型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
放課後等 デイサービス	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人

4 ○障害児入所支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
福祉型障害児入所施設	人	人	人	人
医療型障害児入所施設	人	人	人	人

5 ○障害児相談支援

種 類	令和5年度実績 (11月時点)	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
障害児相談支援	人	人	人	人

6

7

1 (6) 県が実施する地域生活支援事業の見込量

2 地域生活支援事業とは、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常
3 生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による
4 事業のことと言えます。

5 県が実施する地域生活支援事業の量を見込み、事業の計画的な実施に努めます。

6
7 ○発達障害者支援センター運営事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者支援センターにおいて、発達障害に係る相談支援や就労支援を行うとともに、市町の発達支援センター等の関係機関との連携や役割分担により、重層的な支援体制を構築する。	利用 見込 者数	900人	800人	800人

8

9 ○高次脳機能障害支援普及事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
高次脳機能障害者支援センターにおいて、関係機関と連携のもと、高次脳機能障害のある人の地域生活を支える人材養成や身近な地域での相談支援を行うとともに、県民への知識の普及や理解の促進を図る。	利用 見込 者数	175人	170人	165人

10

11 ○障害児等療育支援事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
小児保健医療センター療育部（令和7年1月に県立総合病院と組織統合予定）から専門職員を派遣し、地域の児童発達支援事業所等の支援を行う。	派遣 回数	140回	140回	140回

12

1 ○障害者就業・生活支援センター事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉圏域における働き・暮らし応援センターが、地域の障害者雇用・就労支援の拠点として、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業等と連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図る。	支援する 在職者数	3,918人	4,113人	4,318人

2

3 ○手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者、要約筆記者の養成研修を行い、人材の確保に努める。	研修 修了者数	30人	30人	30人

4

5 ○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
盲ろう者向け通訳・介助者の養成研修を行い、人材の確保に努める。	研修 修了者数	15人	15人	15人

6

7 ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
広域的な対応や専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者、要約筆記者の派遣を行う。	派遣 回数	120件	120件	120件

8

9

10

11

12

1 ○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
広域的な対応や専門性の高い意思疎通支援を行う盲ろう者向け通訳・介助者の派遣を行う。	派遣回数	2,313件	2,313件	2,313件

2

3 ○意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者の派遣にかかる市町相互間の連絡調整を行う。	事業実施の有無	有	有	有

4

5 ○都道府県相談支援体制整備事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域自立支援協議会および相談支援体制の強化に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進する。	アドバイザー数	20人	20人	20人

6

7 ○発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害のある人の支援ニーズの把握や市町・福祉圏域等における支援関係者間での情報共有や支援体制についての検討等を行う地域協議会の開催により、発達障害のある人への生涯を通じた支援体制の充実を図る。	実施開催回数	2回	2回	2回

8

9

10

11

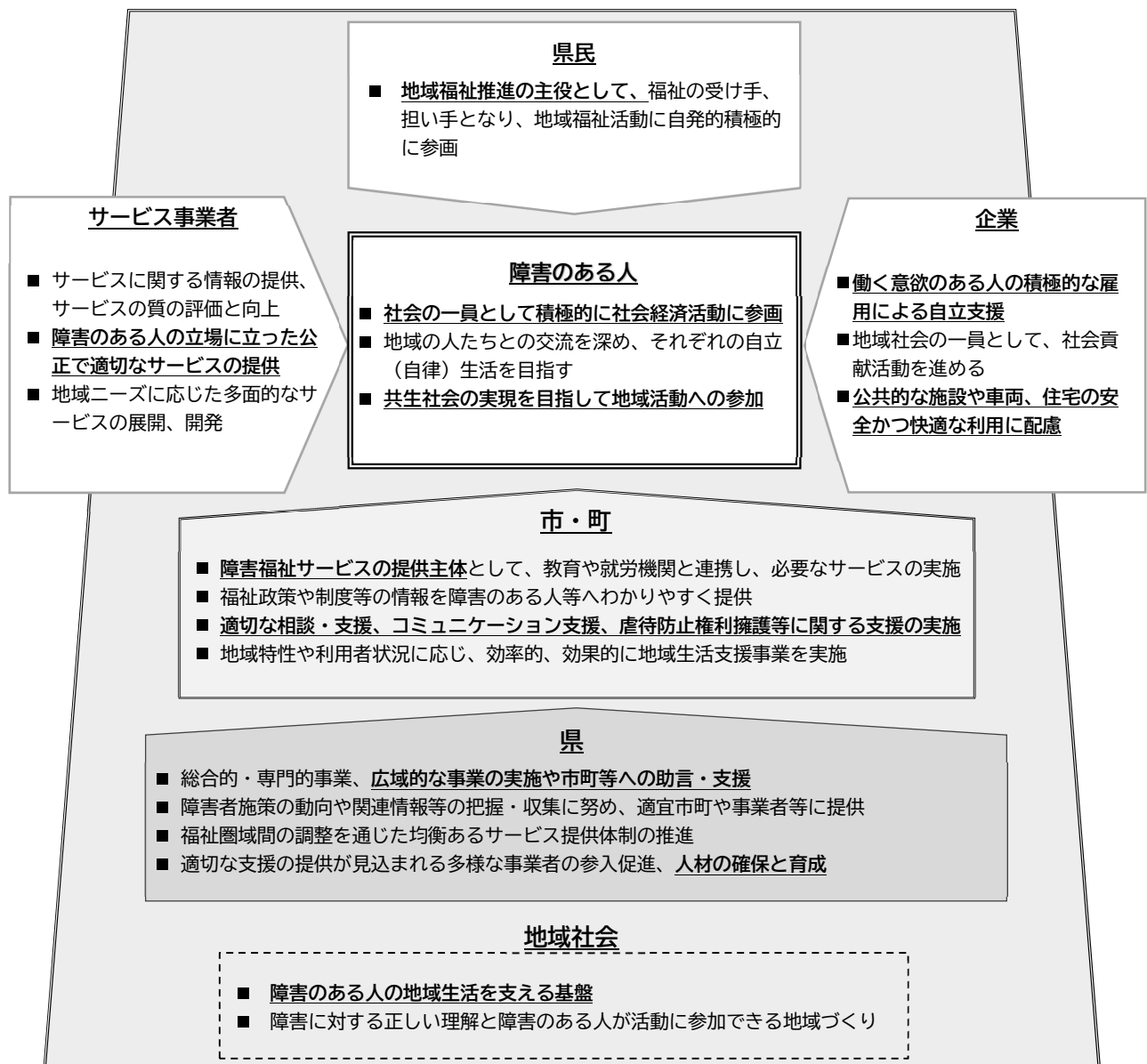
12

IV 施策の推進体制と進捗管理

1. それぞれに求められる役割

県プランに示している各施策や取組は県のみで進めていくことはできません。基本目標の5つの視点でも「みんなで取り組む」を掲げているとおり、市や町、障害のある当事者の皆さんを含む県民の皆さん、障害福祉サービス等を提供する事業者・企業の皆さんのご協力が不可欠です。県を含め、それぞれの皆さんに求められる役割については以下の図のとおりです。

図IV-1 求められる役割



2. PDCA サイクルによる推進体制と進捗管理

県プランは、計画期間における成果目標や事業量見込み等の活動指標を定め、計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)というマネジメントサイクルに基づき、年度ごとに計画の進捗状況や施策の実施状況を進行管理します。

評価や計画の見直し、次年度の取組については、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴き、評価結果を公表します。評価結果を踏まえて、次年度以降のさらなる計画の推進を図ります。制度改正や新たな課題への対応等、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しを行います。

また、滋賀県障害者自立支援協議会の各部会機能を活用し、支援の現場から集約された課題を解決するための研究や、相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成研修を通じた人材育成、支援体制整備に取り組みプランの実効性を高めます。更に、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会や発達障害者地域支援協議会等における意見についてもプランの推進および進捗管理に活用します。

図IV-2 各協議体を活用した県プランの進捗管理

